赤平市子ども・子育て支援計画

（計画期間　平成２７年度～平成３１年度）

平成２７年３月
赤　　平　　市

はじめに

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりは、国及び地方自治体が一体的に取り組まなければならない最重要課題の一つです。

近年、全国的にも少子化が進行している中、本市では、全ての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活をおくることができる地域社会を築くため、平成１７年３月に「赤平市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定しました。また、平成２１年７月に策定した「第５次赤平市総合計画」では、少子化対策を重点プロジェクトの一つとして位置づけ、今日まで様々な施策を進めてきました。

しかし、国勢調査による平成２２年の本市における１５歳未満人口は１，０７２人で、平成２年と比較すると６０．５％減少しており、本市の少子化は急速に進行しています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化など社会環境が大きく変化している中、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状や、子育ての孤独感と負担感が増加していることなど、子育てをめぐる様々な課題が生じています。

こうした状況の中、国や地域を挙げて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みとして、平成２４年８月に「子ども・子育て関連３法」が制定され、これらの法律に基づき、平成２７年４月からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に施行する予定です。

このような状況を受け、本市においても、「赤平に住む若い世代の子育てを市民がみんなで応援するまちづくり」を目指して、「赤平市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

今後は、市民の皆様や地域・関係団体と相互に連携を図りながら、計画の進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画策定に当たり、アンケート調査などで貴重なご意見・ご提言をくださった多くの市民の皆様を始め、熱心なご審議をいただきました、赤平市子ども・子育て会議の委員の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成２７年３月

赤平市長　高　尾　弘　明

目　　次

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
４　計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　赤平市の子ども・子育てを取り巻く環境

１　人口・世帯等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
２　教育・保育環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
３　アンケート調査結果から見る子ども・子育ての状況・・・・・・・・・・・・・12
４　将来の児童人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第３章　計画の基本的な考え方

１　子ども・子育てビジョン（基本理念）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
２　計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
３　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第４章　施策の展開（次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画）

基本目標１　安心して子どもを生み育てられる環境づくり・・・・・・・・・・・・25
基本目標２　親と子が健やかに暮らせるための支援の充実・・・・・・・・・・・・30
基本目標３　親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供・・・・・・・・・・・・37
基本目標４　支援が必要な親子を優しく包む施策の実施・・・・・・・・・・・・・47
基本目標５　親子を見守る安心で快適なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・54
ま　と　め　赤平市が実施する子ども・子育て支援の重点施策・・・・・・・・・61

第５章　量の見込みと確保の方策等（子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画）

１　教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
２　幼児期の教育・保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
３　地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
４　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・80

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
２　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

資料編

１　赤平市子ども・子育て支援計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・85
２　赤平市子ども・子育て会議について（設置条例・委員名簿）・・・・・・・・ 87
３　アンケート調査の結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
４　その他資料（用語解説、市立赤平幼稚園・市立保育所の保育料）・・・・・ 93

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景と趣旨

我が国の人口は平成２０年から減少が続き、少子化問題は、社会経済の根幹を揺るがしかねない、待ったなしの課題となっています。この流れに歯止めをかけるべく、国は様々な少子化対策を推進する中で、平成１５年には、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」を制定。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、地方公共団体には地域行動計画、企業には事業主行動計画の策定が義務付けられ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成を目指し、国、地方、企業、国民が一体となった取組が進められるようになりました。しかし、この間も少子化の進行に十分な歯止めはかからず、出生数や出生率の減少傾向は続いています。

かつて、子育ての多くは、祖父母・親・兄弟といった家族や近隣の住民とが相互に連携・協力しあいながら行われてきましたが、こうした慣習は極めてまれなケースとなっています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、経済不況や就労形態の変化による共働き家庭の増加などといった時代背景の変化により、子育ての当事者である親自身も含め、子ども・子育てに関わる人材や時間が減少し、多くの子どもや保護者の子育てに、不安や困難、孤独感を増大させています。そして、これらの子どもを生み育てづらい環境が、更なる少子化の進行を招くといった深刻な状況を生み出しています。

また、都市部への人口集中や地方の過疎化は急速に進んでおり、そのことが少子化対策の根幹をなすべき子ども・子育て支援の地域間格差の拡大を助長し、地方の更なる少子化の進行や人口減少に拍車をかけるといった悪循環も生み出しており、赤平市もその例外ではありません。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会情勢の不安を取り除くべく、国では新たな子ども・子育てに関する支援制度を構築するための取組を進めてきました。平成２２年には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成２４年には、「子ども・子育て関連３法」が制定されたところです。これらの法に基づく新たな子ども・子育て支援制度が、平成２７年度から本格的にスタートすることとなり、地方公共団体には新制度の着実な推進のため「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

このような動きの中、当市では平成１６年度に「赤平市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、平成２１年度には計画の見直しも行いながら、子育て支援や親子の健康支援、教育などの施策を推進してきました。地域行動計画が終了年度を迎え、さらには、国が進める新たな少子化対策及び子ども・子育て支援の取組や、市の子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応するべく、平成２７年度から平成３１年度までの「赤平市子ども・子育て支援計画」を策定します。

２　計画の位置付け

⑴ 赤平市の子ども・子育て支援に関わる「総合計画」

本計画は、赤平市に住む全ての子ども・子育て家庭を対象に、市が進めていく施策の内容や方向性を定める、子ども・子育て支援全般に関わる総合的な計画です。また、本計画は、市のまちづくりの基本となる「第５次赤平市総合計画（活き生きプラン２１）」を上位計画とし、子ども・子育てに関連する市の諸計画との整合性も図るものとします。その上で本計画は、総合計画が掲げる「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」を始めとする理念の実現、子どもや子育て支援の更なる充実を目指す指針となるものです。

⑵ 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」

赤平市の少子化対策・子育て支援全般を網羅した「赤平市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」が、平成２６年度で完了年度を迎えました。後期計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が平成３６年度まで延長されたこと、さらには、後期計画の施策や課題を切れ目なく引き継ぎ検討を進めることが必要であるとの考えから、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第８条の規定に基づく、後期計画を継承した市町村行動計画に位置付けます。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第８条　市町村は、行動計画策定指針に即して、５年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、５年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

⑶ 子ども・子育て支援法に基づく「市町村事業計画」

本計画は、「子ども・子育て支援法」第６１条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された３つの法律（子ども・子育て関連３法）や国から示された「子ども・子育て支援法に基づく事業計画の基本指針」に基づき、当市における「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものとします。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第６１条　市町村は、基本指針に即して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

図表１　計画の位置付け

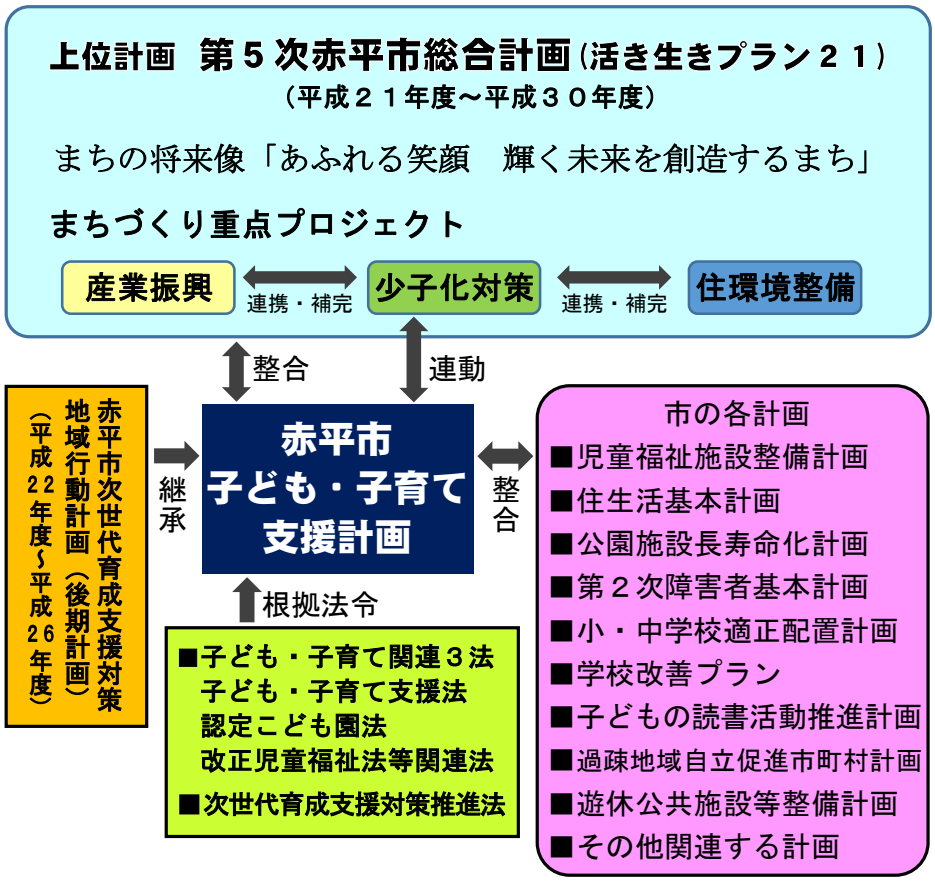

３　計画の期間

本計画は平成２７年度を初年度とし、平成３１年度までの５年間を計画期間とします。また、計画最終年度の平成３１年度には、計画期間における成果と課題を点検し制度改正なども踏まえ、必要な見直しを加えた新たな計画を策定するものとします。

なお、社会・経済情勢や当市における子ども・子育てを取りまく環境の変化に合わせ、さらには、本計画で設定された目標の到達と検討課題の解決を図るべく、計画期間中にあっても随時必要な見直しを行い、赤平市における子ども・子育て支援を着実に推進することを目指します。

図表２　計画の期間

平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）		**赤平市子ども・子育て支援計画（平成２７年度～平成３１年度）**					次期計画
	本計画の策定	本計画の点検・評価（随時見直し）				本計画の見直し	

４　計画の策定体制

⑴ アンケート調査の実施

本計画策定のための基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に、就学前児童・小学生のいる全世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

図表３　アンケート調査の実施結果

調査方法	対象全世帯に調査票を配布。郵送若しくは保育所・幼稚園・小学校への提出による回収。	
調査期間	平成２５年１１月２９日～平成２６年１月１０日	
調査対象	赤平市在住の 就学前児童の保護者全て	赤平市在住の 小学生の保護者全て
対象者数	２５８人	３２７人
回収数（回収率）	１３０票（５０．３９％）	１１５票（３５．１７％）

⑵ 赤平市子ども・子育て会議の設置及び開催

本計画の策定に当たり、幅広い関係者の参画と市民の方々からのご意見が十分に反映されることを目的として、子育て当事者や子ども・子育て支援に関わる関係者で構成される「赤平市子ども・子育て会議」を平成２５年９月に設置し、これまでに計６回の会議を開催しています。当会議は、「子ども・子育て支援法」で市町村に設置の努力義務が課せられた「審議会その他の合議制の機関」ですが、同法で市町村に策定が義務付けられた「市町村事業計画」の記載事項にとどまらず、当市における子ども・子育て支援全般についての協議を重ね、委員の皆さんからいただいたご意見をもとに、本計画が策定されることとなりました。

⑶ パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

・パブリックコメント実施期間　平成２６年１２月２６日～平成２７年１月１６日
・寄せられた意見の数　０通、０件

⑷ 赤平市少子化対策プロジェクトチームでの協議

当市における少子化対策や子育て支援施策について検討・協議をする、市庁舎内での「少子化対策プロジェクトチーム」が平成２３年度に設置され、平成２４年度からは当プロジェクトチームの提言に基づき、中学生以下の医療費無料化等が実施されてきたところです。本計画策定に当たり、市では今後の子ども・子育て支援の施策について、当プロジェクトチームを市（行政）としての考えを協議・調整する場として位置付け、本計画に盛り込むべき各施策についての検討を重ねました。

第２章　赤平市の子ども・子育てを取り巻く環境

１　人口・世帯等の状況

⑴ 児童数と総人口

１７歳以下の児童数は平成１７年で 1,765 人でしたが、平成２１年は 1,473 人で、16.5%減少していました。その後も減少傾向は続き、平成２５年には 1,300 人を下回り、平成２６年には 1,168 人となり、平成２２年からの５年間で 17.6%減少しています。

年齢別では、平成２２年から平成２６年までの５年間で、６～１１歳（小学生）の減少率が最も高くなっています。

一方、総人口は平成２１年が 13,258 人でしたが、平成２２年に 13,000 人を下回り、平成２６年は 11,550 人で、平成２２年からの５年間で 10.3%減少しています。平成１７年から平成２１年までにおいても 10.3%の減少（平成１２年から平成１６年までは 5.5%の減少）となっており、この１０年間は高い減少率で推移していると言えます。

図表４　児童数と総人口（各年４月１日現在）

（人）

	平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年	５年間での減少率
０～５歳	351	350	341	315	286	18.5%
６～１１歳	498	465	440	414	387	22.3%
１２～１４歳	252	242	241	252	255	△1.2%
１５～１７歳	316	284	280	252	240	24.1%
児童合計（総人口に占める割合）	1,417（11.0%）	1,341（10.7%）	1,302（10.6%）	1,233（10.4%）	1,168（10.1%）	17.6%
１８～６４歳	6,567	6,370	6,134	5,885	5,599	14.7%
６５歳以上	4,893	4,797	4,798	4,766	4,783	2.2%
総人口	12,877	12,508	12,234	11,884	11,550	10.3%

※パーセンテージは、少数第２位を四捨五入して計算しています（以下同じ）。　《住民基本台帳》

図表５　総人口の動き（各年４月１日現在）

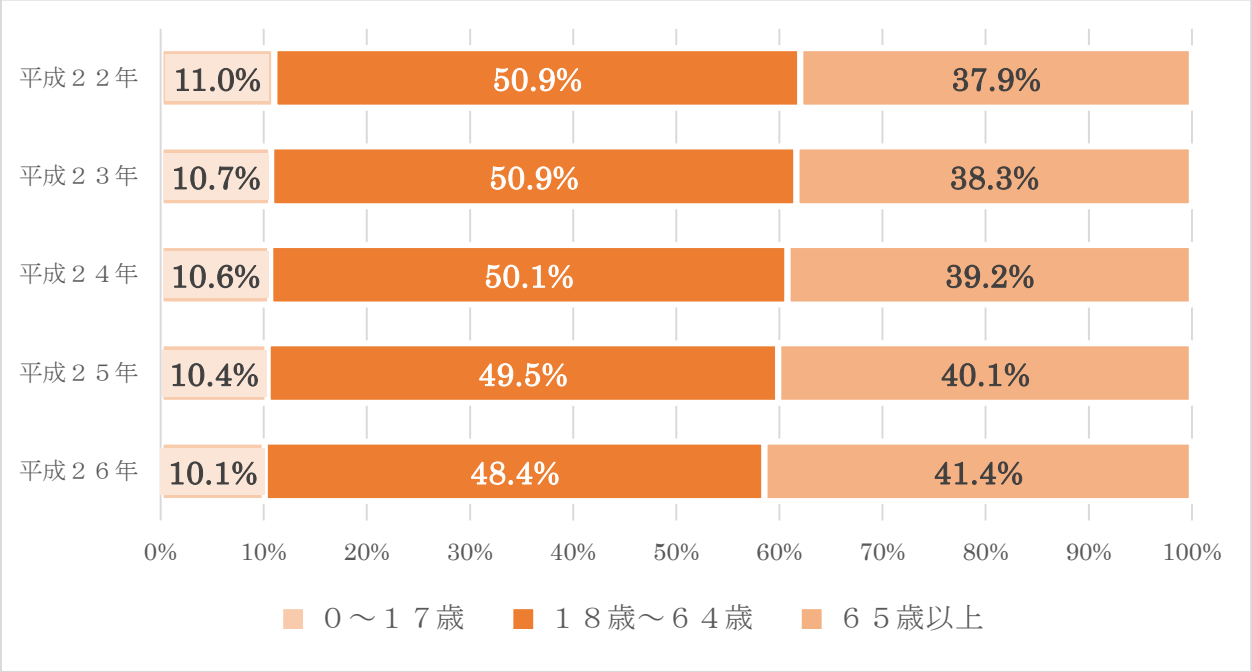

《住民基本台帳》

⑵ 世帯構成の状況

赤平市の世帯数は人口と同様に減少傾向にあり、平成２２年で 5,568 世帯となっています。

一般世帯における世帯構成の推移は単独世帯の割合が増加している一方で、祖父母・親・子どもで構成される３世代世帯を含むその他世帯が減少しており、世帯構成の状況からも、子どものいる世帯の減少が進んでいることがうかがえます。

図表６　世帯数の推移と構成状況

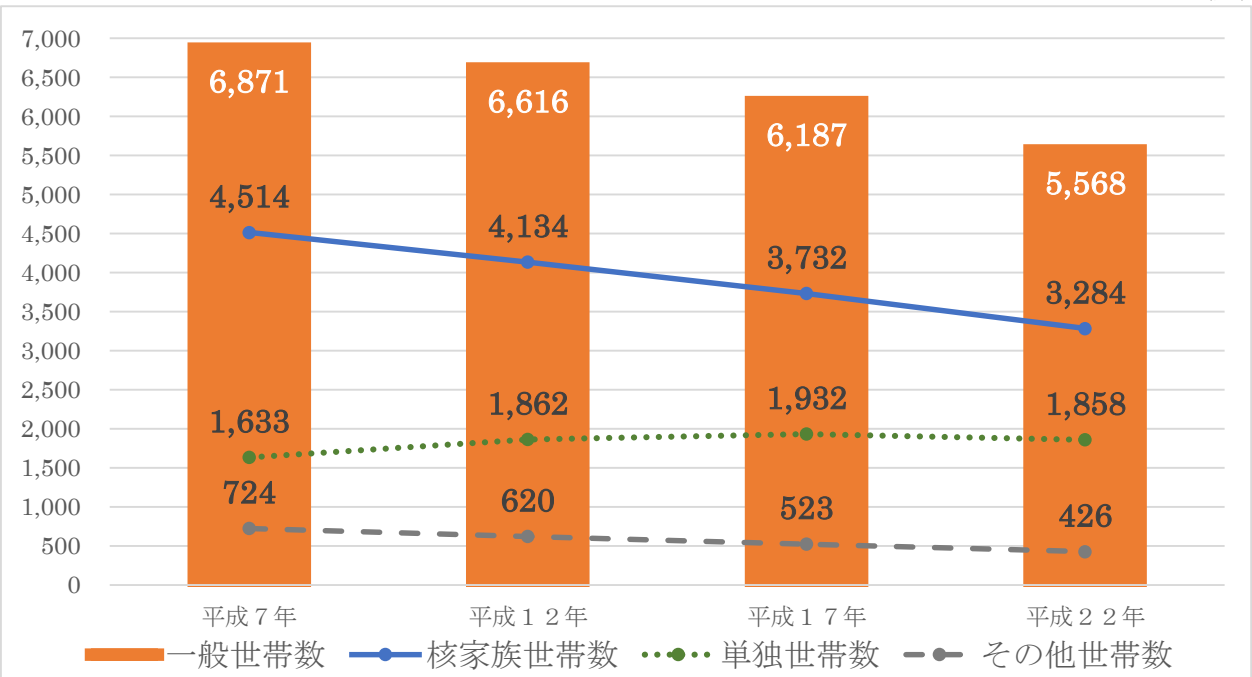

《国勢調査》

図表７　世帯構成の推移

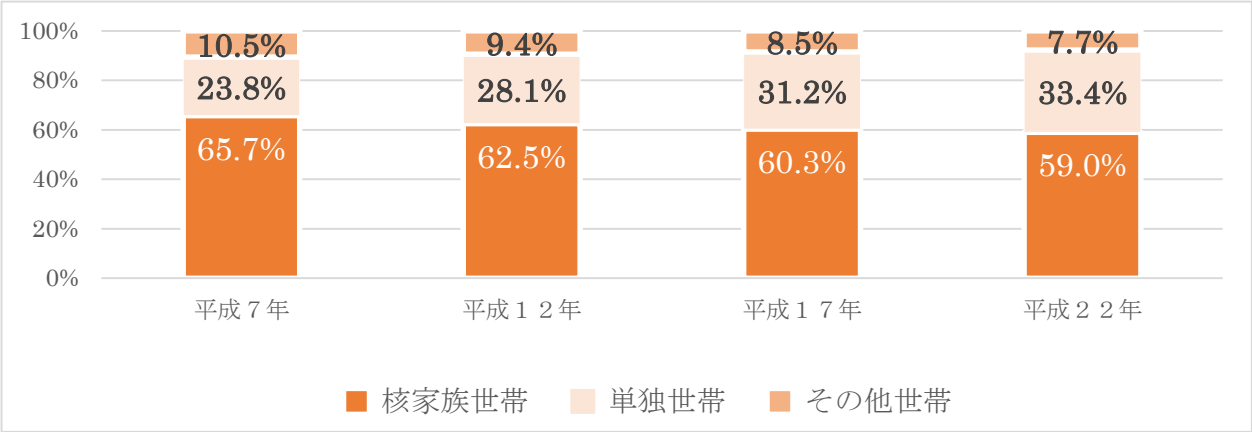

《国勢調査》

当市における児童のいる世帯数は、平成７年から平成２２年までで６歳未満児の497世帯が273世帯、１８歳未満児の1,530世帯が830世帯に激減しており、日頃の生活にあって、子どもに接することのない世帯が増えていることもうかがえます。

図表８　児童のいる世帯の割合

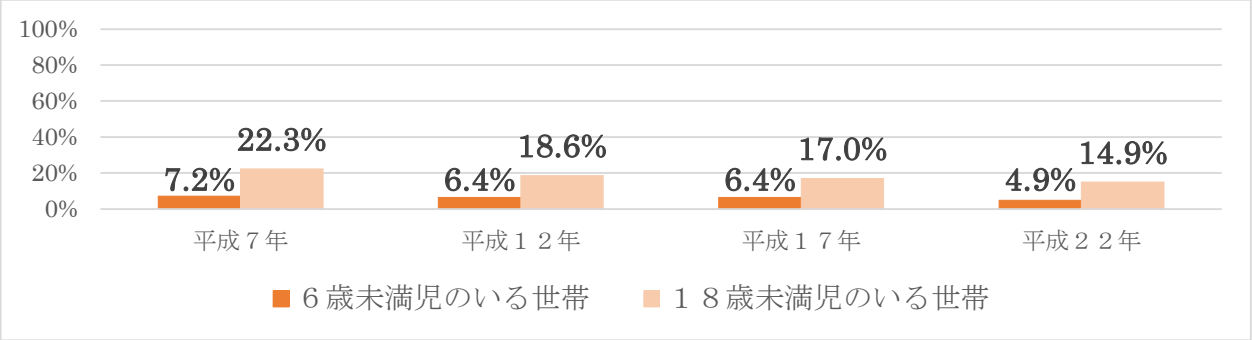

《国勢調査》

世帯総数の減少以上に夫婦のいる世帯数の減少が加速しており、平成２２年には、１０年前の世帯数の４分の１が減少しているという深刻な状況に至っています。また、共働き世帯（子どもあり）の割合は20%前後と、全国の30%前後に比べ非常に低い数値にとどまっています。

図表９　共働き世帯の状況

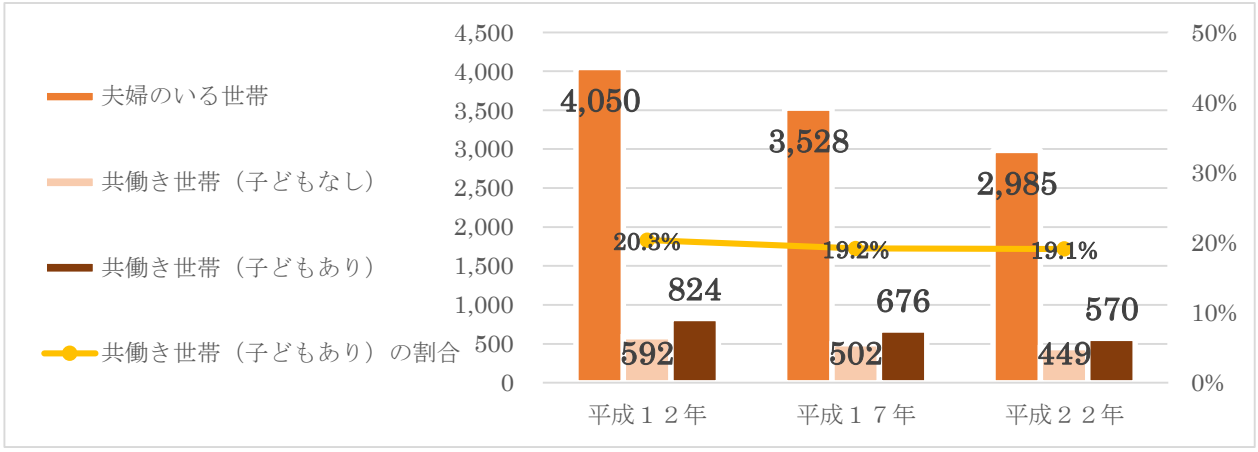

《国勢調査》

⑶ 出生数・出生率

赤平市で誕生した新生児数は平成２１年度で 60 人でしたが、平成２２年度以降は減少傾向が加速しており、この５年間での平均は 42.2 人となっています。

また、出生率の減少も著しく、全国・全道水準を大きく下回っています。さらに、合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、平成２０年～２４年で 1.22 人となっており、全国 1.38 人、全道 1.25 人よりも低くなっています。

図表１０　出生児童数

平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
60 人	49 人	46 人	39 人	48 人	29 人 ※3/16

《担当課調べ》

図表１１　出生率（人口 1,000 人当たりの出生数）の推移

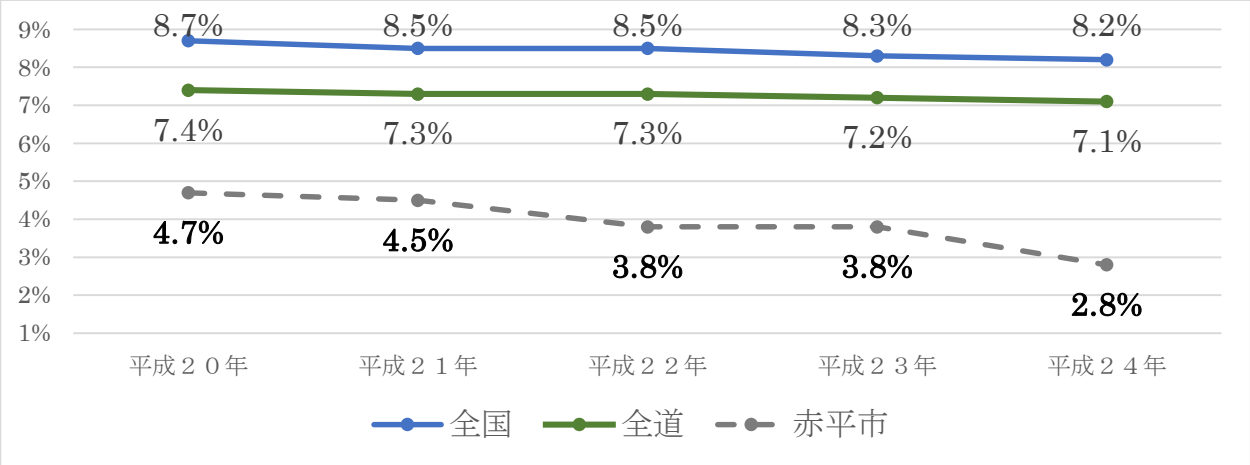

《北海道保健統計年報》

⑷ 人口動態

死亡数が出生数を上回る自然減と転出が転入を上回る社会減により、総人口は減少しています。

図表１２　人口動態の推移（年度分）

	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
自然増減	▲193 人	▲188 人	▲172 人	▲215 人	▲253 人
社会増減	▲221 人	▲192 人	▲125 人	▲102 人	▲147 人
合　　計	▲414 人	▲380 人	▲297 人	▲317 人	▲400 人

《担当課調べ》

⑸ 女性の就業状況

女性の年代別就業率は、いったん就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため２０代・３０代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線を描くことが多いと言われています。

全国･北海道のM字曲線では就業率の片方のピークが２５～２９歳であるのに対し、当市においてはそのピークが３０～３４歳となっていますが、その後の就業率の減少は微減にとどまっています。また、就業率はほぼ全ての年代で全国・全道水準を大きく上回っており、結婚や育児に関わる年代にあっても仕事を離れづらい状況にあることがうかがえ、このことが当市における出生率・合計特出生率が低水準にあることの大きな一因であると考えられます。

図表１３　女性の年代別就業率

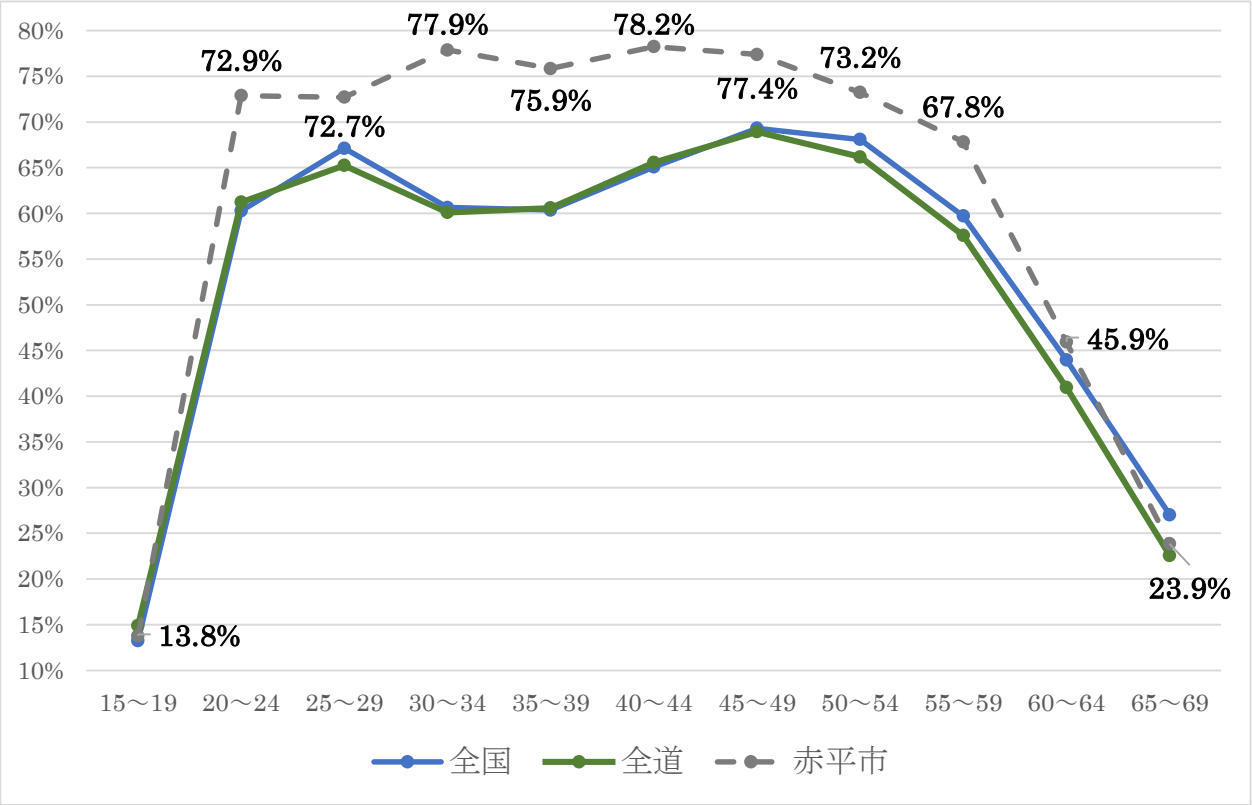

※赤平市のパーセンテージを表記しています。　《平成２２年国勢調査》

２　教育・保育環境の状況

⑴ 幼稚園・保育所の通園・通所状況

市内に１か所ある幼稚園（市立赤平幼稚園）の園児数は５年間の平均で 76.4 人で、平成２６年は 74 人が通園しています。

保育所は市立保育所が２か所（文京・若葉保育所）あり、入所児数は５年間の平均で 119 人で、平成２６年は 107 人が通所しています。

当市における全体の児童数は減少していますが、いずれもほぼ横ばいで推移しています。

図表１４　幼稚園（５月１日現在）・保育所（９月１日現在）の状況

（人）

		平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年
幼稚園	幼稚園数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	児童数合計	74	78	75	81	74
	３歳児	16	23	12	26	14
	４歳児	29	29	34	22	33
	５歳児	29	26	29	33	27
保育所	保育所数	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所
	児童数合計	119	123	125	121	107
	０歳児	5	7	4	4	3
	１歳児	17	13	14	18	16
	２歳児	22	21	20	21	18
	３歳児	26	30	21	18	26
	４歳児	21	28	34	23	22
	５歳児	28	24	32	37	22

《担当課調べ》

⑵ 通学状況

小学校は茂尻・住友赤平・平岸小学校統合により、平成２６年度から３校となっています。小学校の児童数は平成２２年から平成２６年までで22.6%減少しており、平成２６年は384人が通学しています。

また、中学校は市内に２校あり、この５年間では生徒数に大きな変動はなく、平成２６年は246人が通学しています。

図表１５　小・中学校の児童生徒数（５月１日現在）

（人）

		平成２２年	平成２３年	平成２４年	平成２５年	平成２６年
小学校	小学校数	5校	5校	5校	5校	3校
	児童数合計	496	466	435	414	384
	１年生	71	63	45	63	69
	２年生	82	68	65	44	63
	３年生	90	82	67	64	42
	４年生	88	89	81	71	61
	５年生	79	85	91	81	69
	６年生	86	79	86	91	80
中学校	中学校数	2校	2校	2校	2校	2校
	生徒数合計	250	241	241	249	246
	１年生	77	84	78	86	84
	２年生	81	78	85	78	85
	３年生	92	79	78	85	77

《担当課調べ》

⑶ 児童館・児童センターの利用状況

現在、市内には児童館が３か所、児童センターが２か所あり、各地区の子どもの居場所として広く認知されていますが、利用者数はこの５年間で31.2%減少しています。「小学生の減少」、「教育課程の見直し（６時間授業の増）」、「学校統合でスクールバス下校となり、放課後に児童館を利用できる時間が減った」などの理由が考えられます。

図表１６　児童館・児童センターの利用状況

（人）

	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
合　　計	38,871	37,564	34,363	29,853	26,724
赤平児童館	5,021	5,302	5,837	5,374	5,419
茂尻児童館	6,809	5,834	5,345	6,108	5,402
文京児童館	6,353	6,086	4,928	3,232	5,084
平岸児童センター	7,952	7,819	8,556	7,018	3,185
豊里児童センター	12,736	12,523	9,697	8,121	7,634

《担当課調べ》

３　アンケート調査結果から見る子ども・子育ての状況

⑴ 兄弟・姉妹の人数

就学前・小学生世帯ともに、２人以内が約８割を占めています。

図表１７　兄弟・姉妹の人数

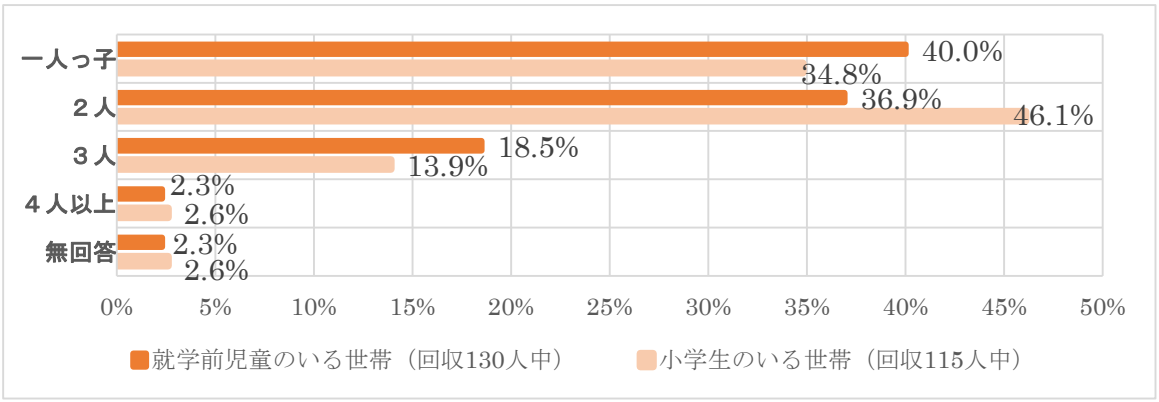

⑵ 家族構成

就学前・小学生世帯ともに、核家族（親と未婚の子どものみの世帯）が８割を超えています。

図表１８　家族構成

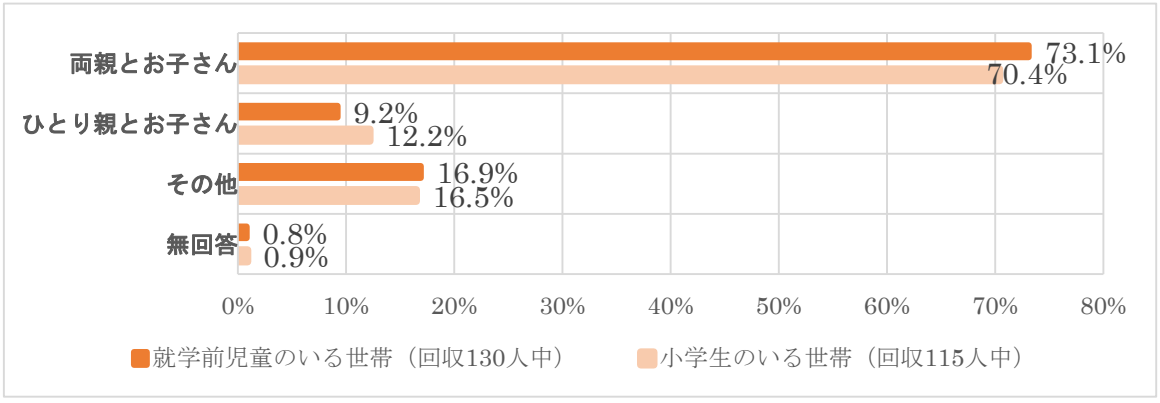

⑶ 子育て（教育を含む）について、気軽に相談できる人と場所の有無

就学前・小学生世帯ともに「いる／ある」が多数を占めていますが、「いない／ない」と答えた方々の相談の受入れ先をどのように確保していくかが課題です。

図表１９　相談できる人はいるか／場所はあるか

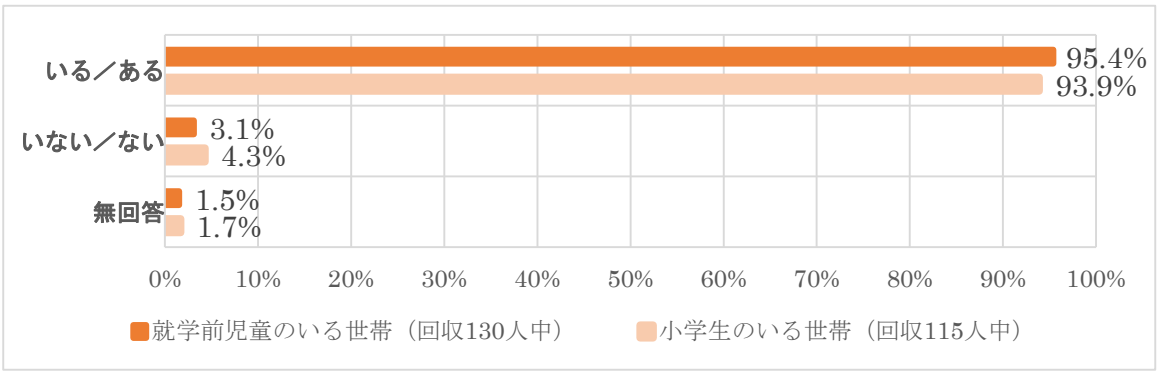

⑷ 保護者の就労状況

母親の就労状況については、就学前世帯では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 40.8%で最も多く、小学生世帯では「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 37.4%で最も多くなっています。

父親の就労状況については、就学前・小学生世帯ともに「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」がそれぞれ８割程度を占め、最も多くなっています。

図表２０　母親の就労状況

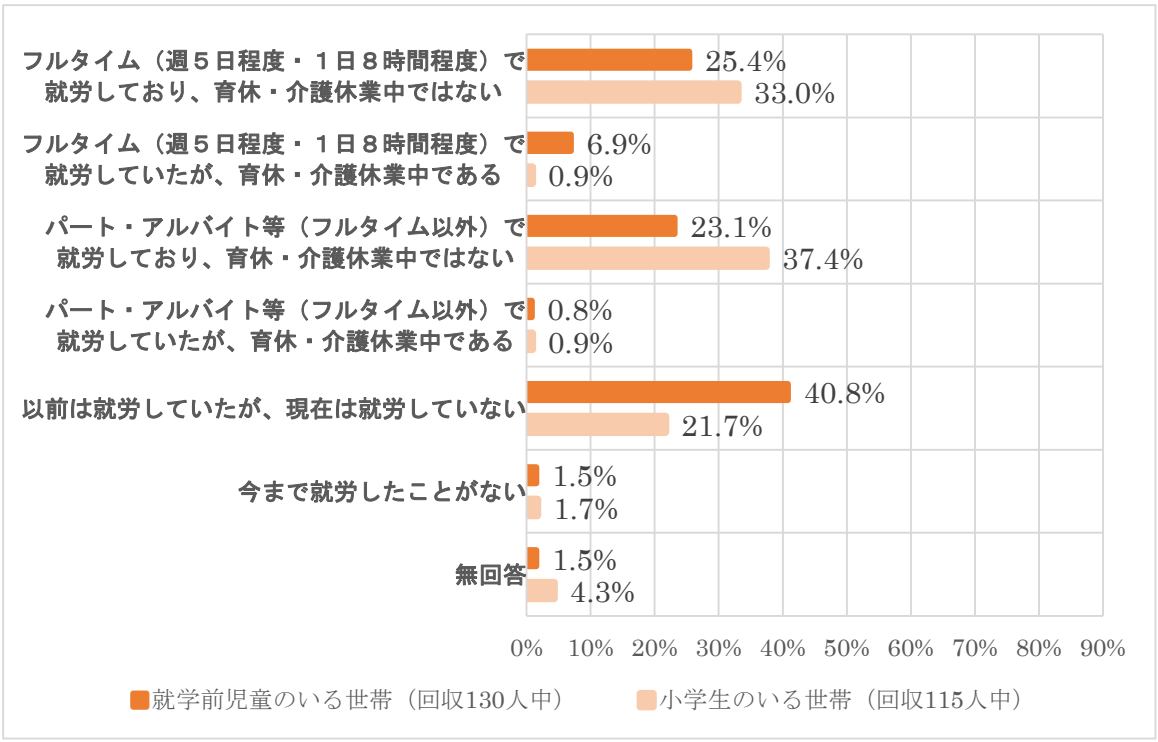

図表２１　父親の就労状況

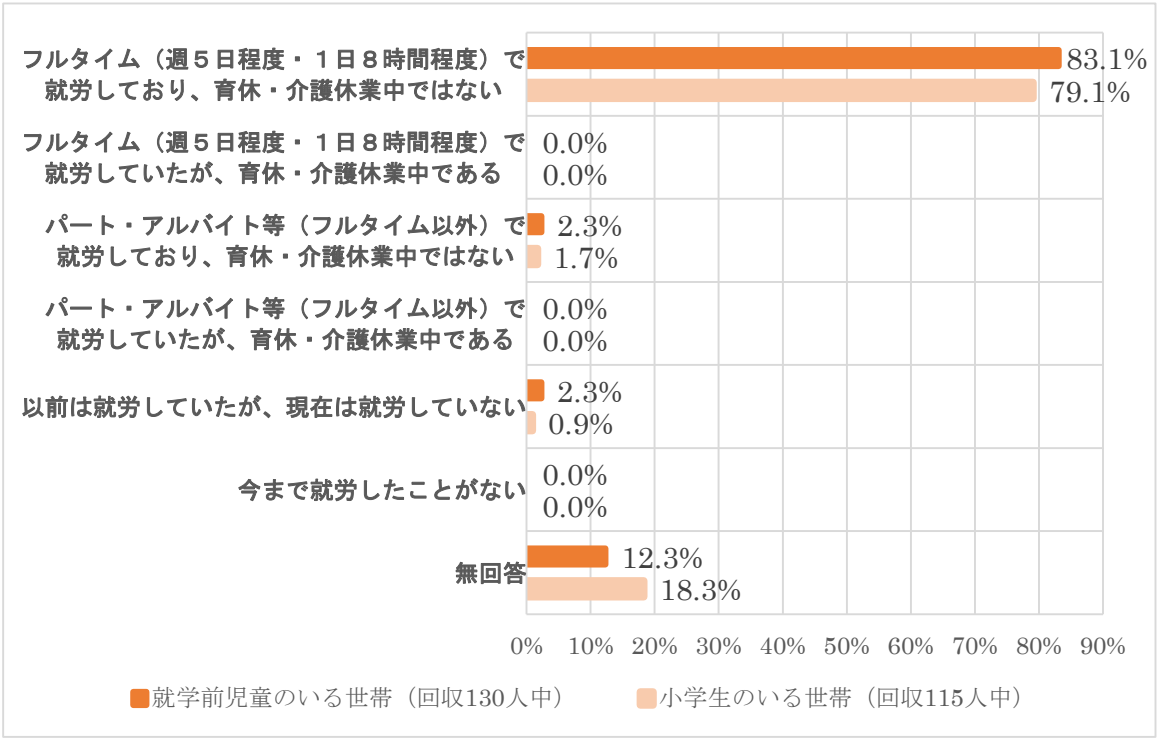

⑸ 定期的な教育・保育の利用状況

就学前世帯の 72.3%が、定期的な教育・保育を利用しています。また、現在利用している教育・保育施設は認可保育所が 50%、次いで幼稚園が 42.6%となっています。

現在の利用の有無にかかわらず、今後利用したい施設では幼稚園が 53.8%、次いで認可保育所が 51.5%と過半数を占めますが、当市には事業実績のない認定こども園やファミリー・サポート・センターの利用ニーズも存在しています。

図表２２　幼稚園・保育所等の利用の有無

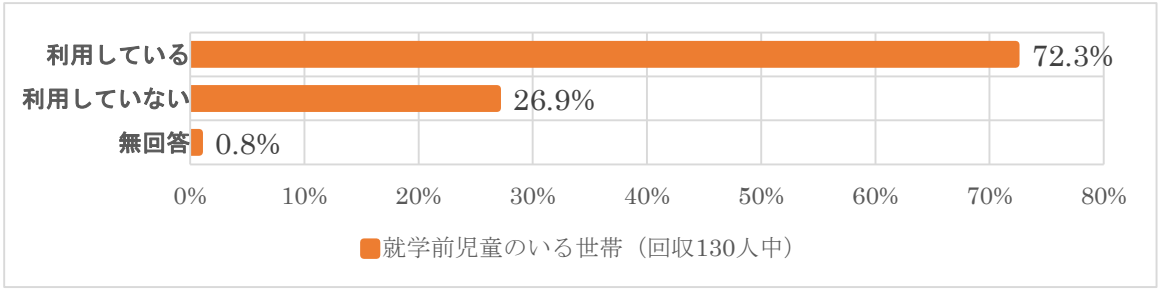

図表２３　定期的に利用している教育・保育施設（複数選択可）

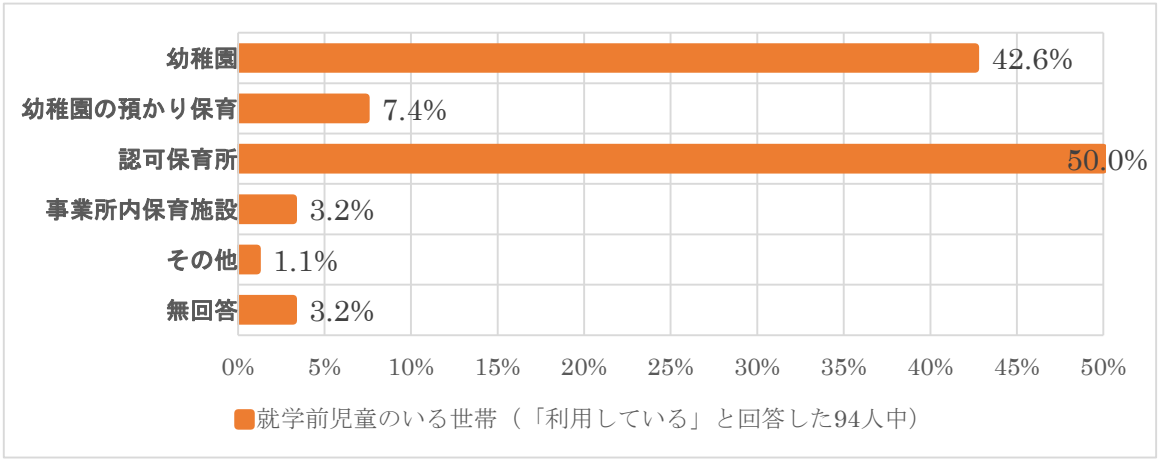

図表２４　定期的に利用したい教育・保育施設（複数選択可）

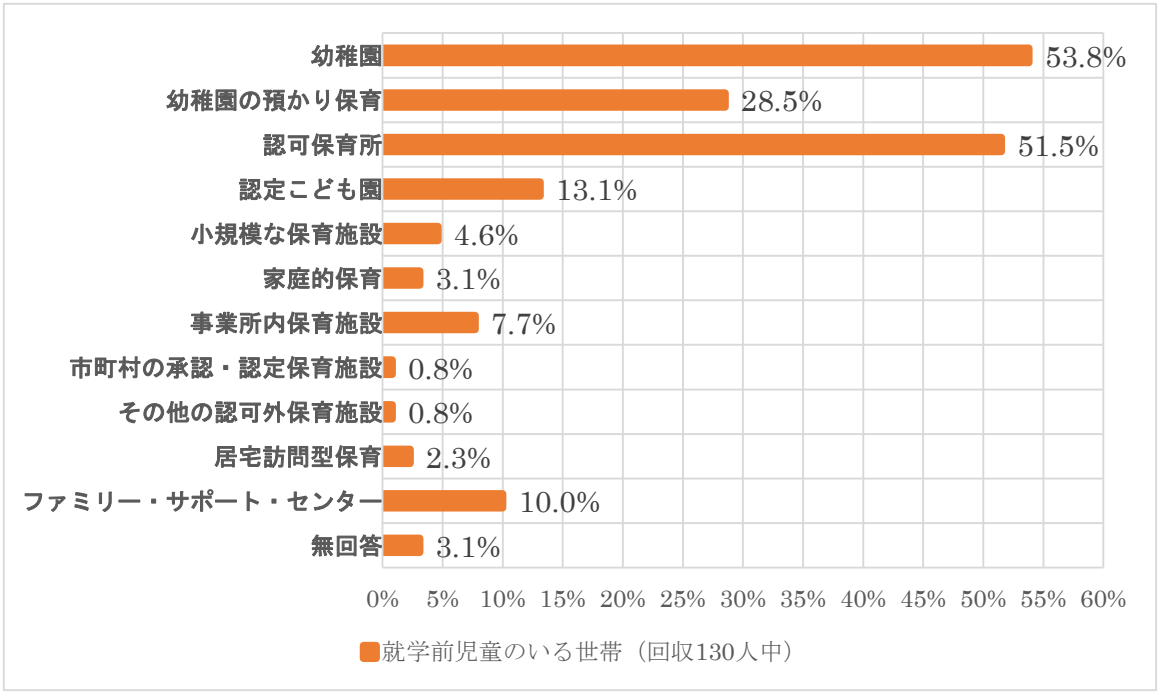

⑹ 今後利用したいサービスについて（「はい」か「いいえ」を選択）

「文化・体育施設（東公民館・みらい・プール・総合体育館等）の中学生以下利用料無料化」が就学前世帯で 89.2%、小学生世帯で 70.4%と最も高く、次いで「中学生以下の医療費無料化」が就学前世帯で 84.6%、小学生世帯で 69.6%と続きます。他と比べて選択数が多くはないサービスについても一定程度の利用意向があり、ニーズに応え得るきめ細やかな体制整備が求められるところです。

図表２５　今後利用したいサービスの選択結果（就学前児童のいる世帯）

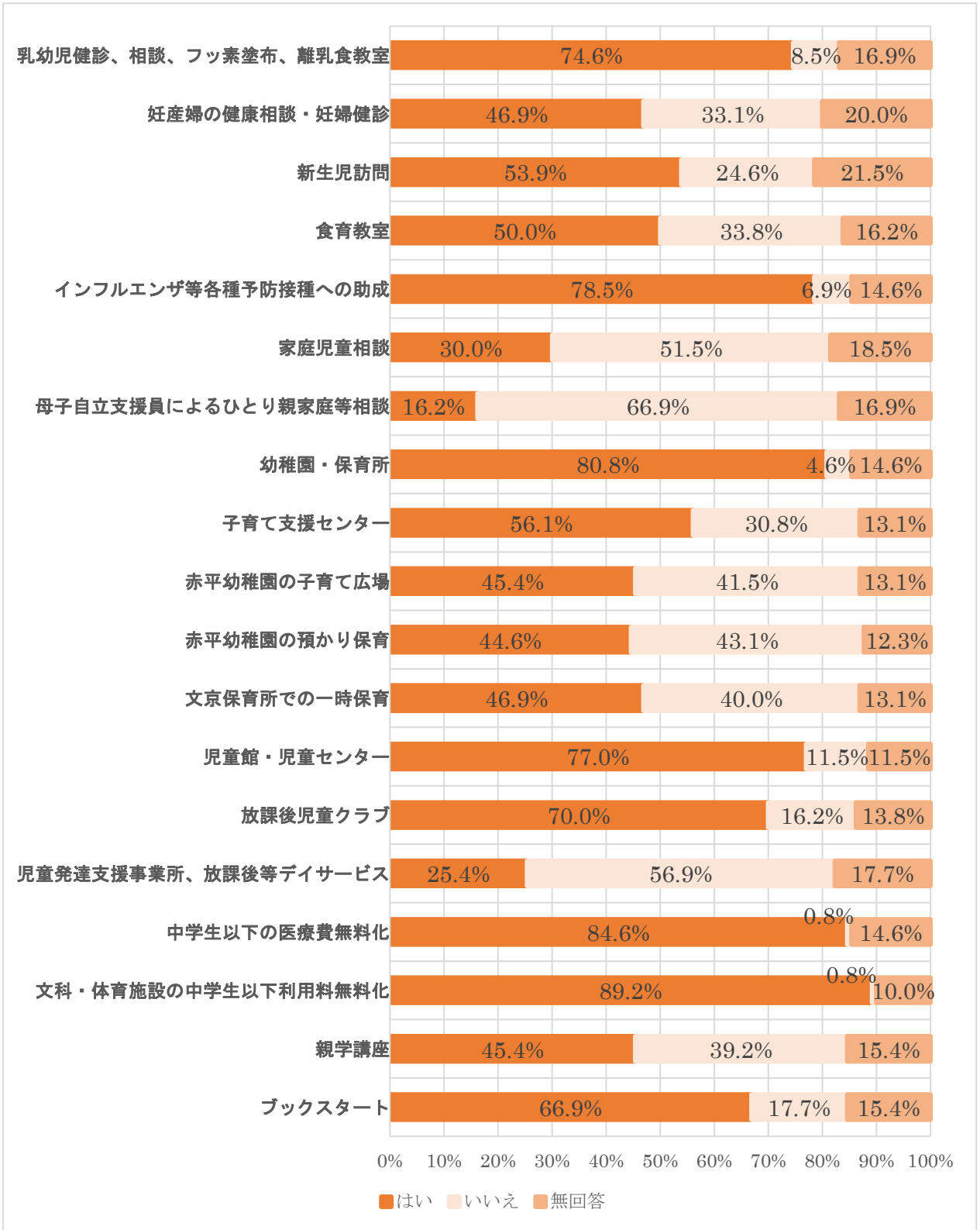

図表２６　今後利用したいサービスの選択結果（小学生のいる世帯）

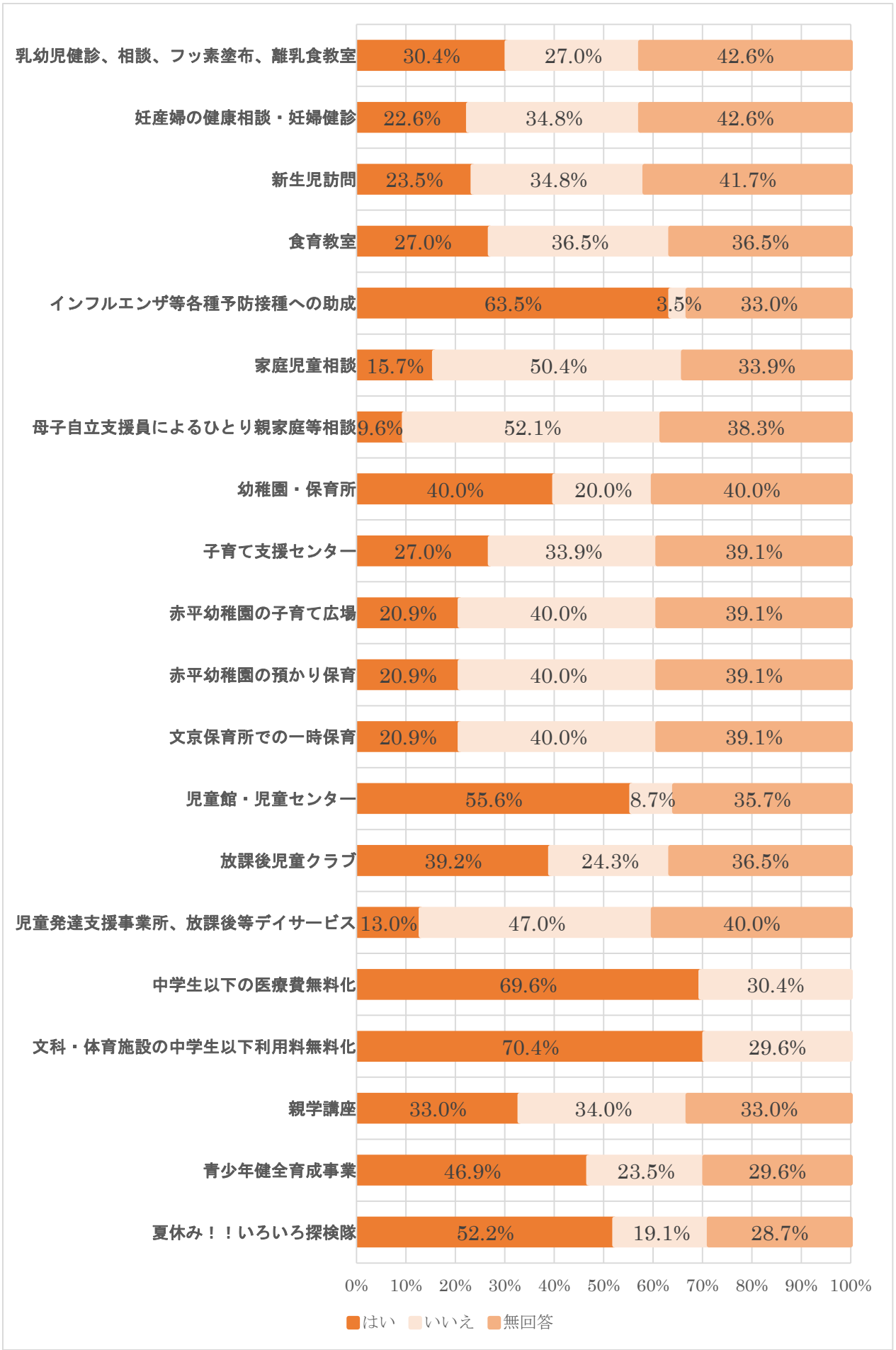

⑺ 赤平市の子育て支援について特に期待すること（主なもの３つまでを選択）

就学前・小学生世帯ともに、「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が過半数を超え、次いで「子育て世帯への経済的負担を軽減してほしい」が４割、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」が３割を超えています。就学前世帯では「保育所や幼稚園の費用を軽減してほしい」との声も多く、子育て世帯への経済的支援と保護者や子どもたちの安心できる遊び場を求める声が多数を占めました。

図表２７　赤平市の子育て支援に期待すること

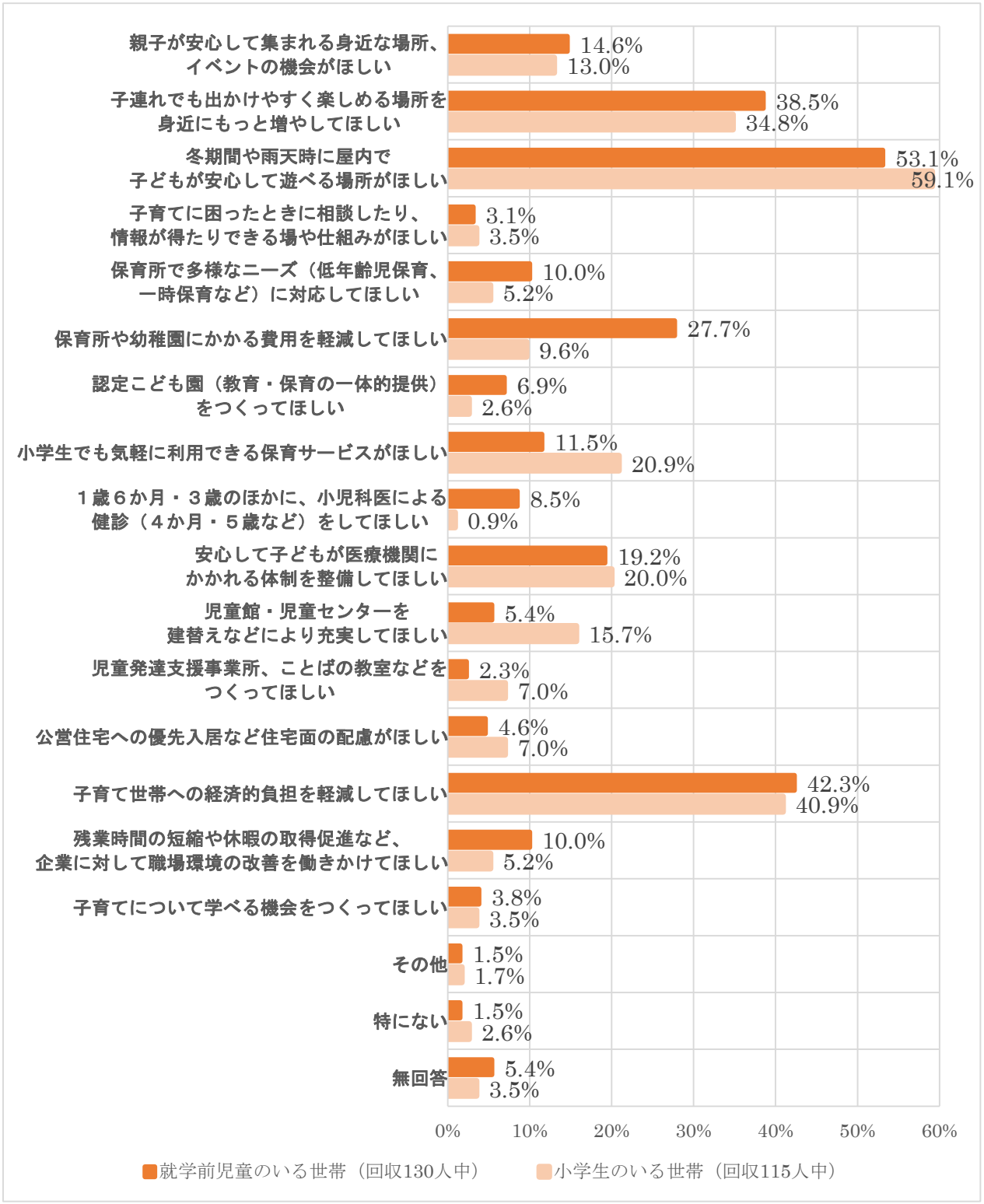

４　将来の児童人口

近年の赤平市の人口推移の変化率をもとに、国の示す人口推計手法（コーホート変化率法）で計画期間の人口を推計し、計画の基礎データとします。

⑴ 推計児童数

１７歳以下の児童数は平成２７年で1,139人、平成３１年で943人と推計され、５年間で17.2%の減少が見込まれています。

図表２８　推計児童数（各年４月１日現在）

（人）

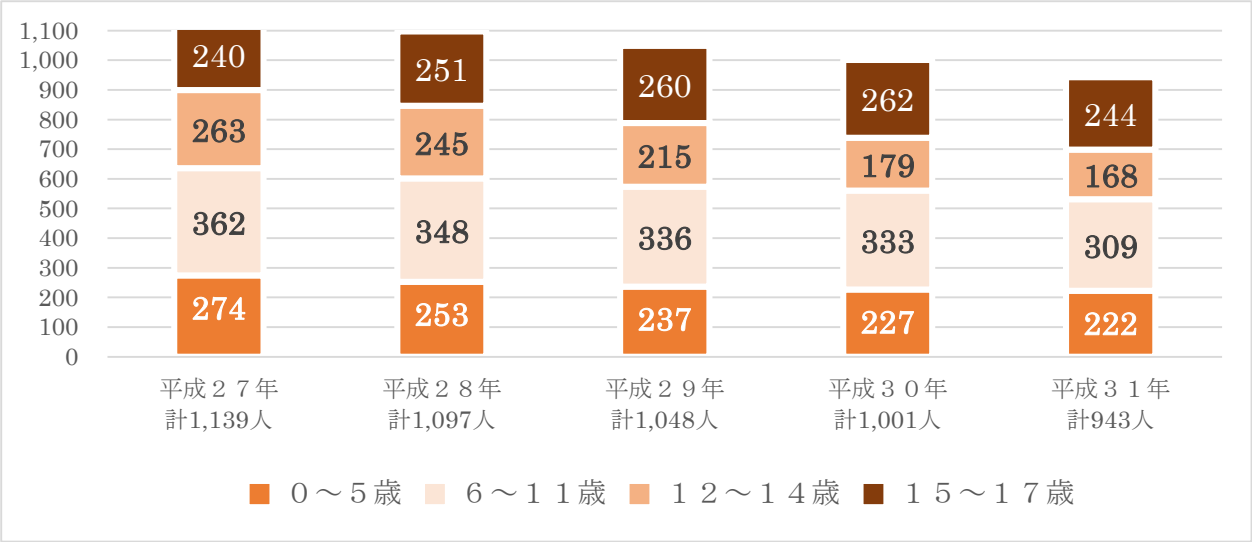

《担当課調べ》

⑵ 推計人口

総人口は平成２７年で11,304人、平成３１年は9,956人と推計され、５年間で11.9%の減少が見込まれています。

なお、第５次赤平市総合計画（平成２１年度～平成３０年度）では、平成３０年度の将来目標人口を11,600人としています。

図表２９　推計人口（各年４月１日現在）

（人）

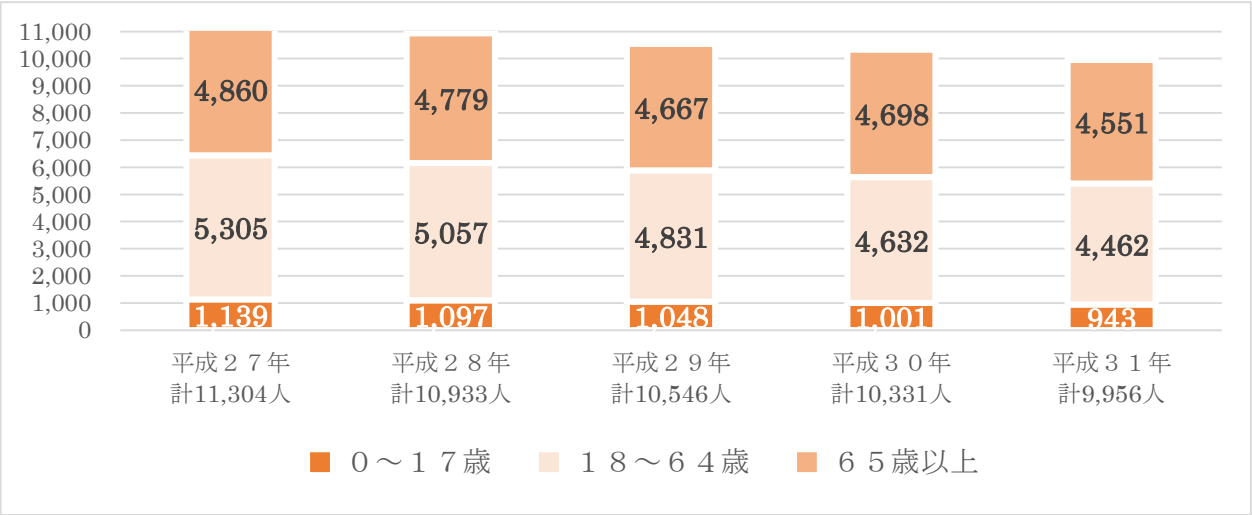

《担当課調べ》

第３章　計画の基本的な考え方

１　子ども・子育てビジョン（基本理念）

全国的な人口減少・少子高齢化が進行する中、当市における児童人口の減少は、国や北海道よりも早いペースで進んでいます。アンケート調査と併せて実施をした人口推計では、本計画期間終了以降の早い段階で、年間の出生数が３０名を切るという厳しい状況が明らかになりました。

また、残念ながら当市で出生した子どもの多くが、就学、進学、就職などを契機に市外へ転出しています。子ども・子育て支援サービスが物足りない、学校がない、都市部に比べ就職先が少ない、ニーズに見合った住宅がないなど、理由は様々であると考えられます。

こうした中、当市には、このままではまちの存続すら危ぶまれる事態にあるという危機感を持って、スピード感のある少子化対策、子ども・子育て支援施策を展開することが求められています。

以上を踏まえ、当市における子ども・子育て支援の考え方を明らかにし、市全体で取り組む上での合言葉として、次のとおり計画の理念を設定します。

図表１　子ども・子育てビジョン（基本理念）

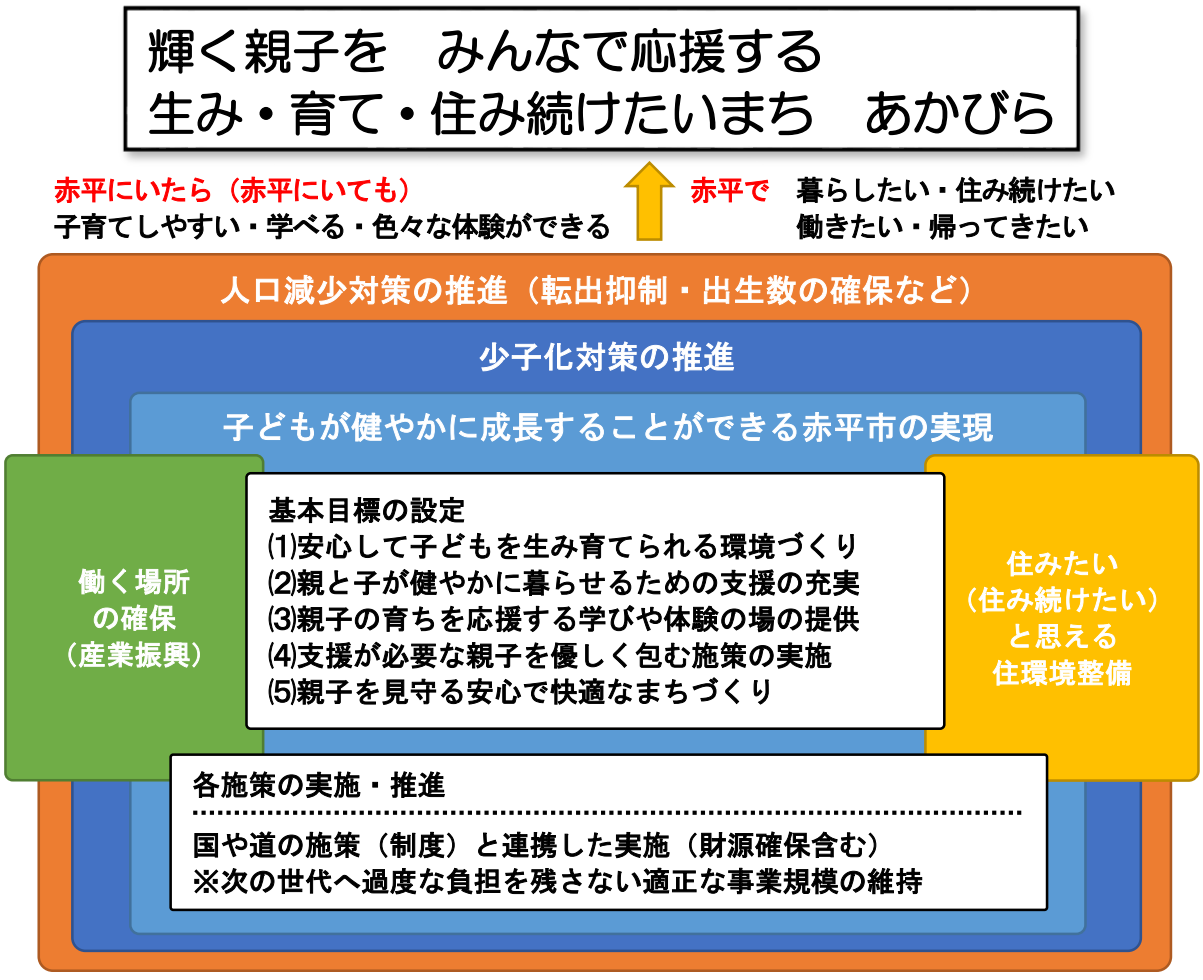

２　計画の基本目標

⑴ 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

健康に対する意識が高まる傾向に反して、子どもや若年層の食生活・生活習慣の乱れが指摘されています。人の成長過程において、成長パターンや健康の形は多様で個人差がありますが、生命と健康は自分だけのものではなく、家族や次の世代の暮らしに密接な関連があることを十分啓発し、親子の心身の成長、健康の確保・増進ができるよう、母子保健活動、健康づくり活動を推進します。

⑵ 親と子が健やかに暮らせるための支援の充実

身近な地域で、親はゆったりとした気持ちで子どもに接し、子どもが親の優しい手の中ですくすくと育つことを目標に、教育・保育などの親子の育ちを支援するためのサービスを始め、地域のネットワークの中での子育て支援活動の充実を図ります。

また、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、国・道の動向を踏まえ、各種手当や助成制度の充実を図るとともに、適切な利用を促進します。

⑶ 親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供

子どもを持ち子育てすることにより、親としての自覚と子どもの成長に応じた育てる力を高めることは、親の人間的な成長を助長するものでもあります。地域が親の育ちを支援し、子どもと子育て家庭を知ることも大切なことです。

また、子どもが人として成長する過程にあって、学ぶ機会を充実させたり様々な体験を積ませてあげたりすることは、我々大人に課せられた責務でもあります。「赤平にいても、しっかりと学べるとともに様々な体験を積むことができる」をモットーに、学校教育、健全育成活動や生涯にわたる学習・体験活動の充実を図ります。

⑷ 支援が必要な親子を優しく包む施策の実施

社会経済状況が複雑化し、子どもを取り巻く環境にも影響を及ぼしています。子どもにとって心身や家庭の問題は、その後の長い人生にも大きな影響を及ぼす重大な問題です。子どもたちが健やかに暮らし成長できるように、庁内及び関係機関が連携して様々な問題への対応力を高めて、きめ細かく適切な対応に努めます。

⑸ 親子を見守る安心で快適なまちづくり

親子の育ちの支援は、それぞれ日々の暮らしの場面に密着していなければ、その意義が薄らいでしまいます。生活面では、子どもと子育て家庭が安心して快適に生活できることが基礎条件であることから、生活環境の向上を目指します。

あわせて、子どもが人としての尊厳を保持できること、家庭生活と仕事との調和も含めた雇用環境の向上など、子どもの育ちを応援する地域づくりに向けた啓発に努めます。

3　施策の体系

図表２　施策の体系（概要）

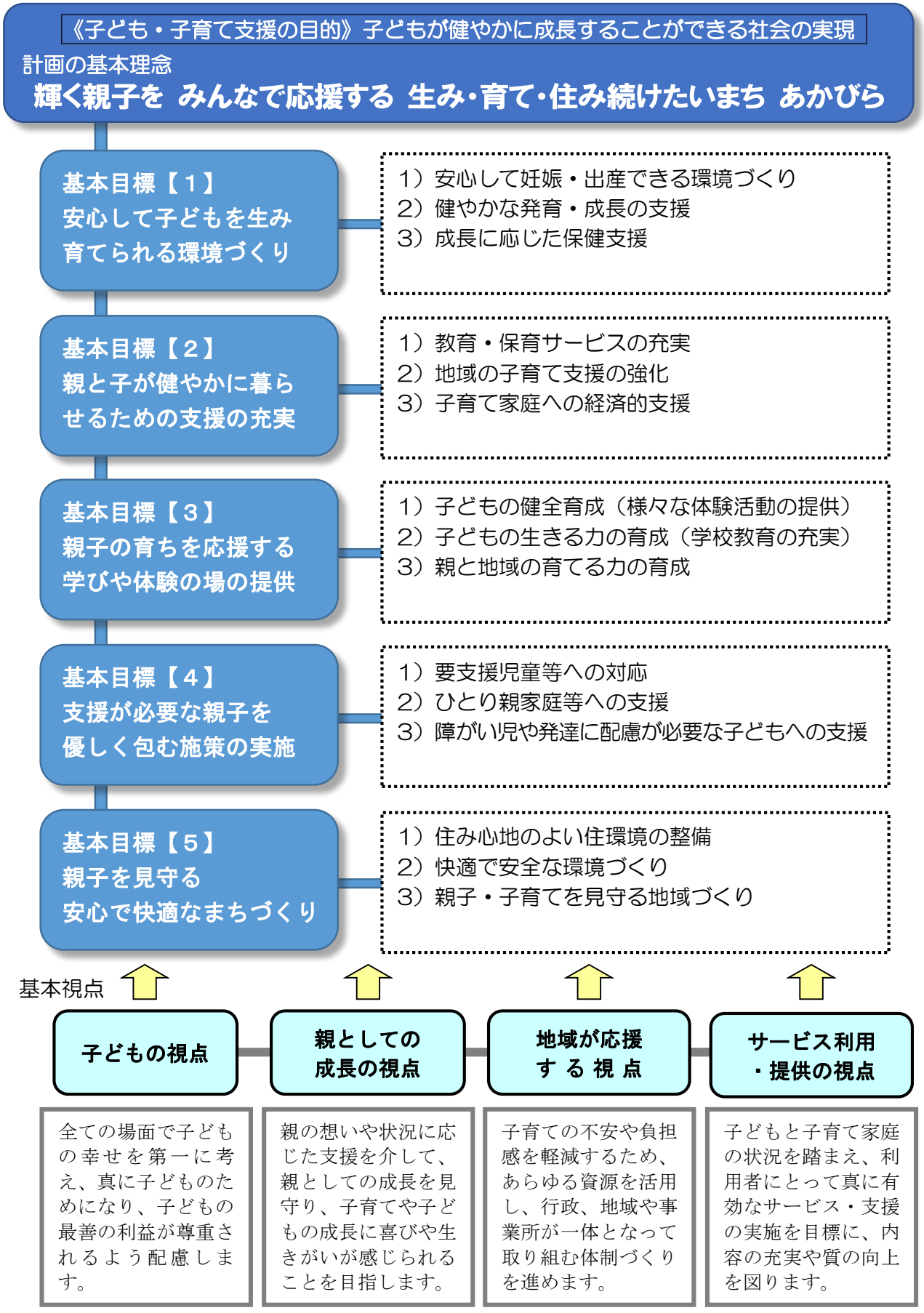

図表３　施策の体系（詳細）

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	掲載ページ	関連ページ	事業計画	備考
１．安心して子どもを生み育てられる環境づくり	１安心して妊娠・出産できる環境づくり	①妊婦相談支援	健康	２５			
		②妊婦健康診査	健康	２５	７０	◎	
	２健やかな発育・成長の支援	①新生児訪問	健康	２６	７０	◎	
		②乳幼児健診・相談	健康	２６			
		③歯科相談・栄養相談	健康、社会福祉、学校教育	２７			
		④赤ちゃん広場ぷくぷく（離乳食教室など）	健康	２７			
		⑤予防接種	健康	２７			
		⑥子ども・子育て家庭への保健活動	健康	２８			
		⑦養育支援訪問事業の検討	社会福祉、健康	２８	７１	◎	検討
	３成長に応じた保健支援	①食育の推進	健康、社会福祉、農政、学校教育、社会教育	２９			
		②中・高校生と乳幼児のふれあいの場	学校教育	２９			
		③思春期保健対策	健康、学校教育	２９			
２．親と子が健やかに暮らせるための支援の充実	１教育・保育サービスの充実	①市立赤平幼稚園	学校教育	３０	３３，３５，６７	◎	
		②赤平幼稚園預かり保育	学校教育	３０	７４	◎	
		③市立保育所（通常保育）	社会福祉	３１	３５，６７	◎	
		④市立保育所開所時間の拡大	社会福祉	３１	６８	◎	新規
		⑤一時保育	社会福祉	３１	７４	◎	
		⑥時間外保育	社会福祉	３１	７５	◎	
		⑦その他保育サービスの検討	社会福祉	３２	７３，７６	◎	検討
		⑧放課後児童健全育成事業（学童保育）の検討	社会福祉	３２	３８，３９，７８	◎	検討
		⑨幼保一体化の推進	社会福祉、学校教育	３２	８０	◎	検討
	２地域の子育て支援の強化	①子育て支援センター	社会福祉	３３	５１，６９	◎	
		②赤平幼稚園子育て広場	学校教育	３３	３０		
		③情報提供・相談支援（利用者支援事業の検討）	社会福祉、健康、学校教育	３４	６８	◎	検討
		④子ども・子育て支援ホームページ	社会福祉	３４	６９		新規
		⑤子ども・子育て支援ガイドブック	社会福祉	３４	６９		新規
	３子育て家庭への経済的支援	①中学生以下の医療費無料化	社会福祉	３５			重点
		②中学生以下の社会教育・体育施設の利用料無料化	社会教育	３５	４１		重点
		③保育料の軽減	社会福祉、学校教育	３５	３０，３１，６８	◎	新規
		④学校給食費の軽減	学校教育	３５			新規
		⑤２歳未満児の紙おむつ用ごみ袋の交付	社会福祉	３５			新規
		⑥チャイルドシートの貸出し	社会福祉	３６			
		⑦実費徴収に係る補足給付を行う事業の検討	社会福祉、学校教育	３６	７９	◎	検討
		⑧児童手当	社会福祉	３６			
		⑨日本スポーツ振興センター災害共済給付金掛金無料化	社会福祉、学校教育	３６			
		⑩児童生徒への就学援助・奨学資金・遺児就学手当	学校教育	３６			

※担当課の「課」は省略している。なお、「健康」は「介護健康推進課」の略。

※事業計画の「◎」は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村事業計画」の必須記載事項。「○」は、任意記載事項。

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	掲載ページ	関連ページ	事業計画	備考
3．親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供	１子どもの健全育成（様々な体験活動の充実）	①児童館・児童センター	社会福祉	３７			
		②児童館での留守家庭児童見守り事業	社会福祉	３８	３２，３９，７８		
		③児童館での留守家庭児童見守り事業の対象学年拡大	社会福祉	３８	７８		新規
		④児童館での留守家庭児童見守り事業の開所時間拡大	社会福祉	３８	７８		新規
		⑤放課後子ども総合プランの推進	社会福祉、学校教育、社会教育	３９	３２，３８，７８		検討
		⑥青少年健全育成事業	社会教育	３９			
		⑦ふるさと少年教室	社会教育	３９			
		⑧あかびら子どもまつり	社会教育	４０			
		⑨夏休み！いろいろ探検隊	社会教育	４０			
		⑩少年スポーツ教室	社会教育	４０			
		⑪子どもが参加できる各種行事	健康、社会教育	４１			
		⑫各種図書事業（子どもの本の日・ふるさと絵本の配布・ブックスタート等）	社会教育	４１			
		⑬社会教育・体育施設の充実（中学生以下の利用料無料化）	社会教育	４１	３５		
	２子どもの生きる力の育成（学校教育の充実）	①小・中学校の統合、適正配置の推進	学校教育	４２			
		②学ぶ環境づくりの推進	学校教育	４２			
		③学力向上に向けた取組	学校教育	４３			
		④小学校でのスキー授業への助成拡大	学校教育	４３			新規
		⑤中学校部活動大会派遣補助	学校教育	４４			
		⑥中学生の通学費助成	学校教育	４４			
		⑦まちづくり出前講座の活用	学校教育、社会教育	４４			
		⑧外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣	学校教育	４４			
		⑨いじめ防止対策の徹底	学校教育	４５			
		⑩不登校等の課題を抱える子どもの支援	学校教育	４５			
	３親と地域の育てる力の育成	①家庭学級（親学講座）	学校教育、社会教育	４６			
		②地域育成会への支援	社会教育	４６			
		③高齢者との交流活動	健康、社会福祉	４６			
4．支援が必要な親子を優しく包む施策の実施（１）	１要支援児童等への対応	①児童家庭相談	社会福祉	４７		○	
		②赤平市要保護児童対策地域協議会	社会福祉	４７	７２	○	
		③児童相談所との連携（巡回児童相談）	社会福祉	４８		○	
		④児童虐待防止対策の徹底	社会福祉	４８		○	
	２ひとり親家庭等への支援	①母子・父子自立支援員による相談支援	社会福祉	４８		○	
		②母子家庭等自立支援給付金	社会福祉	４９		○	
		③児童扶養手当	社会福祉	４９		○	
		④ひとり親家庭等医療費助成	社会福祉	４９		○	
		⑤母子寡婦団体の活動支援	社会福祉	５０		○	

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	掲載ページ	関連ページ	事業計画	備考
4．支援が必要な親子を優しく包む施策の実施（2）	3障がい児や発達に配慮が必要な子どもへの支援	①療育体制（発達支援センターの検討）	社会福祉、健康	50	51	○	検討
		②ひだまりルーム（子育て支援センター）	社会福祉	51	33，50，69	○	
		③専門職員派遣による巡回相談・訓練	社会福祉	51		○	
		④通級指導教室の設置	学校教育	51	50	○	新規
		⑤児童発達支援事業等（障がい福祉サービス）の利用	社会福祉	52		○	
		⑥児童発達支援事業等の自己負担無料化	社会福祉	52		○	新規
		⑦在宅障がい児交通費助成	社会福祉	52		○	
		⑧特別児童扶養手当	社会福祉	52		○	
		⑨障がい児への医療費助成（重度医療・育成医療等）	社会福祉	53		○	
		⑩特別支援教育の推進	学校教育	53		○	
		⑪特別支援学校就学資金・特別支援教育就学奨励費	学校教育	53		○	
5．親子を見守る安心で快適なまちづくり	1住み心地のよい住環境の整備	①公営住宅の整備	建設	54			
		②市営住宅の入居収入基準等の緩和	建設	54			
		③シックハウス対策の推進	建設	54			
		④民間賃貸住宅建設助成事業	建設	55			
		⑤民間賃貸住宅リフォーム助成事業	建設	55			
		⑥あんしん住宅助成事業（子育て世帯への上乗せ）	建設	55			
		⑦民間賃貸住宅家賃助成事業	企画財政	55			重点
		⑧あかびら住みかエール	企画財政	56			
		⑨移住・定住促進ホームページ	企画財政	56			
		⑩赤平おためし暮らし住宅	企画財政	56			
		⑪市有地の分譲	総務、建設	56			
		⑫住環境整備プロジェクトとの連携	社会福祉、建設	57			
	2快適で安全な環境づくり	①公園の整備・保守	建設	57			
		②安全な道路環境（通学路）の確保	市民生活、建設、学校教育	58			
		③河川敷広場・ズリ山展望広場	建設	58			
		④空知川水辺の学校	建設	58			
		⑤屋内遊戯施設の検討	社会福祉、学校教育、社会教育	58			検討
	3親子・子育てを見守る地域づくり	①青少年センター活動（補導・パトロール啓発）	学校教育、社会教育	59			
		②地域の安心活動	市民生活、学校教育	59			
		③就業体験活動	商工労政、学校教育	60			
		④雇用の促進と就業環境の向上	商工労政	60		○	
		⑤産業振興プロジェクトとの連携	社会福祉、商工労政	60			
その他		児童福祉施設整備計画の策定	社会福祉	65			検討

第４章　施策の展開（次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画）

基本目標１　安心して子どもを生み育てられる環境づくり

１）安心して妊娠・出産できる環境づくり

子どもとのこれからの生活に希望を持ち安心して妊娠・出産を迎えられるように、母子手帳交付をきっかけに、情報提供、健診の受診奨励を促進します。また、希望等に応じて個別で訪問して、妊娠期の不安の軽減、出産準備の支援、相談等に対応し、妊娠期の健康管理を支援します。

①妊婦相談支援　（介護健康推進課）

※以下同様に、各事業における市担当課を記載

【現状と課題】

妊娠届出時に担当保健師が面接を行い相談機関としての周知を図るとともに、妊娠期の健康管理や不安がある場合などには、保健師、栄養士、歯科衛生士が、電話や訪問で相談に対応しています。

妊婦全員にアンケートへの協力を依頼し病歴や飲酒・喫煙状況などを把握して、その後の支援に役立てています。半数以上の妊婦が就業を継続しているほか、出産の高年齢化も進んでいます。

【今後の取組】

妊婦が心身ともに健康に過ごすことができるよう、今後も保健師が中心となって関係機関とも連携しながら、状況に応じた支援を行います。また、引き続き相談・情報提供がしやすい関係づくりに努めるとともに、必要に応じ適切な相談支援ができるよう努めます。

②妊婦健康診査（７０Ｐ）　（介護健康推進課）

【現状と課題】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査を公費負担により実施する事業です。指定された項目と回数分については、受診票提示により無償で受診することができます。

母子手帳交付時に「妊婦一般健康診査受診票」を妊娠届出時の週数に応じて最大１４枚（国の基準どおり）、「超音波検査受診票」を最大６枚（国の基準４回に上乗せ）発行し、受診率の向上を図っています。

【今後の取組】

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も国の定める回数・実施時期・検査項目の基準を必要最低限度とし、効果的な事業の実施に努めます。また、受診率向上のための普及・啓発活動を進めるとともに、受診結果に応じた相談支援につなげられるよう努めます。

２）健やかな発育・成長の支援

健診は子どもの発育・成長の把握に加え、子どもと家族の生活習慣を把握したり、育児などの相談や健康支援のきっかけにもなったりする重要な機会です。これを踏まえ、各種健診と相談・健康支援を連携して実施し、子どもの健やかな発育と成長を促します。

①新生児訪問（７０Ｐ）　（介護健康推進課）

【現状と課題】

新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、育児に関する相談や予防接種、健診などの保健サービスを始めとした子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境を把握しています。料金はかかりません。相手方の都合などで訪問できない場合は、電話や面接等にて状況を把握しています。また、道の権限委譲を受け、未熟児への訪問指導も併せて実施しています。

継続支援の必要なケースが増えています。

【今後の取組】

今後も全戸訪問を実施していきますが、可能な限り、育児不安が高まる時期である生後１か月以内に訪問することを目指します。また、本事業を保健師との信頼関係を築く重要な機会としてとらえるとともに、支援が必要なケースについては早期に関係機関と協働し、適切な支援につなげていきます。

②乳幼児健診・相談　（介護健康推進課）

【現状と課題】

「乳幼児健診」、「乳幼児健康相談」を３～４か月児から３歳児までを対象に実施しています（４か月児相談、７か月児相談、１０か月児相談、１４か月児相談、１歳６か月児健診、３歳児健診)。

個別相談などの対応が必要なケースが増えているほか、健診後に発達への支援（言語指導含む）が必要な子どもへのフォロー、療育の場の確保、支援体制の充実、関係機関の連携が必要となっています。

【今後の取組】

実施に当たっては、きめ細やかな個別対応に努めます。また、未受診者には受診を勧奨するとともに、親子の状況把握に努めます。当面、現状どおり実施しますが、内容の充実を検討していきます。さらに、３歳児健診から就学までの子どもの健康相談・発達支援について、関係機関と連携し対応していくよう努めます。

言語指導などの療育については、医療機関や市外の児童発達支援事業所などの関係機関、子育て支援センターや幼稚園・保育所とともに支援を行っていきます。また、身近な場所での相談・指導体制の充実に向け、検討を進めます。

③歯科相談・栄養相談　（介護健康推進課、社会福祉課、学校教育課）

【現状と課題】

４か月児相談から管理栄養士による「個別栄養相談」、１０か月児相談から歯科衛生士による「個別歯科相談」を行っています。

１歳６か月児健診終了後に「フッ化物塗布」を実施。平成２５年度からは「フッ化物塗布」の対象を拡大し、年少児まで無料で実施しています。また、その機会に歯科衛生士による「ブラッシング指導」、管理栄養士による「栄養相談」も行っています。

歯科衛生士が幼稚園・保育所を定期的に訪問して「はみがき教室」を実施し、「歯科指導」を行っています。

幼稚園・保育所で、４・５歳児を対象に「フッ化物洗口」を実施しています。平成２６年度からは、小学校での「フッ化物洗口」も開始しました。

【今後の取組】

子どもの健やかな発育と成長にとって、栄養バランスのとれた規則正しい食生活や虫歯予防が重要であると考え、今後も相談・健診での指導と、必要者への個別指導を継続します。

集団生活での「フッ化物洗口」の実施は、全ての子どもに等しく虫歯予防を促すことができる有効な機会であるととらえ、今後も継続して実施します。

④赤ちゃん広場ぷくぷく（離乳食教室など）　（介護健康推進課）

【現状と課題】

乳児とその親を対象に「離乳食教室」や「歯科指導」、「病気と応急処置」、「母と子のふれあいを促す方法等の指導」を行っています。親子のコミュニケーションの場、子育てに楽しさや生きがいを感じてもらうきっかけづくりとなる場であるとともに、出生数が減り続け同時期に産んだ（生まれた）親子に出会う機会が少ない母子が、知り合うきっかけともなっています。

【今後の取組】

名称や内容などを検討しながら、今後も子育てを支援する事業として継続します。

⑤予防接種　（介護健康推進課）

【現状と課題】

医師会の協力により、接種しやすい環境づくりを行っています。

接種率向上と子育て世帯の負担軽減のため、定期の予防接種は無料を継続し、平成２４年度からは、任意の小児インフルエンザ予防接種１回につき 1,000 円を助成しています。新生児訪問・乳幼児健診・個別通知などの様々な機会を利用し、接種意義の啓発、接種勧奨を行っています。乳幼児の接種率はほぼ 100％であるものの、就学後は接種率が低下する傾向にあります。

【今後の取組】

今後も様々な場面で、予防接種が発症及び重症化の予防に効果的であることを啓発し、接種率の向上に努めます。

「小児インフルエンザ予防接種への助成」も、現行どおり継続します。

⑥子ども・子育て家庭への保健活動　（介護健康推進課）

【現状と課題】

上記の各事業を包含する形で、市介護健康推進課の保健師・栄養士・歯科衛生士による相談・養育支援などを行っています。

保健活動の中心となる保健師について、地区担当制（小学校区による３区分）の配置を行い、きめ細やかな支援に努めています。

切れ目のない継続的な支援を実現するため、幼稚園・保育所への「ほけんだより」の配布や「２歳児健康アンケート」などを行っているほか、保育所、幼稚園、小学校、中学校との連携も図っています。

【今後の取組】

妊娠期から出生し成人に至るまで、継続的な関わりを持つ保健師の役割は重要です。今後も様々な悩みや心配事を抱える子ども・子育て家庭に寄り添い、子どもの健やかな発育・成長に寄与する適切な相談支援を進めます。

⑦養育支援訪問事業の検討（７１Ｐ）　（社会福祉課、介護健康推進課）

【現状と課題】

養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。「子ども・子育て支援新制度」での、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられています。

国の基準を満たす「養育支援訪問事業」としての実施はありませんが、母子保健法に基づく訪問事業（新生児訪問含む）等を通じて支援が必要であると判断された場合は、市保健師が中心となって、日常業務の中で関係機関と連携し養育支援を行っています。

【今後の取組】

当面、現状の体制の中で養育支援を実施するものとしますが、利用ニーズがあることから、平成３１年度までに国の基準どおり実施することを目指します。

３）成長に応じた保健支援

それぞれの成長過程で生命の大切さと母性・父性を伝えるとともに、食育の推進なども含めた健康支援に努めます。また、学校と市が連携し、思春期などの子どもの成長過程に応じた保健指導の充実に努め、子どもの心の成長を支援します。

①食育の推進　（介護健康推進課、社会福祉課、農政課、学校教育課、社会教育課）

【現状と課題】

食生活改善推進員のご協力をいただき、「親子料理教室」、「児童館でのお菓子づくり」「こども調理実習＆お食事会」などの行事を開催しています。

農家の方々にご協力をいただき、保育所・幼稚園・小学校での「農作業体験」を実施しているほか、子どもたちに幼稚園・保育所での「畑づくり体験」をしてもらい、収穫された野菜を給食に活用するなどの機会を提供しています。

学校給食では栄養教諭による食育の指導を行っているほか、農業団体のご協力もいただきながら、地元食材及び道産食材の積極的な使用を進めています。

【今後の取組】

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付け、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を身に付けられるよう、食育事業の更なる充実に努めます。

②中・高校生と乳幼児のふれあいの場　（学校教育課）

【現状と課題】

４か月児相談・１０か月児相談時に、赤平高校生による親子との交流（抱っこ、あやす、育児体験談を聞くなど）を図ってきました。生命の大切さを知り健全な母性・父性を育む機会となっていましたが、高校の閉校により、この事業は終了となりました。

【今後の取組】

小・中学校等での希望を伺いながら、乳幼児とふれあう機会をつくる新たな事業の実施を目指します。

③思春期保健対策　（介護健康推進課、学校教育課）

【現状と課題】

学校の保健の中で、アルコール・たばこに関する教育、性教育、薬物乱用防止教育に取り組んでいます。

【今後の取組】

学校、教育委員会、保健担当部局が協働し、様々な健康教育を通じた生命の大切さの啓発に取り組みます。

基本目標２　親と子が健やかに暮らせるための支援の充実

１）教育・保育サービスの充実

家庭以外の就学前児童の教育・保育の場として、幼稚園・保育所の重要性が高まっています。通常の教育・保育を中心に、子育て家庭の状況・ニーズに対応した一時預かりも実施中です。当市における児童数の減少が進んでいるものの、保護者の就労状況の変化等もあって、幼稚園・保育所の利用者数はほぼ横ばいです。今後も利用者のニーズに沿った、教育・保育サービスの更なる質の向上を目指します。

児童の減少が進む中、教育・保育の質的確保につながる適正規模の維持や施設の効率的運営を図るため、３施設統合による「幼保連携型認定こども園」の設置を目指し、準備を進めるものとします。

①市立赤平幼稚園（３３Ｐ・３５Ｐ・６７Ｐ）　（学校教育課）

【現状と課題】

当市には、１か所の公立幼稚園があります。私立幼稚園はありません。市内にあった２園を移転統合し、旧幌岡小学校校舎を改築（３階建て校舎の１～２階を利用）して使用しています。３歳児からの保育を実施しているほか、保護者が就労している園児の預かり保育、地域の子育て支援である子育て広場も実施しています。

【今後の取組】

教育内容の充実を図るとともに、預かり保育を継続して実施します。

障がい児を受け入れる体制の充実を図ります。

平成２７年度からの幼稚園保育料について、保護者の所得や世帯の状況に応じた金額設定（国基準から平均 52.16％減額）、小学校３年生以下の第２子半額・第３子以降無料による多子世帯軽減、入園料の廃止などにより、利用者負担の軽減を図ります。

②赤平幼稚園預かり保育（７４Ｐ）　（学校教育課）

【現状と課題】

保護者の就労を条件に、幼稚園終了後（１３時３０分）から１７時３０分までの預かりを実施しています。利用料として、月額 4,000 円とおやつ代実費がかかります。利用者からの希望を受け、平成２４年度からは夏・冬休み期間、平成２６年度からは春休み期間にも拡大して実施しています。

【今後の取組】

在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）として、今後も継続して実施します。「子ども・子育て支援新制度」移行により、新たに一時預かり事業として位置付けられ国の助成対象ともなったことから、ニーズに見合った人員体制確保を図ります。

③市立保育所（通常保育）（３５Ｐ・６７Ｐ）　（社会福祉課）

【現状と課題】

当市には、２か所の公立保育所があります。私立保育所はありません（従業員の子どもを預かる事業所内保育所を除く）。文京保育所は７５名、若葉保育所は４５名の定員設定としています。

【今後の取組】

低年齢児の利用ニーズが高まっており、ニーズにあった保育サービスの提供体制の確保に努めます。

障がい児を受け入れる体制の充実を図ります。

平成２７年度からの保育料について、小学校就学前児童の第２子半額・第３子以降無料による多子世帯軽減を継続するほか、国の徴収基準額から 50%減額（平成２６年度までは約 15%）することにより、利用者負担の軽減を図ります。

④市立保育所開所時間の拡大（新規）（６８Ｐ）　（社会福祉課）

【今後の取組】　※③に分類されますが、新規事業のため別としました。

平成２７年度からの「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、市立保育所の通常開所時間（現行、７時３０分から１８時まで）を３０分繰り上げ、７時から１８時までの「１１時間保育」とします。

⑤一時保育（７４Ｐ）　（社会福祉課）

【現状と課題】

文京保育所にて、１歳から就学前までの子どもを預かる「一時保育」を実施しています。保護者の疾病・就業・リフレッシュ目的等、理由を問わずに利用できますが、週３日又は月１４日までの利用が原則です。月～土曜、８時から１７時３０分までの保育。利用料は、年齢と時間に応じて 500 円～2,000 円。定員は、１日当たり５名程度です。

【今後の取組】

文京保育所での一時保育を一時預かり事業（その他）として、今後も継続して実施します。引き続き国の助成を受けられる事業でもあることから、ニーズに見合った人員体制確保を図ります。

⑥時間外保育（延長保育）（７５Ｐ）　（社会福祉課）

【現状と課題】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育を実施する事業です。市立保育所で、保育所の開所日に実施しています。１８時から１８時３０分までで 100 円、１８時３０分を超えて１９時までで、更に 100 円の延長保育利用料を徴収しています。利用者数・日数ともに増加傾向にあります。

【今後の取組】

今後も市立保育所にて、継続して実施します。なお、事業名称を国の「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、「時間外保育事業」に改めます。

「子ども・子育て支援新制度」移行により、保育標準時間認定を受けた子どもについては７時から１８時まで、保育短時間認定を受けた子どもについては８時から１６時まで通常保育を利用することができますが、時間外保育料は７時から１９時までの間で、それぞれの通常保育利用可能時間外の３０分ごと（３０分を超えない場合は３０分とみなす。）に 100 円とします。

なお、時間外保育時間の拡充については、保育士の確保と利用者数の推移を見ながら検討していくものとします。

⑦その他保育サービスの検討（７３Ｐ・７６Ｐ）　（社会福祉課）

【現状と課題】

「病児保育（病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業)」、「ファミリー・サポート・センター事業（子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業)」について、アンケート調査では利用希望がありました。当市では未実施です。

【今後の取組】

実施を目指した検討作業を平成２７年度中に進め、その可否を決定します。

⑧放課後児童健全育成事業（学童保育）の検討（３８Ｐ・３９Ｐ・７８Ｐ）（社会福祉課）

【現状と課題】

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に、小学校、児童館・児童センター等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。当市では専任の職員配置や専用スペースの確保といった国の基準を満たしていないため、「放課後児童健全育成事業」に類似した市独自の事業として、児童館で実施しています。

アンケート調査では「市の子育て支援について特に期待すること」で、小学生世帯の 20.9%（４位）が「小学生でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」を選択し、就学前児童のいる世帯の 70%が「今後利用したいサービス」に選択しています。

【今後の取組】

「児童館・児童センター」の適正配置とともに、設備・運営基準を満たした「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」の一体的な実施を目指した検討を進めます。

⑨幼保一体化の推進（８０Ｐ）　（社会福祉課、学校教育課）

【現状と課題】

国は、幼保連携型認定こども園への移行を政策的に促進するとしています。

【今後の取組】

当市における子ども・子育て支援（教育・保育）の確保・充実を図るため、市立赤平幼稚園、市立文京・若葉保育所統合により、「幼保連携型認定こども園」へ移行することを基本方針とします。今後、利用者を１か所で受入れできる施設の新築や遊休施設の活用も視野に入れ、平成２７年度中を目処に、実施時期や具体的方法を決定します。

２）地域の子育て支援の強化

就学前の子どもが集まる、育児・発達相談、遊び、保護者同士の交流の場などとして、子育て支援センターを１か所設置しています。今後も子育て支援センターを中心に、保育所・幼稚園等が地域の子育て支援の拠点となった活動を進めます。また、多様化する子ども・子育て支援へのニーズを踏まえ、子ども・子育て支援の制度や各種サービスについての相談体制や情報提供方法の充実を図り、きめ細やかな利用者支援の実施に努めます。

①子育て支援センター（５１Ｐ・６９Ｐ）　（社会福祉課）

【現状と課題】

市立文京保育所併設の「赤平市子育て支援センター」を開設しています。平日の１０時～１２時にセンターを開放し子育て中の親子の交流を行っているほか、子育てについての相談・情報提供・助言などの支援を行っています。

平成２３年度からは、障がい児や発達に配慮が必要な子どもへの支援を充実するため、専門の支援員を配置。センターでの個別支援や、保育所・幼稚園等を訪問しての支援も行っています。

平成２６年度からは専任のセンター長を配置し体制の充実を図り、利用者から要望の多かった午後からのセンター開放や、児童館訪問支援等の事業拡大も図りました。

センターから離れた親子にも利用していただけるよう、「児童館・児童センター」等を会場にした親子遊びも実施しています。介護予防事業はつらつ塾「かえで」に参加している高齢者との交流行事、親子遠足やクリスマス会等も開催しています。

【今後の取組】

今後も、現行のまま１か所開設します。研修参加や関係課、関係機関との連携で職員のスキルアップも図りながら、利用者支援の更なる充実を目指します。

②赤平幼稚園子育て広場（３０Ｐ）　（学校教育課）

【現状と課題】

赤平幼稚園で年に１０数回、次年度入園可能年齢から就学前までの子どもと親の集いを開催しています。毎回１０～１５名程度が参加しており、幼稚園で遊んだり親同士が知り合ったり、子どもや幼稚園について相談したりする場になっています。

【今後の取組】

地域の子育て支援の場として、今後も継続して実施します。

③情報提供・相談支援（利用者支援事業の検討）（６８Ｐ）　（社会福祉課）

【現状と課題】

子育てに関する情報提供と相談支援は、保健・福祉・教育などの担当課窓口、幼稚園・保育所や子育て支援センターなどで実施しています。アンケート調査では、日頃の子育ての相談先に家族や友人を選択した方がほとんどで、情報の仕入先や相談先の選択肢が拡大されていくよう、支援体制の周知と充実を図ることが課題となっています。

【今後の取組】

市の広報紙やホームページ、子ども・子育て支援ガイドブックの配布などにより情報提供の充実を図るとともに、各種サービスの担当課が連携し、子育てをあらゆる分野から支援していくことを目指します。また、「子ども・子育て支援新制度」の新規事業である「利用者支援事業」について、当市での実施の可否を検討していきます。

④子ども・子育て支援ホームページ（新規）（６９Ｐ）　（社会福祉課）

【今後の取組】

平成２７年度から、市のホームページに、市や関係機関の子ども・子育て支援サービスの紹介や子育て全般をサポートするための専用ページを設けます。

⑤子ども・子育て支援ガイドブック（新規）（６９Ｐ）　（社会福祉課）

【今後の取組】

平成２７年度から、市の子ども・子育て支援サービスの紹介を始め、子育て全般に関するマニュアル（手助け）にもなる内容のガイドブックを発行し、出生届出時や転入時などに無償配布します。

３）子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、国・道の動向を踏まえ、各種手当や制度が適切に利用されるように対応します。また、アンケート調査では「市の子育て支援について特に期待すること」で、就学前児童のいる世帯の「子育て世帯への経済的負担を軽減してほしい」が 42.3%（２位）、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が 27.7%（４位）、小学生のいる世帯の「子育て世帯への経済的負担を軽減してほしい」が 40.9%（２位）、「保育所や幼稚園にかかる費用の軽減をしてほしいと感じていた」が 9.6%（８位）と高順位になっていることから、こうしたニーズに応えるための市独自の支援策を充実し、これらのＰＲも進めながら、当市における少子化対策、移住・定住促進を図ります。

①中学生以下の医療費無料化（重点）　（社会福祉課）

【現状と課題】

平成２４年度から、全ての子どもが等しく医療の提供を受け、健康増進と健やかな育成が図られるとともに子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、市の単独事業として北海道の助成に上乗せする形で、中学生以下の医療費を無料にしています。

原則、医療機関等窓口に受給者証を提示することで無料になります。

【今後の取組】

今後も継続して実施します。

②中学生以下の社会教育・体育施設の利用料無料化（重点）（４１Ｐ）（社会教育課）

【現状と課題】

平成２４年度から、東公民館、みらい、総合体育館、市営テニスコート、市民プール、虹ヶ丘球場、パークゴルフ場の、中学生以下（指導者含む）の利用料を無料にしています。

【今後の取組】

今後も継続して実施します。

③保育料の軽減（新規）（３０Ｐ・３１Ｐ・６８Ｐ）　（社会福祉課、学校教育課）

【今後の取組】

平成２７年度からの市立赤平幼稚園の保育料について、保護者の所得や世帯の状況に応じた金額設定、小学校３年生以下の第２子半額・第３子以降無料による多子世帯軽減、入園料の廃止などにより、利用者負担の軽減を図ります。

平成２７年度からの市立保育所の保育料について、国の徴収基準額から 50％減額（平成２６年度までは約 15％）することにより、利用者負担の軽減を図ります。

④学校給食費の軽減（新規）　（学校教育課）

【今後の取組】

近年の物価高騰や消費増税の影響により、学校給食費の値上げが避けられない状況にありますが、子育て世帯への経済的支援を幅広い年代で実施するため値上げを回避し、保護者負担の軽減を図ります。

⑤２歳未満児の紙おむつ用ごみ袋の交付（新規）　（社会福祉課）

【今後の取組】

２歳未満児を対象に、赤平市指定ごみ袋（燃やせるごみ２０リットル）を子ども１人につき１か月当たり１０枚無料交付し、保護者負担の軽減を図ります。

⑥チャイルドシートの貸出し （社会福祉課）

【現状と課題】

ボランティアセンターで、チャイルドシートの貸出しをしています。

【今後の取組】

事故防止に関する啓発に努めるとともに、チャイルドシートの貸出しについて周知を図ります。

⑦実費徴収に係る補足給付を行う事業の検討（７９Ｐ）（社会福祉課、学校教育課）

【今後の取組】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入費、行事参加費等を助成する事業です。

「子ども・子育て支援新制度」の新規事業であるため、当市での実績はありません。

今後、実施の可否を検討していくものとします。

⑧児童手当 （社会福祉課）

【現状と課題】

国の制度にのっとり、児童を育てる保護者に対し、児童１人当たり月額 5,000 円～15,000 円を支給しています。

【今後の取組】

継続して実施し、適切な申請等を促進します。

⑨日本スポーツ振興センター災害共済給付金掛金無料化（社会福祉課、学校教育課）

【現状と課題】

小・中学校、幼稚園・保育所でのケガ等に対し、治療費や見舞金の給付を受けることができる「日本スポーツ振興センター災害共済給付契約」について、中学生以下の医療費無料化と併せて、共済掛金の保護者負担を無料（全額市で負担）にしています。

【今後の取組】

今後も継続して実施します。

⑩児童生徒への就学援助・奨学資金・遺児就学手当 （学校教育課）

【現状と課題】

経済的理由により、小・中学生の学用品や給食費などの負担が困難な家庭に対し、就学費用を援助しています。

学資等負担が困難な方に、高等学校・短期大学・大学等の学資を貸付しています。

赤平市に居住し義務教育就学中の遺児を養育している方に、小学生は月額 1,000 円、中学生は月額 2,000 円を支給しています。

【今後の取組】

継続して実施し、適切な利用を促進します。

基本目標３　親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供

１）子どもの健全育成（様々な体験活動の提供）

「児童館・児童センター」、各種教室、体験活動などの充実を図り、赤平に住む子どもの豊かな感性を育て、様々な体験や人とのふれあいにより人間的な成長ができるように促します。また、様々な体験活動への親子と地域の参加を促進するとともに、放課後子ども総合プランに基づく「放課後子供教室」の開設を目指します。

①児童館・児童センター　（社会福祉課）

【現状と課題】

市内に児童館３か所、児童センター２か所を設置しています。土・日曜日、祝日、学校の長期休みも含め、年間約３５２日開館しています。また、平日は１３時から１７時までの開館としていますが、土・日曜日、祝日、学校の長期休みには９時からの開館とし、放課後も含めた子どもたちの居場所として広く認知されています。

対象年齢は高校生以下となっていますが、ほとんどが小・中学生の利用となっています。異年齢の子どもが一緒に過ごす場にもなっていますが、少子化の進行と学校統合の影響などにより、利用者数の減少が進んでいます。その一方、アンケート調査では、就学前児童のいる世帯の 77%、小学生のいる世帯の 55.6%が、今後利用したいサービスとして「児童館・児童センター」を選択しています。

建物の老朽化も進んでおり、施設のあり方を検討しなければならない状況にあります。

【今後の取組】

多くの方が、「児童館・児童センター」を利用したいサービスに選択しています。こうしたニーズを踏まえながら、学校のクラスとは違う異年齢間での集団生活を通じ、子どもたちが健全に育成される場となるよう、安全性の確保や内容の充実を図ります。また、保護者からの要望に応え得る統一的なルールの確立、児童館職員の研修機会の充実などによる指導力向上を目指します。具体的な取組として、お菓子づくり教室やその他行事の継続と充実を図るとともに、「まちづくり出前講座」の活用や地域の方々の参加をいただいての行事の開催など、子どもたちが学校以外で様々な体験をすることができる場として、「児童館・児童センター」が中心的な役割を果たすことができるような事業展開を進めます。

「児童館・児童センター」によっては利用者０人の日があったり、学校の授業時間中の来館者が全体的に少ない傾向にあったりすることから、適正な開館日・時間についての検討も進めます。

施設のあり方については、小学校の統合や来館者の減少などの諸事情を踏まえ、「児童館・児童センター」の統合も含め、適切な配置についての検討を進めます。また、検討にあっては遊休公共施設の有効活用や、可能な限りの小学校内若しくは近接した場所での設置を目指すものとします。

②児童館での留守家庭児童見守り事業（３２Ｐ・３９Ｐ・７８Ｐ）（社会福祉課）

【現状と課題】

日中、保護者が仕事などで家庭にいない小学校４年生以下の子どもたちの居場所として、「児童館・児童センター」を利用することができます。学童保育に類する事業ではありますが、専用スペースや専任職員を配置せず「児童館・児童センター」を兼ねての実施となっているため、市で定める「放課後児童健全育成事業（学童保育）」の基準を満たしているものではありません。そのため、利用料金は徴収していませんが、登録児童は放課後、自宅に帰らずにかばんを持ったまま来館できるほか、「児童館・児童センター」の開館時間以外（１２時～１３時、１７時～１８時）の利用も可能です。

開館時間が９時からとなっているため、時間を早めてほしいとの要望があるほか、市内の「児童館・児童センター」にて無料で利用できるというメリットはあるものの、利用料金がかかっても、学童保育としての内容を充実させてほしいとの声もあります。

【今後の取組】

当面は現状のまま継続して実施しますが、「児童館・児童センター」の内容の充実を図ることで、安心・安全な留守家庭児童の居場所づくりも進めます。

これまで、「赤平市放課後児童健全育成事業」として実施をしてきましたが、国や市で定める設備及び運営に関する基準を満たしていないことから、名称を「赤平市児童館・児童センターでの留守家庭児童見守り事業」に変更します。

「児童館・児童センター」のあり方の検討と併せ、利用者のニーズに応える開館時間の変更も含めた「放課後児童健全育成事業」の単独実施についても、早急に検討を進めます。

③児童館での留守家庭児童見守り事業の対象学年拡大（新規）（７８Ｐ）（社会福祉課）

【今後の取組】　※②に分類されますが、新規事業のため別としました。

「子ども・子育て支援新制度」では、「放課後児童健全育成事業」の対象学年が小学校６年生までに引上げられることとなりました。このため、当市での「留守家庭児童見守り事業」における対象学年も、小学校６年生までに引上げます。

④児童館での留守家庭児童見守り事業の開所時間拡大（新規）（７８Ｐ）（社会福祉課）

【今後の取組】　※②に分類されますが、新規事業のため別としました。

「児童館・児童センターでの留守家庭児童見守り事業」の春・夏・冬休み期間等の開所時間について、現行の９時から１８時までを８時から１８時までに拡大します。

※赤平児童館で試験的に実施します。

⑤放課後子ども総合プランの推進（３２Ｐ・３８Ｐ・７８Ｐ）（社会福祉課、学校教育課、社会教育課）

【現状と課題】

国は全ての子どもたちに対して、学校の余裕教室や体育館、公民館等を活用し、放課後等に学習支援や体験活動、交流活動などを実施する「放課後子供教室」、保育を必要とする小学生を預かる「放課後児童健全育成事業」の一体的な実施を進めており、平成３１年度末までに全国の全小学校区で実施することを目指しています。

当市では「放課後子供教室」は未実施、「放課後児童健全育成事業」についても「児童館・児童センター」で代替的な事業を実施しているものの未実施となっています。

【今後の取組】

放課後等において学校や家庭での取組と連携し、全ての子どもたちに学習支援や体験活動を提供していくことは、当市における子ども・子育て支援の最も重要な施策の一つであると考えます。このため、当市において「放課後子供教室」を実施することを基本方針とし、関係課が連携して準備を進めます。また、検討にあっては学校の活用、地域・保護者が参画しての実施を目指すとともに、実施の機運を高めるきっかけづくりともなり得る「児童館・児童センター」での放課後子供教室的な事業（学習時間の設定や体験活動の充実）展開を進めます。

⑥青少年健全育成事業 （社会教育課）

【現状と課題】

青少年の健全育成並びに各地区交流を推進するため、「夏季・冬季スポーツ大会」や「百人一首大会」を開催しています。平成２６年度は、「夏季スポーツ大会（キックベースボール）」で５１名（平成２５年度は８３名、平成２４年度は１２０名）、「冬季スポーツ大会（ミニバスケット）」で７８名（平成２５年度は１０９名、平成２４年度は１０７名）、「百人一首大会」で２３名（平成２５年度は３１名、平成２４年度は３５名）の参加となっています。

【今後の取組】

市全体の児童数の減少や小学校統合により参加者の減少が見込まれますが、事業の意義を広く伝えながら各地区育成会、学校、ＰＴＡなどとの連携を強化し、今後も継続して開催します。

⑦ふるさと少年教室 （社会教育課）

【現状と課題】

各地区の青少年リーダーの養成と体験学習の促進を図るため、小学校４年生以上を対象に「ふるさと少年教室」を開講しています。平成２６年度は６月から９月までの間に５回実施し、延べ１１７名（平成２５年度は延べ１３６名、平成２４年度は延べ１９６名）の参加となっています。

【今後の取組】

市全体の児童数減少により登録者が減少傾向にありますが、事業の意義を広く伝えながら各地区育成会との連携を強化し、今後も継続して実施します。

⑧あかびら子どもまつり （社会教育課）

【現状と課題】

青少年の健全育成を推進するため、毎年１１月上旬の土曜日に「あかびら子どもまつり」を開催しています。まつり会場全体を子どもたちが運営する「独立国」とし、その中で地域育成会やスポーツ少年団等ごとに、「村」を出店していただいています。平成２６年度は子ども２８０名、大人１５０名、出店した「村」の数は７村（平成２５年度は子ども２００名、大人１００名、６村）でした。平成２６年度で２８回目を迎えた、伝統的な行事です。

【今後の取組】

少子化による育成会の合併等により村の数も年々減少してきていますが、年に一度の恒例行事として、楽しみにしている子どもたちもたくさんいます。事業内容の見直し・工夫を行いながら、今後も継続して開催します。

⑨夏休み！いろいろ探検隊 （社会教育課）

【現状と課題】

東公民館子ども体験事業として小学生を対象に、３日間で料理づくりや施設見学などを行う講座を実施しています。平成２６年度は延べ５４名（平成２５年度は延べ６０名、平成２４年度は延べ３８名）の参加でした。

【今後の取組】

市全体の児童数減少により参加者の減少が進んでいますが、アンケート調査では小学生のいる世帯の過半数が、今後利用したい事業に選択しています。内容の充実を図りながら、今後も継続して開催します。

⑩少年スポーツ教室 （社会教育課）

【現状と課題】

平成２６年度には、北翔大学（江別市）にご協力をいただいての「こども体力測定会＆走り方講座」、元プロ野球選手による「子ども野球教室」、「子ども水泳教室」などを開催し、各種スポーツ教室の充実を図っています。

【今後の取組】

今後も地域の方々や各種団体のご協力をいただきながら、子どもたちの体力向上や健全な発育に寄与するスポーツ教室などを開催していきます。また、赤平市と連携協定を締結した北翔大学のご協力をいただいての行事については、継続的な開催を目指しての協議を進めます。

⑪子どもが参加できる各種行事　（介護健康推進課、社会教育課）

【現状と課題】

「東公民館・まちなか公民館講座」などで子どもも参加できる事業を実施しているほか、「市民スマイルウォーキング」など、親子でも参加できる行事を開催しています。

一定の人数の市民に対し「まちづくり出前講座」を実施し、生涯学習社会の実現を図っていますが、子どもや親子で参加できるメニューもあります。

市民団体主催の子どもや親子を対象とした行事も、多く開催されています。

【今後の取組】

今後も各事業を展開するとともに、全市民的な行事については、子どもや親子も参加しやすい形となるよう配慮します。

市民団体による行事の実施については、団体との連携を図りながら、市からの情報発信に努めます。

⑫各種図書事業（子どもの本の日・ふるさと絵本の配布・ブックスタート等）（社会教育課）

【現状と課題】

「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが一層読書に親しむことができる環境づくりに取り組んでいます。

図書館では毎月「子どもの本の日」を設定し、幼児を対象に絵本・紙芝居などを用いた「読み聞かせ会」を実施しています。

交流センターみらいでは社会教育活動の一環として、３歳児に赤平を題材とした「ふるさと絵本・ラビカ」を無償配布しています。

「ブックスタート事業」として、１０か月の乳幼児健診時に絵本等を無償配布し、赤ちゃんと保護者がふれあうきっかけづくりにもなっています。

読書にいそしむきっかけをつくるため、小・中学生、高校生を対象とした「読書感想文コンクール」を実施しています。

【今後の取組】

今後も継続して各事業を実施し、成長期に欠かせない子どもの読書活動を推進します。

⑬社会教育・体育施設の充実（中学生以下の利用料無料化）（３５Ｐ）（社会教育課）

【現状と課題】

平成２２年度には市民プール（低学年用コースや幼児用プールつき）の新築、平成２３年度には図書の検索などが可能となる図書館管理システムの導入、平成２５年度には総合体育館のアリーナ床の張替え・シャワー室の設置などを行い、子どもたちにとって安全で快適な施設の充実を図っています。

平成２４年度から、東公民館、みらい、総合体育館、市営テニスコート、市民プール、虹ヶ丘球場、パークゴルフ場の、中学生以下（指導者含む）の利用料を無料にしています。

【今後の取組】

今後も計画的な設備の改修や備品の更新により、子どもたちが利用しやすく親しみやすい施設の運営に努めます。

保護者の負担軽減を図り、子どもたちや指導者が気兼ねなく文化・体育活動に取り組めるよう、「中学生以下の利用料無料化」を継続します。

2）子どもの生きる力の育成（学校教育の充実）

心身の成長と子どもの学びを支援するため、教育環境の充実を目指すとともに、多様な体験の機会を拡充します。また、適正な児童生徒数を確保するため学校統合を進めてきましたが、環境の変化により子どもたちの不安が広がることのないよう、適切な配慮や対応に努めます。児童生徒数の減少が避けられない中、今後も学校統合は進めなければなりませんが、児童生徒に望ましい教育環境の確保を最優先に考え、計画的な適正配置の推進を目指します。

①小・中学校の統合、適正配置の推進　（学校教育課）

【現状と課題】

「赤平市小・中学校適正配置計画」により、前期計画期間（平成２４年度～平成２８年度）内の平成２６年度から茂尻・住友赤平・平岸小学校が統合し、新生茂尻小学校となりました。現在は小学校が３校、中学校が２校となっています。

前期計画期間における赤平中学校と赤平中央中学校の統合について、ＰＴＡや町内会、同窓会、学校などが参加しての統合準備委員会で協議が進められています。

【今後の取組】

中学校は校舎等新築による平成３０年度の統合を目指し、ＰＴＡ・学校・地域の方々の意向を確認しながらの準備を進めます。

小学校については、計画では平成２９年度からの後期５年間で統合を進めることとなっています。子どもたちにとって適正な教育環境を確保するため、最新の児童数推計も踏まえ、実施年度の検討を進めます。

それぞれの統合にあっては、子どもたちにとっての教育環境の充実を第一に考えながら、将来に過度な負担を残さない適正な予算規模で、地域に開かれた学校づくりや避難所機能の充実も目指します。また、統合による環境の変化が児童生徒の不登校や学力の低下などを招くことがないよう、安心・安全な通学体制の確保や支援が必要となる児童生徒へのきめ細やかな対応に努めます。

②学ぶ環境づくりの推進　（学校教育課）

【現状と課題】

平成２３年度には各小・中学校の児童生徒教室用の机・椅子の更新、平成２５年度には統合小学校の施設整備として、茂尻小学校の大規模改修・スクールバスのスムーズな

運行のためのプール除却、平成２６年度には専門業者による小学校遊具の点検と、必要な補修・撤去・更新を行いました。

学校統合なども踏まえた各小・中学校の適切な施設整備や備品等の購入、タブレット端末などを活用したＩＣＴ（情報・通信に関する技術の総称）環境の整備などが課題となっています。

【今後の取組】

平成２７年度には茂尻小学校のグラウンド整備、老朽化が著しい赤間小学校体育館の改修を行うほか、児童生徒の安全確保のため、全小・中学校体育館の照明機材・バスケットゴールの専門業者による安全点検を実施します。

今後も計画的な施設整備や安全点検、教材備品等の更新を進めるほか、新しい時代に対応したＩＣＴ環境の充実を段階的に進めていきます。

③学力向上に向けた取組　（学校教育課）

【現状と課題】

「全国学力テスト」の結果では、児童生徒の学力に課題がある状況です。また、「生活習慣や学習環境に関する調査」の結果では、ゲームやＴＶの視聴時間が全国平均よりも長く、家庭学習の時間が全国平均よりも短い傾向が続いています。

こうした現状を改善するため、教育委員会や学校がどのような取組を行うかを協議する「学力向上委員会」を、平成２５年度に発足しています。同委員会では、学力テスト等の結果を採点・分析し前年度の取組も評価しながら、その年の課題や目標を設定した「赤平市学力向上プラン」を策定しています。平成２６年度は「教科に関する調査の全てのテストにおいて、北海道平均正答率に近づける。」ことを目標に、学校別・科目別の重点を掲げるとともに、家庭には、「早期に望ましい生活習慣を定着させ、家庭学習の定着と充実を図る。」ことを重点としてお願いしています。

学力向上に向け、指導計画・指導方法の改善やティームティーチングの実施、夏休み・冬休み・放課後などの個別指導の充実、教職員研修への支援、読書活動の充実、市ホームページや全戸配布での「赤平市学力向上プラン」の周知徹底、学校だよりや家庭学習の手引配布による家庭への働きかけなど、家庭と学校、教育委員会が一体となった取組を進めています。

【今後の取組】

今後も学力テストを継続的に実施するとともに、「学力向上プラン」に基づく各種施策の実施、保護者への周知等を積極的に進め、子どもたちの学力向上を図ります。

④小学校でのスキー授業への助成拡大（新規）　（学校教育課）

【現状と課題】

小学校でのスキー授業に係るバス借上料・リフト使用料については、これまで１回分の助成を行ってきました。

【今後の取組】

学校で必須としている授業の経費については設置者が負担するべきという観点と、子育て世帯への負担軽減を図る目的から助成回数を３回分までに拡大し、あわせて、近年のバス借上料の値上げに配慮し、１台当たりの助成金額も増額します。

⑤中学校部活動大会派遣補助　（学校教育課）

【現状と課題】

中学生の部活動大会の旅費（大会参加料・交通費・宿泊料の実費等）を助成しています。

【今後の取組】

生徒の学校生活に豊かさをもたらす部活動を支えるため、今後も継続して実施します。

⑥中学生の通学費助成　（学校教育課）

【現状と課題】

指定区域に居住し、路線バスを利用して通学している中学生の定期券や回数券を無償で交付しています。

【今後の取組】

通学における生徒の利便性や安全性を確保するとともに、保護者の経済的な負担軽減を図るため、今後も継続して実施します。

⑦まちづくり出前講座の活用　（学校教育課、社会教育課）

【現状と課題】

市や消費者協会、ボランティアセンター、あかびら匠塾、薬剤師会、消費者協会などの各団体が講師となって、様々なテーマの講座を行っています。小・中学校の授業などでも、年１０回程度活用されています。

【今後の取組】

内容の充実に向け、随時見直しを行っています。今後も、小・中学校などでの活用が図られるようなメニューづくりを目指します。

⑧外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣　（学校教育課）

【現状と課題】

外国人の英語指導助手を１名任用し、中学校を中心に小学校や幼稚園にも派遣することで外国語教育を支援しています。日頃の学習支援のほか、クリスマス会や料理教室も開き、児童生徒や保護者から好評を得ています。

【今後の取組】

今後も継続して実施し、子どもたちの外国語教育を支援します。

⑨いじめ防止対策の徹底　（学校教育課）

【現状と課題】

いじめはどんな学校でもどんな学年でも起こり得るという認識に立ち、各学校での日頃の指導において、いじめについて考える時間を設けているほか、「いじめアンケート」を実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいます。

小・中学校の児童生徒が集まり、いじめのない明るい学校の実現のために何をすべきかについて協議する「赤平市子ども会議」を、平成２５年度から開催しています。

平成２６年度には「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目標とした「赤平市いじめ防止対策基本方針」を策定したほか、いじめの防止に関係する機関及び団体の連携といじめ防止等の施策の推進を図る「赤平市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しました。

【今後の取組】

今後もいじめ防止対策を徹底するため、学校、保護者、地域、行政が一体となった取組を進めます。

「いじめアンケート」、「赤平市子ども会議」は、いじめ防止に有効な取組であることから、継続して実施します。

⑩不登校等の課題を抱える子どもの支援　（学校教育課）

【現状と課題】

不登校等、学校生活で課題を抱える子どもを支援するため、相談員（青少年センター専門指導員）を配置しています。

【今後の取組】

今後も相談員や学校による一体的な支援を進めるとともに、市の児童家庭相談や母子保健担当、その他関係機関との連携を図りながら、きめ細やかな対応に努めます。

平成２７年度から、不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う適応指導教室「赤平市ふれあい教室」を開設するほか、滝川市が設置する適応指導教室を赤平市の児童生徒が利用することができる協定を滝川市と締結し、様々な事情に対応し得る体制を構築します。

３）親と地域の育てる力の育成

親として愛情と自信を持って子どもに接することができるように、子どもや家庭に関する学習の機会として、家庭学級と親子での体験活動などの内容的な充実に努め、参加を促進します。また、地域が子どもに関わり、地域の子どもへの理解力・育てる力を育成することを目指し、育成会などの地域の活動を支援しつつその他関係団体に働きかけ、地域の参加と協力を促進します。

①家庭学級（親学講座）　（学校教育課、社会教育課）

【現状と課題】

市ＰＴＡ連合会等と連携し、「家庭学級（親学講座）」を開催しています。その他、市ＰＴＡ連合会が補助金等も活用し、子どもや家庭について学ぶ講演会を開催しています。

【今後の取組】

「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有する」とされています。子どもの健全育成、学力や体力の向上に向け、家庭の理解・取組は欠かせません。親が子どもや子育て・教育について学び、養育力・教育力を高める家庭教育の重要性を踏まえ、ＰＴＡや学校との連携を図りながら、今後も継続して開催していきます。

②地域育成会への支援　（社会教育課）

【現状と課題】

「赤平市青少年育成連絡協議会」を組織し、子ども会や育成会の活動を支援しています。子どもの減少などもあり、地域によって活動に違いが見られます。

【今後の取組】

地域性を踏まえながら、市全体で連携の取れた組織づくりを支援していきます。

地域での先進的な事例を把握し、各地域での均一的な取組となるよう積極的に働きかけます。

③高齢者との交流活動　（介護健康推進課、社会福祉課）

【現状と課題】

市老人クラブ連合会が「高齢者と子どもとの集い（ばじるこ大会）」を開催してきましたが、参加者の減少等により休止となっています。代替事業として、平成２６年度には地域単位での世代間交流を深めることを目的として、「児童館・児童センター」を会場に各地域の老人クラブと子どもが交流する事業を実施しました。

【今後の取組】

市老人クラブ連合会との協議を進め、今後の事業内容について検討します。

基本目標４　支援が必要な親子を優しく包む施策の実施

１）要支援児童等への対応

児童虐待や経済問題、家族関係など、子どもの養育や家庭生活に関する相談に対応し、困難を抱える家族への対応・支援の充実を図ります。このため、「赤平市要保護児童対策地域協議会」での予防・対応策を強化します。また、関係課間の連携も重要であり、各窓口での連絡・調整を図りながら、適切に対応できるように努めます。

①児童家庭相談　（社会福祉課）

【現状と課題】

市の児童家庭相談業務を社会福祉課で担当しています。専用の相談場所や家庭児童相談員は配置できていません。保健・学校・福祉の各分野の相談活動において、児童や家庭に関する相談に対応しながら、必要に応じ関係課、学校、民生委員、児童相談所などとの連携を図り、市全体での相談への適切な対応に努めています。

児童の発達・養育・家庭問題など、個別対応が必要な相談が増加しています。

【今後の取組】

今後も関係課が連携し、困難を抱える児童家庭への適切な支援を進めます。

児童家庭相談業務担当係の体制改善（担当者の複数配置、家庭児童相談室の設置など）に向けた検討を進めます。

②赤平市要保護児童対策地域協議会（７２Ｐ）　（社会福祉課）

【現状と課題】

児童福祉法の規定に基づき、平成１７年度に「赤平市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。調整機関は市社会福祉課とし、構成機関は市の関係課、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員、警察署等としています。必要に応じ、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）、特定妊婦（出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に関する情報交換や支援方策の協議を行っています。個別ケース検討会議の開催実績が、毎年数件あります。

【今後の取組】

今後も様々な関係機関との連携強化や研修への積極的な参加等により、担当職員及び関係機関の専門性強化を図りながら、保護や支援が必要な児童や家庭に最善な対応策が講じられるよう、当協議会の積極的な活用による連絡・調整を図ります。

③児童相談所との連携（巡回児童相談）　（社会福祉課）

【現状と課題】

「児童相談所」は、北海道の相談機関として子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供する所です。相談と指導には、児童福祉司などの専門の職員が当たっています。「児童相談所」が中心的な役割を果たし相談支援を行っているケースや、市への助言などを行い、市が対応する相談と指導をバックアップするケースがあります。また、年に３回程度、児童相談所職員が市役所などで相談と指導を行う「巡回児童相談」も実施しています。

【今後の取組】

今後も「児童相談所」との連携を図ります。

④児童虐待防止対策の徹底　（社会福祉課）

【現状と課題】

親などによる子どもの虐待が、深刻な社会問題になっています。児童虐待を未然に防止する観点から、子どもや子育て世帯の状況把握・相談支援に努めています。また、市に児童虐待の通報があった場合は、休日・夜間も含め対応することができるよう、緊急時の連絡体制を定めています。

【今後の取組】

全ての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を目指します。そのため、児童虐待防止のための相談支援の充実、要保護児童対策地域協議会の活用、児童相談所、警察署などとの連携を強めます。

児童虐待防止の機運を高めるため、国が進める「オレンジリボン運動」、「児童虐待防止推進月間」における普及・啓発活動に取り組みます。また、児童虐待に対し適切な措置を採ることができるよう、市職員等の研修機会の充実に努めます。

２）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭の増加に対応し、母子家庭などひとり親家庭の自立支援を推進するため、「母子・父子自立支援員」が中心となって、今後も相談支援活動と各種制度の適正な利用を促進します。

①母子・父子自立支援員による相談支援　（社会福祉課）

【現状と課題】

ひとり親家庭の自立を図るため「母子・父子自立支援員」１名を配置し、自立支援等の各種相談業務（相談種別ごとの累計件数～平成２５年度・７４５件、平成２４年度・８７０件、平成２３年度・５６７件）を行っています。

北海道が実施している、就労や子どもの就学などで資金が必要となったときに各種資金の貸付を行う「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」についての相談や、申請書類の受付などを行っています。

【今後の取組】

貸付金については減少傾向にあるものの、就学資金のニーズは高く、ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立が図られるような情報提供や指導、求職活動に関する支援など、総合的な相談業務を行います。また、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

②母子家庭等自立支援給付金 （社会福祉課）

【現状と課題】

母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、国の基準に基づき、各種給付金を支給しています。対象となる教育訓練を受講し修了した場合に経費の一部が支給される「自立支援教育訓練給付金」、看護師・准看護師・介護福祉士等の資格取得のため２年以上養成機関で修業する場合に月額 70,500 円～100,000 円が支給される「高等職業訓練促進給付金」等があります。数年で１件程度の利用にとどまっています。

【今後の取組】

国の基準に基づき、今後も給付を継続します。「母子・父子自立支援員」の相談支援活動を中心に制度の啓発に努め、利用促進を図ります。

③児童扶養手当 （社会福祉課）

【現状と課題】

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）に「児童扶養手当」を支給しています。所得によっては受給できなかったり、支給額が減額されたりします。

【今後の取組】

ひとり親家庭の経済的自立を図るため、「児童扶養手当」の支給は重要な制度です。今後も「母子・父子自立支援員」の相談支援活動を中心に申請の斡旋に努め、関係課とも連携しながら、対象となるひとり親家庭の的確な状況把握に努めます。

④ひとり親家庭等医療費助成 （社会福祉課）

【現状と課題】

ひとり親家庭の保護者と子どもの医療費を助成しています。中学生以下については、子ども医療費助成と同様、自己負担無料としています。

【今後の取組】

ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、今後も継続して実施します。

⑤母子寡婦団体の活動支援　（社会福祉課）

【現状と課題】

「赤平母子寡婦福祉連合会」が組織されており、会員数も安定的（平成２６年１２月現在・２６名）で、市役所売店の運営、各種イベントへの出店、交流事業等で活発に活動されています。

【今後の取組】

母子寡婦福祉の推進に寄与する同会の活動を、今後も支援していきます。

３）障がい児や発達に配慮が必要な子どもへの支援

子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、教育・保育等に携わる者の専門性の向上や関係機関との連携で、各施策を総合的に推進します。あわせて、保護者への情報提供を行い事業利用の円滑化を図ります。また、発達に支援を必要とする子どもの割合は増加していることから、関係課が連携して各種施策の有効活用を進めるとともに、療育体制の充実に向けた検討を進めます。

①療育体制（発達支援センターの検討）（５１Ｐ）（社会福祉課、介護健康推進課）

【現状と課題】

当市では、児童福祉法に規定される児童発達支援等を実施できる機関がなく、市保健師や子育て支援センターが主な窓口となり、保育所、幼稚園、学校とも連携しながら、障がい児や発達に配慮が必要な子どもの相談支援を行っています。また、子どもの様子や保護者の意向などを考慮し、市外の医療機関（療育センター）・児童発達支援事業所等の紹介を行い、市内でのサービス提供体制が不十分な当市にあっても、可能な限りの支援につなげられるような取組を進めています。

平成２３年度から、子育て支援センターに就学前児童を対象とした支援員を配置し、保護者や保育所・幼稚園からの相談に応じるなど、体制の充実を図っています。

児童発達支援等の専門施設の設置や専門職員の配置など、療育体制改善に向けての検討を進めることが課題となっています。

【今後の取組】

今後も関係課による連携を図り、専門機関の協力もいただきながら、適切な支援の実施に努めます。

療育から就学前の教育・保育、学校教育、社会参加と、成長段階に応じた切れ目のない支援体系を目指します。

平成２７年度から、「通級指導教室」を開設します。また、更なる体制改善に向け、検討を進めます。

②ひだまりルーム（子育て支援センター）（３３Ｐ・５０Ｐ・６９Ｐ）（社会福祉課）

【現状と課題】

就学前の子どもと親を対象に、支援員や保育士による個別の親子遊びを通じ、障がい児や発達に配慮が必要な子どもへの支援を行っています。平成２３年度・延べ２９人、平成２４年度・延べ１０１人、平成２５年度・延べ１４５人の利用があります。平成２３年度の開設以降、事業の認知が進むとともに利用者も急増しています。利用料金はかかりません。

保育所や幼稚園等に通う子どもへの支援のため、子育て支援センター職員が、保育所等を訪問しての支援も実施しています。

【今後の取組】

保育所、幼稚園、市保健師と連携しながら、今後も継続して実施します。また、就学後も切れ目のない支援が継続できるよう、小学校や通級指導教室との連携も図ります。

③専門職員派遣による巡回相談・訓練　（社会福祉課）

【現状と課題】

北海道光生会美唄学園から心理士の派遣を受け、子どもの発達検査などを実施しています。状況に応じ、保護者との面談や保育所等へ結果を伝える事例検討会も併せて行っています。子どもと保護者への支援サービスであると同時に、保育士等が専門職員のアドバイスを受けられる研修的機会にもなっています。

道立旭川肢体不自由児総合療育センターから理学・作業療法士等の派遣を受け、子どもたちに訓練の指導を行っています。小学生の利用が多く、学校の先生にも可能な限り同席していただき、継続的な支援に向けての連携を図っています。

【今後の取組】

今後も専門職員の派遣を依頼し事業を実施することで、親子が専門機関と継続的な関わりを持ってもらうきっかけづくりや、子どもに関わる保育士等のスキルアップ、子どもたちへの支援の充実を目指します。

④通級指導教室の設置（新規）（５０Ｐ）　（学校教育課）

【現状と課題】

赤平市では、小学校に開設されていた「ことばの教室」が平成２２年度で休止となり、以来、ことばの指導や発達に配慮が必要な小学生の受入先がない状況が続いています。

【今後の取組】

平成２７年度から、ことばの指導や発達支援が必要な小学生の受入先となる「通級指導教室」を、市任用の指導員配置により開設します。教材費等の実費を除き、利用料金の徴収はありません。主に放課後、子どもが必要とする指導・訓練を行います。小学校や子育て支援センター、市保健師などとも連携を図りながら、指導員の専門性の向上と事業内容の充実を図ります。

⑤児童発達支援事業等（障がい福祉サービス）の活用　（社会福祉課）

【現状と課題】

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施する「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」については市内に事業所がないため、市外の事業所に依存している状態です。

【今後の取組】

今後も子どもの様子や保護者の意向を酌み取りながら、子どもの発達支援に有効な児童発達支援・放課後等デイサービス事業等、あわせて、「障害者総合支援法」等に基づく障がい福祉サービスの活用を図ります。また、各事業所での適切な支援の実施と、家庭や学校、幼稚園・保育所などとの一体的な支援が行われるよう、それぞれの連携を図るための情報交換に努めます。

⑥児童発達支援事業等の自己負担無料化（新規）　（社会福祉課）

【今後の取組】

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」における自己負担分（現行、市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税課税世帯でサービス費用の１割）を、平成２７年度から無料とします。

⑦在宅障がい児交通費助成　（社会福祉課）

【現状と課題】

在宅の障がい児や発達に配慮が必要な子どもが、療育訓練のため市外の児童発達支援事業所等や医療機関（子ども総合医療・療育センター、旭川肢体不自由児総合療育センター）に通所する際の交通費を助成しています。

【今後の取組】

市内に受入可能な施設がないことで、時間をかけて市外の施設に通わざるを得ない親子にとって、交通費の負担が必要な指導・訓練を受けることの妨げとならないよう、今後も継続して実施します。

⑧特別児童扶養手当　（社会福祉課）

【現状と課題】

国の制度に基づき、心身に障がいのある２０歳未満の児童を扶養している保護者に、「特別児童扶養手当」を支給しています。北海道が事業を実施していますが、申請書等の受付は、市で行っています。

【今後の取組】

今後も関係課と連携しながら、対象となる家庭の的確な状況把握と申請の斡旋に努めます。

⑨障がい児への医療費助成（重度心身障害者医療・育成医療等）　（社会福祉課）

【現状と課題】

「重度心身障害者医療給付事業（身体障害者手帳１・２級、３級の一部、療育手帳Ａの交付を受けた者等)」、「育成医療事業（１８歳未満が対象)」等により、障がい児の医療費を助成しています。中学生以下については、市が独自に自己負担無料としています。

【今後の取組】

障がい児の健康増進、障がいの除去や軽減、保護者の経済的支援を進めるため、今後も継続して実施します。

⑩特別支援教育の推進　（学校教育課）

【現状と課題】

各小・中学校では「特別支援教育コーディネーター」を指名し学校内での連携を図るとともに、学校、保護者、関係機関による協力体制の構築を図っています。また、児童生徒の特性に合わせ「個別の支援計画」を策定し、適切な支援となるよう努めています。

各小学校に市で任用する「特別支援教育支援員」の配置を行い、児童生徒へのきめ細やかな対応に努めています。

「特別支援教育連携協議会」で、学校や関係機関との連携強化や特別支援教育の推進に向けた体制整備についての検討・協議を行っています。

北海道立特別支援教育相談センターからの専門職員派遣を受け、学校などで相談を受けることができる「巡回教育相談」を実施しています。

【今後の取組】

就学前・小学校・中学校の連続性を踏まえ、個々の子どもの特性を見極めた対応が重要です。そのため、子育て支援センターや市保健師、その他の関係機関などとも連携しながら、特別支援教育の一層の充実を目指して取り組みます。

⑪特別支援学校就学資金・特別支援教育就学奨励費　（学校教育課）

【現状と課題】

特別支援学校や特別支援学級に在籍している子どもの保護者に、就学費用を援助しています。

【今後の取組】

継続して実施し、適切な利用を促進します。

基本目標５　親子を見守る安心で快適なまちづくり

１）住み心地のよい住環境の整備

子育て世帯への経済的支援などがどれだけ充実していても、そこに住むことができなければ、人口減少・少子化対策は完了できません。このため、他の子ども・子育て支援施策と連携した、子ども・子育て世帯が安心して快適に暮らし続けることができる住環境整備を目指します。

①公営住宅の整備　（建設課）

【現状と課題】

市内の公営住宅は老朽化した住宅もあり、計画的な整備を推進するため、「住生活基本計画」、「公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。

【今後の取組】

各計画に沿って、建て替え及び改善などを実施していきます。

②市営住宅の入居収入基準等の緩和　（建設課）

【現状と課題】

一定以下の収入であることが原則とされる市営住宅の入居者資格において、入居収入基準が緩和される世帯としてきた「小学校就学前の子供のある世帯」を、平成２５年度から「義務教育終了前の者がある世帯」に拡大しました。さらには、「若年夫婦世帯（夫婦のいずれもが４０歳未満の者）」を加えることにより、本来入居対象とする所得の範囲にある方の入居を妨げることがない範囲で、子育て世帯や若年世帯も入居ができるように配慮した基準としています。

【今後の取組】

今後も本来の対象者の入居を妨げることのない範囲で、子育て世帯への住環境整備施策の一環として継続します。

③シックハウス対策の推進　（建設課）

【現状と課題】

「建築基準法」に基づき、全建築物（新築・改築）の居室の化学物質の室内濃度を下げるため、建物に使用する建材や換気設備の規制・使用禁止の指導を行っています。

【今後の取組】

今後も継続して指導していきます。

④民間賃貸住宅建設助成事業　（建設課）

【現状と課題】

市内でアパート経営をする方へ、建設時に１戸当たり 80 万円を助成し民間賃貸住宅の戸数を増やすことで、移住や定住の促進を図る事業です。平成２６年度から３年間の事業として実施しています。

【今後の取組】

平成２８年度まで実施し、平成２９年度以降の実施については、過去の実績や効果を検証し検討するものとします。

⑤民間賃貸住宅リフォーム助成事業　（建設課）

【現状と課題】

市内でアパート経営をする方へ、１戸当たり室内のリフォーム工事費の３分の１（10 万円を限度）を助成し民間不動産の環境を整えることで、移住や定住の促進を図る事業です。平成２６年度から３年間の事業として実施しています。

【今後の取組】

平成２８年度まで実施し、平成２９年度以降の実施については、過去の実績や効果を検証し検討するものとします。

⑥あんしん住宅助成事業（子育て世帯への上乗せ）　（建設課）

【現状と課題】

自宅のリフォームや解体を市内の建設業者（太陽光発電システム設置は除く）に依頼して行う場合、工事費の一部を助成する事業を実施しています。平成２２年度から３年間の事業として実施していましたが、好評につき平成２７年度まで延長しています。リフォーム工事については対象工事費 50 万円以上、助成率 10%、限度額 30 万円としていますが、１８歳未満の子どもが同居している世帯に限り、助成率 15%、限度額 45 万円に上乗せしています。

【今後の取組】

平成２７年度まで実施し、平成２８年度以降の実施については、過去の実績や効果を検証し検討するものとします。

⑦民間賃貸住宅家賃助成事業（重点）　（企画財政課）

【現状と課題】

移住・定住促進と地域経済活性化を目的に、民間賃貸住宅に移り住む若者転入世帯及び新婚世帯に対し、家賃の一部（上限３万円をまごころ商品券で、最長６０か月）を助成する事業です。平成２６年度から３年間の事業として実施しています。

【今後の取組】

平成２８年度まで実施し、平成２９年度以降の実施については、過去の実績や効果を検証し検討するものとします。

⑧あかびら住みかエール （企画財政課）

【現状と課題】

移住・定住の促進を図るため、地域の空き家、アパートの情報を募集して、集まった情報を市のホームページに公表しています。

【今後の取組】

子ども・子育て世帯の移住・定住促進を進めるため、今後も継続して実施します。

⑨移住・定住促進ホームページ （企画財政課）

【現状と課題】

市のホームページに、赤平市の紹介や移住・定住に関する各種制度を紹介するページを設けています。

【今後の取組】

子ども・子育て世帯の移住・定住促進を進めるため、今後も継続して開設します。

⑩赤平おためし暮らし住宅 （企画財政課）

【現状と課題】

赤平市に移住を検討している方を対象に、一定期間市内での生活を体験できる「赤平おためし暮らし住宅」を用意しています。消耗品を除いた家具・電化製品を整備し、お気軽に生活体験をしていただけます。

【今後の取組】

子育て世帯の移住・定住のきっかけづくりともなる事業です。今後も市ホームページや広報紙などでのＰＲを進めながら、継続して実施します。

⑪市有地の分譲 （総務課、建設課）

【現状と課題】

移住・定住促進のため、住宅建設用地の売却を進めています。平成２６年１２月現在、豊丘南団地８区画、美園町１区画、百戸町３区画、住友福栄２区画、錦町１区画を分譲中です。

また、豊丘南団地については土地を購入せず、借地して住宅を新築することができる分譲（定期借地権分譲）も行っています。保証金 50 万円（30 万円）と月額約 3,000 円～4,000 円の賃借料で、100 坪以上の土地を５１年間利用することができ、手持ち資金が少なくてもマイホームを持つことができます。

【今後の取組】

今後も子育て世帯の移住・定住促進のため、市ホームページや広報紙でのＰＲに努めながら、跡地利用予定のない市有地の分譲を進めます。

⑫住環境整備プロジェクトとの連携　（社会福祉課、建設課）

【現状と課題】

赤平市総合計画では人口定着や地域活性化を図るため、「産業振興」、「住環境整備」、「少子化対策」をまちづくり重点プロジェクトとして推進しています。平成２３年度からはこれらのプロジェクトの推進に当たって、関係課で協議を進めるプロジェクトチームが組織され、それぞれの施策についての協議を進めてきました。「住環境整備プロジェクトチーム」の提言に基づき、「民間賃貸住宅建設助成事業」、「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」、「民間賃貸住宅家賃助成事業」などが実施されてきたところです。

【今後の取組】

少子化対策・子育て支援の充実には、住環境の整備が欠かせないものであることから、今後も「住環境整備プロジェクト」と連携・連動し、子ども・子育て支援施策の検討を進めます。

２）快適で安全な環境づくり

親子での外出、子どもたちの通学や遊びなど日々の生活環境が、より快適で潤いを感じられ、道路・施設を大切に利用してもらえるように、道路や公園などの生活環境の向上に努めます。

①公園の整備・保守　（建設課）

【現状と課題】

供用は４３か所（都市公園２８か所、その他公園１５か所）で、5,000 ㎡以上の都市公園は１３か所あります。定期点検をして壊れている物があれば、撤去又は保守に努めています。年１回、砂場の砂の入れ替えや専門業者による遊具の安全点検を行っているほか、公園のパトロールと草刈を随時行っています。老朽化した公園及び子どもの住んでいる地域にある公園で耐用年数を越えた遊具から、順次更新を行っています。

平成２３年度には、「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

【今後の取組】

公園の定期点検、パトロール及び草刈を継続し、安全の確保や遊具の保守に努めます。今後も計画に則って、公園施設の改築や遊具の更新を進めます。

②安全な道路環境（通学路）の確保　（市民生活課、建設課、学校教育課）

【現状と課題】

通学路などの道路環境の向上を図るため、必要性・緊急性を踏まえ、計画的に補修・改良等の整備を促進しています。

冬季間、通学路の安全性を高めるため、除雪と地域への啓発に取り組んでいます。

地域と一体となって、スピードダウン等の交通安全の啓発に努めています。

平成２６年度には通学路の安全確保に向けた「赤平市通学路交通安全プログラム」を策定したほか、プログラムの具現化と関係機関の連携を図るため、教育委員会、学校、道路管理者、警察署、関係課による「赤平市通学路安全推進連絡会」を設置し、危険箇所の確認や改善策の検討等、児童生徒の通学路の安全を確保する取組を進めています。

【今後の取組】

今後も通学路などの道路環境の向上、安全性の確保を図る取組を進めます。

③河川敷広場・ズリ山展望広場　（建設課）

【現状と課題】

小･中学生が公園等として整備してある「河川敷地」を、サッカー等のクラブ活動で利用しています。

「ズリ山展望広場（７７７段の階段)」も小学生の遠足などで利用されています。施設（トイレ・階段の手すり等）の維持管理と広場のパトロール、草刈を行っています。

【今後の取組】

施設の維持管理、広場のパトロール、草刈を継続し、子どもや親子が様々な場面で安心して利用できるよう安全管理に努めます。

④空知川水辺の学校　（建設課）

【現状と課題】

川の生き物を観察できる観察広場、カヌーなどが発着できる船着場が設置されている親水広場、野外教室が行える学習広場の３つの広場で構成されています。

【今後の取組】

施設が空知川の本流にあるため、子どもたちの安全な体験の場としての活用を拡充できるよう検討を進めます。

⑤屋内遊戯施設の検討　（社会福祉課、学校教育課、社会教育課）

【現状と課題】

アンケート調査では「市の子育て支援について特に期待すること」で、「冬期間や雨天時に室内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」を選択した割合が、就学前児童の

いる世帯で 53.1%（１位)、小学生のいる世帯で 59.1%（１位）と、ともに高い割合での１位となっています。

【今後の取組】

こうしたニーズに応えるため、遊休施設の活用や補助制度の活用なども視野に入れ、他の児童福祉施設のあり方とともに設置の可否を検討します。

３）親子・子育てを見守る地域づくり

親子の育ちを応援でき、子育てを温かく見守ることができる地域は、道路などの生活環境が親子に優しいだけでなく、子どものこと、子育てのことを理解できる心のある地域だと考えます。また、家庭や地域のこと、働くことなどについても、家庭・地域・事業所が考える機会を増やし、仕事と家庭生活等の調和を市全体の共通課題として啓発していきます。

①青少年センター活動（補導・パトロール啓発）　（学校教育課、社会教育課）

【現状と課題】

学校、警察署、ＰＴＡ、地域育成会などが、地域の見守り活動（不登校・有害環境対策、補導等）を実施しています。

【今後の取組】

今後も青少年問題協議会などを通じ、関係機関が連携を強化しながらの見守り活動を実施します。

②地域の安心活動　（市民生活課、学校教育課）

【現状と課題】

子どもの緊急時の地域の駆け込み場所として、関係者のご理解のもと、学校周辺や商店街などに「子ども１１０番の家」を設置しています。

警察署などの関係機関と連携して、学校などで定期的に「交通安全教室」を開催しています。

交通安全運動などと連動して、町内会、地域育成会、地元企業、ＰＴＡなどが、登下校時の見守り活動を行っています。

【今後の取組】

「子ども１１０番の家」は保護者や子どもたちへの周知を図るとともに、設置した「子ども１１０番の家」との連絡体制等を確保します。

「交通安全教室」は、関係機関と連携して定期的に実施します。

見守りや防犯活動は地域のパトロール活動等と併せて、保護者と協力した展開を図ります。

③就業体験活動　（商工労政観光課、学校教育課）

【現状と課題】

市内の小・中学生が、事業所で職場体験活動を行っています。

若い世代に赤平市に来てもらうために、インターンシップ研修、市内の会社見学などを実施しています。

【今後の取組】

教育委員会と商工労政観光課が連携して、幼少期から効果的な職場体験活動ができるように検討します。

就業体験活動の趣旨の理解を深められるように、企業側に働きかけます。

若年層の移住・定住促進を図るため、市内企業の見学やインターンシップ研修に継続して取り組むとともに、ハローワーク等との連携を強化します。

④雇用の促進と就業環境の向上　（商工労政観光課）

【現状と課題】

人口減少や若手労働者不足により、市内企業の労働者確保が課題となっています。

雇用促進のために関係機関との連携を図るとともに、緊急雇用対策事業等の活用を含め検討しなければなりません。

【今後の取組】

多様な雇用形態・雇用機会を促進するための取組・支援を推進します。具体的には、地元企業の雇用確保に向け、雇用に関する情報提供や無料相談、職業紹介などの手法を検討します。

育児休業等に関する啓発を、事業所に継続して行います。

⑤産業振興プロジェクトとの連携　（社会福祉課、商工労政観光課）

【現状と課題】

「産業振興プロジェクトチーム」の提言に基づき、「企業進行促進条例」による企業の課税免除及び投資への助成、「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業」による企業・事業所への製品開発経費等への助成、「ビジネスサークル研究会推進事業」による企業の人材育成への支援などが実施されてきたところです。

【今後の取組】

少子化対策・子育て支援の充実には、働く場所の確保（地域の産業振興）が欠かせないものであることから、今後も「産業振興プロジェクト」と連携・連動し、子ども・子育て支援施策の検討を進めます。

まとめ　赤平市が実施する子ども・子育て支援の重点施策

１）平成２７年度から実施する新規事業・継続する重点事業

子ども・子育て支援として基本目標１～５に掲載した各事業のうち、平成２７年度から実施する新規事業と、継続して実施する重点事業について再掲します。

①保育料の軽減　（３０P・３１P・３５P・６８P）　新規

赤平幼稚園の保育料については、保護者の所得や世帯の状況に応じた金額設定（国基準から平均 52.16%減額）、小学校３年生以下の第２子半額・第３子以降無料による多子世帯軽減、入園料の廃止などにより、利用者負担の軽減を図ります。

市立保育所の保育料については、小学校就学前児童の第２子半額・第３子以降無料による多子世帯軽減を継続するほか、国の徴収基準額から 50%減額（平成２６年度までは約 15%）することにより、利用者負担の軽減を図ります。

②学校給食費の軽減　（３５P）　新規

近年の物価高騰や消費増税の影響により、学校給食費の値上げが避けられない状況にありますが、子育て世帯への経済的支援を幅広い年代で実施するため値上げを回避し、保護者負担の軽減を図ります。

③小学校でのスキー授業への助成拡大　（４３P）　新規

小学校でのスキー授業に係るバス借上料・リフト使用料について、現行の１回分までの助成を３回分までに拡大します。

④２歳未満児の紙おむつ用ごみ袋の交付　（３５P）　新規

２歳未満児を対象に、赤平市指定ごみ袋（燃やせるごみ２０リットル）を子ども１人につき、１か月当たり１０枚無料交付します。

⑤市立保育所開所時間の拡大　（３１P・６８P）　新規

「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、市立保育所の通常開所時間（現行、７時３０分から１８時まで）を３０分繰り上げ、７時から１８時までの「１１時間保育」とします。

⑥児童館での留守家庭児童見守り事業の対象学年拡大　（３８Ｐ・７８Ｐ）　新規

「児童館・児童センターでの留守家庭児童見守り事業（日中、保護者が家庭にいない子どもを預かる事業)」における対象学年（小学校１年生から４年生まで）を、小学校６年生までに引上げます。
※最大１８時までの利用時間と料金無料は継続します。

⑦児童館での留守家庭児童見守り事業の開所時間拡大　（３８Ｐ・７８Ｐ）　新規

「児童館・児童センターでの留守家庭児童見守り事業」の春・夏・冬休み期間等の開所時間について、現行の９時から１８時までを８時から１８時までに拡大します。
※赤平児童館で試験的に実施します。

⑧児童発達支援事業等の自己負担無料化　（５２Ｐ）　新規

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」における自己負担分を、市が負担することで無料とします。

⑨通級指導教室の設置　（５０Ｐ・５１Ｐ）　新規

ことばの指導や発達支援が必要な小学生の受入先となる「通級指導教室」を、市任用の指導員配置により開設します。教材費等の実費を除き、利用料金の徴収はありません。主に放課後、子どもが必要とする指導・訓練を行います。

⑩子ども・子育て支援ホームページ　（３４Ｐ・６９Ｐ）　新規

市のホームページに、市や関係機関の子ども・子育て支援サービスの紹介や子育て全般をサポートするための専用ページを設けます。

⑪子ども・子育て支援ガイドブック　（３４Ｐ・６９Ｐ）　新規

市の子ども・子育て支援サービスの紹介を始め、子育て全般に関するマニュアル（手助け）にもなる内容のガイドブックを発行し、出生届出時や転入時等に無償配布します。

⑫中学生以下の医療費無料化　（３５Ｐ）　重点

北海道の助成に上乗せする形で、中学生以下の医療費を無料にしています。原則、医療機関等窓口に受給者証を提示することで無料になります。

⑬中学生以下の社会教育・体育施設の利用料無料化　（３５Ｐ・４１Ｐ）　重点

東公民館、みらい、総合体育館、市営テニスコート、市民プール、虹ヶ丘球場、パークゴルフ場の、中学生以下（指導者含む）の利用料を無料にしています。

⑭民間賃貸住宅家賃助成事業　（５５Ｐ）　重点

民間賃貸住宅に移り住む若者転入世帯及び新婚世帯に対し、家賃の一部（上限３万円をまごころ商品券で、最長６０か月）を助成しています。

２）平成２７年度以降に検討を進める事業

基本目標１～５に掲載した各事業のうち、当市における子ども・子育て支援を充実していくために、重点的に検討を進める事業について再掲します。

①幼保一体化の推進　（３２Ｐ・８０Ｐ）

当市における子ども・子育て支援（教育・保育）の確保・充実を図るため、市立赤平幼稚園、市立文京・若葉保育所統合により、「幼保連携型認定こども園」へ移行することを基本方針とします。

利用者を１か所で受入れできる施設の新築や遊休施設の活用も視野に入れ、平成２７年度中を目処に、実施時期や具体的方法を決定します。

②療育体制充実に向けての検討　（５０Ｐ）

児童発達支援等の専門施設の設置や専門職員の配置など、療育体制改善に向けての検討を進めます。

③放課後子ども総合プランの推進　（３２Ｐ・３８Ｐ・３９Ｐ・７８Ｐ）

国は「放課後子供教室」と「放課後児童健全育成事業」の一体的な実施を進めており、平成３１年度末までに全国の全小学校区で実施することを目指しています。

このため、当市においても「放課後子供教室」を実施することを基本方針とし、関係課が連携して準備を進めます。また、検討にあっては学校の活用、地域・保護者が参画しての実施を目指します。

④放課後児童健全育成事業（学童保育）の検討　（３２Ｐ・３８Ｐ・３９Ｐ・７８Ｐ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に、小学校、児童館・児童センター等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。当市では専任の職員配置や専用スペースの確保といった設備・運営基準を満たしていないため、「放課後児童健全育成事業」に類似した市独自の事業として、児童館で実施しています。

「児童館・児童センター」の適正配置とともに、設備・運営基準を満たした「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」の一体的な実施を目指した検討を進めます。

⑤屋内遊戯施設の検討　（５９Ｐ）

アンケート調査では、「市の子育て支援について特に期待すること」で、「冬期間や雨天時に室内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」を選択した保護者の割合が第１位となっており、こうしたニーズに応えるため、遊休施設の活用や補助制度の活用なども視野に入れ、他の児童福祉施設のあり方とともに設置の可否を検討します。

⑥その他保育サービスの検討　（３２Ｐ・７３Ｐ・７６Ｐ）

アンケート調査でニーズが把握された「病児保育（病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業)」、「ファミリー・サポート・センター事業（子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業)」について、今後、当市での実施の可否を検討していきます。

⑦利用者支援事業の検討　（３４Ｐ・６８Ｐ）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

「子ども・子育て支援新制度」の新規事業です。今後、当市での実施の可否を検討していきます。

⑧養育支援訪問事業の検討　（２８Ｐ・７１Ｐ）

養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。「子ども・子育て支援新制度」での、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられています。

当面、現状の体制の中で養育支援を実施するものとしますが、利用ニーズがあることから、平成３１年度までに国の基準どおり実施することを目指します。

⑨実費徴収に係る補足給付を行う事業の検討　（３６Ｐ・７９Ｐ）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入費、行事参加費等を助成する事業です。

「子ども・子育て支援新制度」の新規事業です。今後、実施の可否を検討していくものとします。

⑩児童福祉施設整備計画の策定

こども園、児童館、子育て支援センター、発達支援センター等について、「子ども・子育て支援計画」に即した具体的な施設整備計画を、平成２７年度に策定します。

計画では、児童福祉施設等の整備に関わる次の課題への対応策を決定します。

■老朽化が著しい「児童館の移転・統合」
■幼稚園・保育所の統合による「幼保連携型認定こども園新設」
■国が目標に掲げる「放課後児童健全育成事業（学童保育）」と「放課後子供教室」の「一体的又は連携した実施施設」
■児童発達支援機能を充実させた「発達支援センターの開設」
■アンケート調査で要望の多かった「屋内遊戯施設」
■その他、子ども・子育て支援サービスを提供するための「施設整備」

また、平成２７年度に策定予定の「公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、遊休施設や学校（統合後の校舎含む）の活用も目指します。

「児童福祉施設整備計画」は「赤平市子ども・子育て支援計画」を上位計画とし、施設整備の可否やスケジュールを具体化する「実施計画」となります。

第５章　量の見込みと確保の方策等
（子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画）

本章は、第４章に掲載した各事業に、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村事業計画」における必須記載事項である「量の見込みと確保方策等」を加え再掲したものです。

１　教育・保育提供区域の設定

１）「教育・保育提供区域」とは

市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域（小学校区、中学校区、行政区などを想定）を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

計画には教育・保育提供区域ごとに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制の確保の内容・実施時期」を、計画期間の各年度別に記載することが求められています。

２）赤平市における教育・保育提供区域は「市内全域」

当市では、これまでも保育所や児童館・児童センターでの学童預かりで学校区のような区域を設けず「市内全域」を提供区域とし、利用者が自由に選択できる形をとってきました。幼稚園や子育て支援センターについても現存施設は１か所ずつで、都市部のような区域を設定する必要性は見当たりません。児童数の推移から、各施設を利用者の利便性を図りながらいかに集約していくかが課題ともなっており、「子ども・子育て支援新制度」スタートと同時に区域を細分化することは、非効率的であると考えます。

以上のことから、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、従前同様**「市内全域」**とします。

２　幼児期の教育・保育

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び実施時期

提供区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
市内全域		1号（3～5歳教育のみ）	2号（3～5歳）		3号（0～2歳）（保育の必要性あり）		1号（3～5歳教育のみ）	2号（3～5歳）		3号（0～2歳）（保育の必要性あり）		1号（3～5歳教育のみ）	2号（3～5歳）		3号（0～2歳）（保育の必要性あり）	
			教育	保育	0歳	1、2歳		教育	保育	0歳	1、2歳		教育	保育	0歳	1、2歳
①量の見込み（人）		66	23（注1）	67	12（注2）	32（注2）	57	20（注1）	58	11（注2）	33（注2）	52	18（注1）	53	10（注2）	31（注2）
②確保方策（人）	教育・保育施設	89		67	12	32	77		58	11	33	70		53	10	31
	幼稚園	89					77					70				
	保育所			67	12	32			58	11	33			53	10	31
	地域型保育事業															
②－①（人）		0		0	0	0	0		0	0	0	0		0		0

提供区域		平成30年度					平成31年度				
市内全域		1号（3～5歳教育のみ）	2号（3～5歳）		3号（0～2歳）（保育の必要性あり）		1号（3～5歳教育のみ）	2号（3～5歳）		3号（0～2歳）（保育の必要性あり）	
			教育	保育	0歳	1、2歳		教育	保育	0歳	1、2歳
①量の見込み（人）		51	18（注1）	52	10（注2）	30（注2）	51	18（注1）	52	9（注2）	28（注2）
②確保方策（人）	教育・保育施設	69		52			69		52	9	28
	幼稚園	69					69				
	保育所			52	10	30			52	9	28
	地域型保育事業										
②－①（人）		0		0	0	0	0		0	0	0

※1号…満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前の子ども
　2号…満3歳以上の保育の必要性（保育を必要とする）の認定を受けた就学前の子ども
　〃（教育）…2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強いと推定されるもの
　〃（保育）…2号認定のうち、保育の必要性が高いと推定されるもの
　3号…満3歳未満の保育の必要性（保育を必要とする）の認定を受けた就学前の子ども

【注1】2号（教育）の子どもは幼稚園を利用することとし、実際上の過不足を生じさせない取り扱い。
【注2】育児休業取得者の設定～潜在家庭類型タイプ A・B・C・E の方の育休取得率（アンケート調査票（就学前世帯用）問14、問15で確認）が0歳児で33．3%、1・2歳児で20%であったことから、利用意向率算定の基礎となる人数を0歳児で▲33．3%、1・2歳児で▲20%とした。

■赤平市の現状

市立赤平幼稚園、市立文京・若葉保育所を運営しています。

■今後について

暫定的ではありますが、計画期間中も現行のまま３施設継続とします。過去の利用実績を考慮すると、実際の利用が量の見込み（ニーズ量）を下回る可能性も多分にあります。

少子化が進む中、３施設の統合が避けられない課題となっています。市町村事業計画では、「幼児期の教育・保育の一体的提供、当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容」が必須記載事項となっていることからも、施設統合と合わせた「認定こども園」への移行について、その実施時期を検討していきます（詳細は８０Ｐ）。

平成２７年度から、市立保育所の通常開所時間（現行、７時３０分から１８時まで）を３０分繰り上げ、７時から１８時までの「１１時間保育」とします。

平成２７年度からの赤平幼稚園の保育料については、保護者の所得や世帯の状況に応じた金額設定（国基準から平均 52.16%減額）、小学校３年生以下の第２子半額・第３子以降無料による多子世帯軽減、入園料の廃止などにより、利用者負担の軽減を図ります。

平成２７年度からの市立保育所の保育料については、小学校就学前児童の第２子半額・第３子以降無料による多子世帯軽減を継続するほか、国の徴収基準額から 50%減額（平成２６年度までは約 15%）することにより、利用者負担の軽減を図ります。

３　地域子ども・子育て支援事業（全１３事業）

①利用者支援事業（新規）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡・調整などの支援を行います。

■赤平市の現状

「子ども・子育て支援新制度」における新規事業であり、実績はありません。

■今後について

子ども・子育て支援事業の選択肢が多くある都市部では、専門の職員がサービスと利用者の仲立ちとなり連絡調整を行う必要性は高いと言えますが、当市においては専門の職員を配置するまでの需要が見込めないことから、当面は実施を見送り、現行の体制の中で利用者支援を充実させることとします。

具体的には、市のホームページに子ども・子育て支援サービスの紹介や子育て全般をサポートするための様々な情報を掲載する「赤平市子ども・子育て支援ページ」の開設、新生児や転入してきた子どもの保護者に配布する「赤平市子ども・子育て支援ガイドブック（事業の紹介や子育てについてのアドバイスを掲載した、子育て世帯の便利帳)」の発刊を、平成２７年度中に実施します。

利用者支援専門職員の配置については、今後の検討課題とします。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言その他の援助を行う事業。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び実施時期

子育て支援センター	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	420 人日	420 人日	403 人日	378 人日	360 人日
②確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※国が示す「量の見込み」算出方法により0歳～2歳のみの推計。1か月当たりの利用児童数。

（参考）利用実績

子育て支援センター	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
親子遊び	延 2,390 人	延 2,820 人	延 2,872 人	延 3,295 人	延 2,462 人
育児相談	延 12 人	延 15 人	延 12 人	延 11 人	延 16 人
個別支援			延 29 人	延 101 人	延 214 人
幼稚園・保育所等訪問支援			延 47 人	延 49 人	延 37 人

※年間での利用人数（3歳児以上含む）。個別支援及び幼稚園・保育所等訪問支援は、平成23年度から実施。

■赤平市の現状

市立文京保育所併設の「赤平市子育て支援センター」を開設しています。平日１０時～１２時にセンターを開放し子育て中の親子の交流を行っているほか、子育てについての相談・情報提供・助言などの支援を行っています。平成２３年度からは、障がい児や発達に配慮が必要な子どもへの支援を充実するため、専門の支援員を配置。センターでの個別支援や、保育所・幼稚園等を訪問しての支援も行っています。また、医療機関等から心理士や理学・作業療法士、言語聴覚士の派遣を受けた巡回相談も実施しています。いずれも利用料金はかかりません。

平成２６年度からは専任のセンター長を配置し体制の充実を図り、利用者から要望の多かった午後からのセンター開放や、児童館訪問支援等の事業拡大も図りました。

センターから離れた親子にも利用していただけるよう、「児童館・児童センター」等を会場にした親子遊びも実施しています。介護予防事業はつらつ塾「かえで」に参加している高齢者との交流行事、親子遠足やクリスマス会等も開催しています。

■今後について

計画期間中も、現行のまま１か所開設します。体制の充実を図るとともに新たな事業にも取り組んでいますが、今後、発達を支援する機能をいかに充実させていくか、少子化が進む中でも多くの親子に利用していただくため、どのような事業展開を進めていくかが課題となっています。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

■「量の見込み」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実人数	61 人	58 人	55 人	52 人	49 人
健診回数	488 回	464 回	439 回	414 回	390 回

※平成23～25年度の実績から算定した利用率に、人口推計による出生数を掛けて見込みとした。

（参考）利用実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実人数	76 人	72 人	64 人	69 人
健診回数	635 回	564 回	515 回	564 回

■赤平市の現状

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業。

妊婦届出時に母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票及び超音波検査受診票を併せて交付することにより健診に係る費用負担を軽減し、受診率の向上を図っています。

国の基準による望ましい健診の回数は１４回程度であるため、基準どおり１４回分の受診票（規定の検査項目については無料）を交付しています。

■今後について

国の定める健診回数・実施時期・検査項目の基準を必要最低限度とし、計画期間中も現行のまま実施します。受診率向上のための普及・啓発活動を進めます。

④乳児家庭全戸訪問

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業。

■「量の見込み」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
家庭訪問数	39 人	36 人	35 人	32 人	31 人

※人口推計による年度別の出生児童総数を見込みとした。

（参考）利用実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
家庭訪問数	57 人	24 人	43 人	35 人	48 人

■赤平市の現状

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境を把握しています。赤平市では、母子保健法に基づく新生児訪問を兼ねて実施しています。料金はかかりません。

■今後について

計画期間中も現行のまま実施します。引き続き、産後早期の訪問により母親の育児不安の解消を図ることなどを目的に、全家庭を訪問することを基本とします。

⑤養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業～養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

その他要保護児童等の支援に資する事業～要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

■養育支援訪問事業:「量の見込み」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
対象数	14 人	13 人	13 人	12 人	12 人

※市介護健康推進課保健師により把握された養支援者数（平成25年度14人）と、人口推計を基に算定した。

■赤平市の現状

国の基準を満たす「養育支援訪問事業」としての実施はありませんが、母子保健法に基づく訪問事業（新生児訪問含む）等を通じて支援が必要であると判断された場合は、市保健師が中心となって、日常業務の中で関係機関と連携し養育支援を行っています。

当市では児童福祉法の規定に基づき、平成１７年度に「赤平市要保護児童対策地域協議会」を設置。調整機関は市社会福祉課とし、構成機関は市の関係課、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員、警察署等としています。必要に応じ、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）、特定妊婦（出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に関する情報交換や支援方策の協議を行っています。毎年数件の個別ケース検討会議の開催実績があります。

■今後について

計画期間中も現行のまま実施します。引き続き、様々な関係機関との連携強化や研修への積極的な参加等により、担当職員及び関係機関の専門性強化を図りながら、保護や支援が必要な児童や家庭に最善な対応策が講じられるよう、当協議会の積極的な活用による連絡・調整を図ります。

養育支援訪問事業については、当面、現状の体制の中で養育支援を実施するものとしますが、利用ニーズがあることから、平成３１年度までに国の基準どおり実施することを目指します。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ））。一時預かりと類似の事業ではありますが、児童養護施設等において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び実施時期

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	０人	０人	０人	０人	０人
②確保の方策	**０か所**	**０か所**	**０か所**	**０か所**	**０か所**

■赤平市の現状

当市では未実施です。

■今後について

アンケート調査で利用希望が見込めなかったことから、実施を見送るものとします。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。援助を受ける場合、料金がかかることが通常です。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び実施時期

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年	7人	7人	6人	6人	5人
	高学年	8人	8人	8人	8人	8人
	計	15人	15人	14人	14人	13人
②確保の方策		0か所	0か所（※）	0か所（※）	0か所（※）	1か所（※）

※1週間当たりの利用人数。

■赤平市の現状

当市では未実施です。

■今後について

アンケート調査にて、利用の希望が見込まれました。「ファミリー・サポート・センター事業」を当市で実施する場合の課題は次のとおりで、計画期間当初から実施を盛り込むことは困難であると判断します。

◆供給過剰の懸念～利用希望が全般的に多めに出る傾向があるアンケート調査において、全体で１日当たり２名程度の利用。小学生以下の子どもの数が当市の３．５倍程度の他市でも、利用実績は１日当たり１名程度となっている。当市においては、１週間に数名以下の利用にとどまることも想定される（人員体制等を整備しても、それに見合う利用がない可能性）。

◆供給体制確保の課題～実際に援助を行う提供会員の不足が懸念される（事業を実施するに当たり協力をお願いできる子育てサークル等もない）。

以上の課題等はありますが、少数ながらも利用希望があること、事業展開によっては「病児保育事業（利用希望はあるが実施が困難）」の代替事業となる可能性もあることから、「ファミリー・サポート・センター事業」の実施を目指した準備作業を次のとおり進めます。

①意向調査等により、「ファミリー・サポート・センター事業」を実施する際、援助を行う提供会員が確保できるかを検証（平成２７年度中）。

②団体・民間事業所による実施の可否を再検討（平成２７年度中）。

③子どものみを対象とするセンターでは運営基盤が脆弱（利用人数が少なすぎる）となるため、高齢者や要介護者を対象に併せ持つセンターを設置し、そこに子ども部門を加えることができないか、関係機関と協議を進める。

これらの作業を進め平成２７年度以降の子ども・子育て会議等で随時報告し、実施の可否を協議するものとします。また、実施できる目処がついた場合は子ども・子育て会議での協議等を経て、計画を変更します（※）。なお、計画での実施開始年度は暫定的ではありますが、計画最終年度の平成３１年度とします。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業。

■在園児を対象とした一時預かり事業

赤平幼稚園		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号認定	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	2号認定	1,864 人	1,613 人	1,482 人	1,446 人	1,446 人
	計	1,864 人	1,613 人	1,482 人	1,446 人	1,446 人
②確保方策	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	受入人数	1,864 人	1,613 人	1,482 人	1,446 人	1,446 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※年間での利用人数（3～5歳児）。1号認定の利用は、一時預かり事業（その他）に包含されるものと判断し見込まない。

※2号認定の量の見込みは、赤平幼稚園における過去5年間の一人当たり年間利用日数の平均80．3日を就労日数として算定した。

（参考）在園児を対象とした一時預かり事業の利用実績

赤平幼稚園	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実人員	16 人	5 人	8 人	15 人	17 人
利用日数	1,147 日	403 日	748 日	1,213 日	1,387 日

※実人員は、利用日数にかかわらず利用登録をしていた者の人数。利用日数は年間。

■一時預かり事業（その他）

文京保育所	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	513 人	474 人	444 人	425 人	416 人
②確保の方策	513 人	474 人	444 人	425 人	416 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※年間での利用人数。

（参考）一時預かり事業（その他）の利用実績

文京保育所	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用日数	384 人	284 人	322 人	619 人	485 人

※年間での利用人数。

■赤平市の現状

当市では、次の一時預かり事業を実施しています。

◆赤平幼稚園の在園児を対象とした預かり保育～保護者の就労を条件とした、幼稚園終了後（１３時３０分）から１７時３０分までの預かり。利用者負担は月額4,000円とおやつ代実費。利用者からの希望を受け、平成２４年度からは夏・冬休み期間も実施。平成２６年度からは春休み期間も実施。

◆文京保育所での一時保育～保護者の疾病・就業・リフレッシュ目的等により一時的に子どもの保育が必要なときに預かる事業。週３日又は月１４日までの利用可能（保護者の疾病、災害等緊急の場合は１か月までの特例があるが、その場合は通常の保育所入所で対応することがほとんど）。１歳から就学前まで利用可。月～土曜、８時から１７時３０分までの保育。利用料は年齢と時間に応じて500円～2,000円。定員は１日当たり５名程度。

■今後について

◆赤平幼稚園での預かり保育を在園児を対象とした一時預かり事業として、計画期間中も現行のまま実施します。「子ども・子育て支援新制度」スタートにより、新たに一時預かり事業（幼稚園型）として位置付けられ国の助成対象ともなったことから、ニーズに見合った人員体制確保を図ります。

◆文京保育所での一時保育を一時預かり事業（その他）として、計画期間中も現行のまま実施します。引き続き国の助成を受けられる事業でもあることから、ニーズに見合った人員体制確保を図ります。

⑨時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び実施時期

市立保育所		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		33 人	31 人	29 人	28 人	27 人
②確保方策	実施箇所数	**2か所**	**2か所**	**2か所**	**2か所**	**2か所**
	受入人員	33 人	31 人	29 人	28 人	27 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※受入人員は、年度内に時間外保育を利用する者の人数。

（参考）利用実績

市立保育所	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実人員	45 人	37 人	54 人	50 人	62 人
利用日数	362 日	403 日	751 日	657 日	835 日

※実人員は、年度内に延長保育を利用した者の人数。利用日数は年間。

■赤平市の現状

当市では、市立文京・若葉保育所で時間外保育を実施しています。

市立保育所の通常開所時間は７時３０分から１８時までで、以降１８時３０分までで 100 円、１８時３０分を超えて１９時までで更に 100 円の延長保育利用料を徴収しています。ここ数年、利用者数・日数ともに増加傾向にあります。

■今後について

計画期間中も、現行のまま市立文京・若葉保育所で実施します。

保育標準時間認定を受けた子どもについては７時から１８時まで、保育短時間認定を受けた子どもについては８時から１６時まで通常保育を利用することができますが、時間外保育料は７時から１９時までの間で、それぞれの通常保育利用可能時間以外の３０分ごと（３０分を超えない場合は３０分とみなす。）に 100 円とします。

時間外保育時間の更なる拡充については、保育士の確保と利用者数の推移を見ながら、今後検討していくものとします。

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び実施時期

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		247 人	228 人	213 人	204 人	200 人
②確保方策	実施箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	受入人数	0 人	0 人（※）	0 人（※）	0 人（※）	200 人（※）
②－①		△247 人	△228 人	△213 人	△204 人	0 人

※年間での利用人数。

※量の見込みは、アンケート調査票（就学前世帯用）問23－1で、対処方法「3．親族・知人に子どもを見てもらった、4．父親または母親のうち就労していない方が子どもを見た」を選択した方の利用意向日数を差し引いて算定した。

■赤平市の現状

当市では未実施です。

■今後について

アンケート調査では計画期間５か年において、１日当たり１名未満という利用希望が出ました。一方、他市で実施されている病児保育については、当市の３倍程度の就学前児童がいるにもかかわらず、月数件の利用にとどまっています。

国の基準を満たすためには専任の看護師・保育士配置や専用スペースの確保が必須となっていますが、保育所における慢性的な保育士不足の中で配置できる余裕がないことや、看護師の専任配置や専用スペースの確保に相当な経費がかかるにもかかわらず、他市の利用実績からは供給過剰になる懸念が持たれることから、国からの助成を受けて（国の基準を満たして）の事業実施は、現段階では困難であると判断します。

以上のことから計画期間当初の実施は見込まないものとしますが、潜在的なものも含め一定程度のニーズがあることも事実です。

よって、供給量不足の解消を目指した準備作業を次のとおり進めます。

①「ファミリー・サポート・センター事業」の検討を進め、実施の際は病児預かりも目指す。

②市単独での人材確保が困難であるため、広域連携による人員雇用が可能であるか、近隣市町との協議を進める。

③市の単独事業として、保育所兼任の保育士や他施設兼務の看護師を配置した「病児保育事業」実施の可否を検討する。

これらの作業を進め平成２７年度以降の子ども・子育て会議等で随時報告し、実施の可否を協議するものとします。また、実施できる目処がついた場合は子ども・子育て会議での協議等を経て、計画を変更します（※）。なお、計画での実施開始年度は暫定的ではありますが、計画最終年度の平成３１年度とします。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び実施時期

赤平市		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年	48 人	47 人	42 人	40 人	35 人
	高学年	44 人	41 人	43 人	44 人	44 人
	計	92 人	88 人	75 人	84 人	79 人
②確保方策	低学年	**5か所（※）**	**5か所（※）**	**5か所（※）**	**5か所（※）**	**5か所（※）**
	高学年	48 人	47 人	42 人	40 人	35 人
	計	44 人	41 人	43 人	44 人	44 人
	実施箇所数	92 人	88 人	75 人	84 人	79 人
②－①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※年間での登録人数。

（参考）利用実績

赤平市		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録児童数	低学年	62 人	60 人	64 人	54 人	59 人
	4年生				5 人	29 人
	計	62 人	60 人	64 人	59 人	88 人
実施箇所数		**5か所**	**5か所**	**5か所**	**5か所**	**5か所**

※各年5月1日現在での登録人数。平成23年度の夏休みから、対象児童を小学校4年生まで引上げた。

■赤平市の現状

当市では市内に５か所ある「児童館・児童センター」で、保護者が就労や疾病などにより昼間家庭にいない児童（小学校１年生から４年生まで）を土日・祝日も含めた年間約３５２日、最長１８時までお預かりしています。学童保育専任の指導員や専用スペースを確保していないため、利用児童は児童館スペースで他の児童館利用者と一緒に過ごし、児童館職員が混在する利用児童と児童館利用者の面倒を同時に見ています。他市町村では利用料金がかかる場合がほとんどですが、当市では児童館内での実施ということもあり無料としています。平成２２年度夏休みからは在所時間の１７時までを１７時３０分までに延長、平成２３年度夏休みからは対象児童の小学校３年生までを小学校４年生までに拡大、平成２４年度４月からは在所時間を１８時までに延長するなどの改善も行ってきました。登録児童数実績はここ数年で６０～８０名程度となっていますが、日常的に利用しているのは１０数名程度です。

専任の職員配置や専用スペースの確保といった国の補助基準を満たしていないため、市独自の「児童館での留守家庭児童見守り事業」として実施しています。

■今後について

アンケート調査では、過去の登録人数と大差のない利用希望が出ました。計画期間中も、現行のまま「児童館・児童センター」で実施（※）することとしますが、「子ども･子育て支援新制度」では小学校６年生までを対象とすることが原則とされたため、当市においても対象者を小学校６年生までに引上げます。

専任の職員や専用のスペースが確保されていない、当市の「児童館での留守家庭児童見守り事業」は、市や国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を満たすものではありません。「子ども・子育て支援新制度」の「放課後児童健全育成事業」に該当しない事業、市が独自に「児童館・児童センターで放課後児童の居場所を確保している事業」という位置付けになります。

アンケート調査からは、利用料金無料と最寄りの「児童館・児童センター」を利用できる利便性から、現行のまま本事業を利用したいとの意向が多く読み取れましたが、料金がかかっても内容を充実してほしいとの意見もありました。少子化の進行や施設の老朽化により、「児童館・児童センター」の統合・移転等が避けては通れない課題となっている中、それらの整理がされていない現段階で、学童保育専用の施設を先行して設置することは困難です。学童保育専用施設を設置し学童保育所としての機能を充実させることで、設備投資に見合った利用者数が見込まれるのか。現行のまま継続することを求める声にどのように配慮するべきか。こうした課題の整理と併せ、国や市の基準を満たす「放課後児童健全育成事業」の実施が当市において可能であるか、検討を進めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入費、行事参加費等を助成する事業。保育料とは別途徴収される実費徴収分に係る、低所得者の負担軽減策として実施される事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

■赤平市の現状

「子ども・子育て支援新制度」における新規事業であることから、いずれも実績はありません。

■今後について

◆⑫については、計画期間当初の実施は見込まないものとしますが、今後、国で検討されている事業内容や他市町村の状況も確認しながら、この事業が当市において経済的負担軽減につながる有効な施策である場合は、実施するものとします。

◆⑬については、当市のような特定教育・保育施設等への新規の参入が見込まれない小規模自治体にとっては必要性の低い事業であると判断し、実施を見込まないものとします。今後、新たな事業所の参入が見込まれる状況にあると見なされた場合、実施を検討します。

４　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

１）認定こども園の普及について

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、「子ども・子育て支援新制度」では認可手続の簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

当市では今日まで、公立幼稚園１か所、公立保育所２か所を運営してきましたが、今後も少子化の進行が見込まれる中、適正な規模での集団教育・保育を実施していくためには、幼稚園と保育所の認可を併せ持つ幼保連携型認定こども園への移行が望ましいと考え、平成２７年度中に実施の時期を決定します。

２）幼保連携型認定こども園移行への考え方

アンケート調査とともに実施した人口推計では、深刻な少子化の進行（計画期間終了以降、年間出生児童数が３０名を切る見込み等）が浮き彫りになりました。

このため、少子化対策のための新たな施策を本計画と連動して推進していくことが必要ですが、その一方で、避けては通れない少子化の進行に合わせ、施設の効率的な運営を図るためにも、然るべき時期での幼稚園・保育所の統合は回避できないことであり、またそのことが、赤平の子どもたちへ適正な教育・保育環境を提供し続けるために必要なことであると考えます。

将来的な統合の課題を抱える中、現行の幼稚園・保育所への大規模な設備投資等に踏み込めない状況にあります。また、老朽化が著しい児童館やその他の児童福祉施設についても、幼稚園や保育所を使用しなくなった場合にそれらの遊休施設へ移転させる可能性もあることから、今後の幼稚園・保育所のあり方の方向性が見出せないままに、先行して移転や新築等をすることが困難な状況にあります。

「幼保連携型認定こども園」について、

①国が政策的に設置を推進していくこと

②当市での幼児期における教育・保育施設を適正な規模で運営していくためには、３施設の統合が避けられないこと

③教育・保育施設のあり方を方向付けなければ、その他児童福祉施設のあり方についても結論を見出すことが困難であること

④統合により人材や運営費を１か所に集中できることで、施設単体での「教育・保育の質の改善」が期待できること

⑤統合の際は施設の一本化が想定されるため、教育認定、保育認定の双方のニーズに応えるための「こども園」への移行が必要であること

以上のことから、当市における子ども・子育て支援（教育・保育）の確保・充実を図るため、３施設統合による「幼保連携型認定こども園」への移行は必要であると判断し、次のとおり、市としての基本方針を設定します。

基本方針　赤平市では、市立赤平幼稚園、市立文京・若葉保育所を統合し「幼保連携型認定こども園」を設置することを目指し、実施時期や内容についての検討を進めます。

なお、検討にあっては利用者を１か所で受入れできる施設の新築や遊休施設の活用も視野に入れ、平成２７年度中を目処に協議を進め、実施時期や具体的方法を決定していきます。

一方、アンケート調査では、今後利用したい教育・保育事業として「こども園」を選択した割合が非常に低く（※）、当市においては国が進める「こども園」の意義や内容についての周知が図られていないことや、利用者にとっては現状の幼稚園・保育所といった施設の形態による支障は少なく、「こども園」移行を求める割合が極めて低いことが明らかになりました。保護者からの移行希望が少数であることに配慮し、制度の周知も含め、国や市としての考え方を丁寧に説明していくことが必要です。

※アンケート調査結果（就学前児童のいる世帯）

①利用したい施設（あてはまるもの一つだけを選択する設問）
「幼稚園」と「認可保育所」が 47.5%ずつ。「認定こども園」が 5.1%。

②利用したい施設（複数選択できる設問）
「幼稚園」が 53.8%。「認可保育所」が 51.5%。「幼稚園の預かり保育」が 28.5%。「認定こども園」が 13.1%。「ファミリー・サポート・センター」が 10.0%。

③市の子育て支援について特に期待すること（子育てサービス全般から３つまで選択）
「認定こども園をつくってほしい」が 6.9%（小学生のいる世帯では 2.6%）。

今後は将来的な決算状況をくわしく推計し、それら資料等により、子ども・子育て会議等で協議を進めます。

※公立施設については、新制度移行後も市町村が１０/１０（地方交付税措置による一般財源）負担。施設型給付の支払いは受けない（保育所・幼稚園についても同じ）。新制度移行後の公立こども園等に対する地方交付税単位費用額や公立こども園新築に対する施設整備費補助金については、平成２７年度国家予算の中で示される見込み。それらも検討の材料にすることが必要。

協議に当たっては運営経費の視点だけではなく、移行した場合のメリット・デメリットを検証するとともに、デメリットに対しどのような対応策を施すのか等、様々な課題について行政側の見解だけではなく、利用者や教育・保育に携わる担当職員の視点からの意見が反映されることも必要であると考えます。

また、移行時期などの具体案が一定程度固まった段階で、幼稚園・保育所利用者等を対象にした意見交換会を開催し、アンケート調査結果等にも配慮した周知と説明を行います。

3）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

市が直接施設運営に携わることで、教育・保育及び子育て支援のニーズや課題などを的確に把握し、ニーズに即した施策の展開を図っていくとともに、将来的には市立の幼保連携型認定こども園に移行することにより、市が率先して質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行っていきます。

地域子ども・子育て支援事業については、当市において実施している各事業の利用者への周知に努めるとともに、担当者の研修や情報交換、関係機関の連携強化など、相談機能の充実を図り、子育てへの不安や悩みを持つ保護者の支援に努めます。

また、子育て家庭の孤立化を防ぐため、子育て支援センター等を中心に、多くの方が参加・利用するような事業の実施を通じて、家庭と地域、専門施設が一体となった子育て環境整備の推進に努めます。

4）学童期の保育（放課後児童健全育成事業の実施に向けて）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を預かる学童保育（放課後児童健全育成事業）は、当市において最も重要な課題の一つです。現在、国の規程に基づき市が定めた設備及び運営基準を満たさない代替事業を児童館・児童センターで実施していますが、児童に適切な遊びや生活の場を与え、保護者が安心して児童を預けることができる場として、各種基準を満たした学童保育所を設置することが急務です。

当面は、児童館・児童センター職員のスキルアップと行事等の充実を図りながら代替事業を行っていきますが、将来的な幼稚園・保育所のこども園移行や小学校の統合に備え、小学校内での開設や「放課後子供教室」との一体的な実施を基本に、学童保育所の設置を目指した検討を早急に進めます。

5）幼稚園・保育所と小学校との連携

国がそれぞれの基準を定める「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」では、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために、幼稚園・保育所を問わず、幼児期の教育を担う施設と小学校が連携していくことが重要であるとされ、そのためには、各施設同士における連携に加え、設置者や所管部局が異なる施設が連携しやすいよう、地方公共団体が連携のための環境を整備することが求められています。

当市としてはこれらの基準への到達を目指し、それぞれの子ども・子育て支援が施設や年齢の違いによって途切れてしまったり停滞してしまったりすることがないよう、以下の取組を進めていきます。

幼稚園･保育所をそれぞれの児童が行き来する交流保育の場や､年長児童が在園(所)時間中に小学校を訪問する場を引き続き設け、小学校生活へスムーズに移行できるよう、児童の交流を図ります。

将来の市立こども園への移行を円滑に進めるため、さらに、子どもに関わる担当者全てのスキルアップを等しく図るため、職種にこだわらず幼稚園・保育所始め関係機関が等しく参加できるような研修機会の確保に努めるとともに、幼稚園・保育所間の異動による人事交流を継続していきます。

幼稚園・保育所と小学校との連携を図るため、幼稚園・保育所からの指導・保育要録（児童の記録）の小学校への送付にとどまらず、幼稚園・保育所と小学校を行き来しての情報伝達を小学校入学時を中心に行っていきます。

教育委員会主催の就学指導委員会などを活用し、幼稚園・保育所、小学校の職員が意見・情報を交換する場を設けます。

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進に当たっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園・子育て支援センターなどの子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

２　計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「赤平市子ども・子育て会議」や、庁内組織である「赤平市少子化対策プロジェクトチーム」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、毎年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

計画の推進に当たっては、子育て家庭、子育てに係る事業者、関係団体を始め、多くの住民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなどさまざまな媒体を活用して、広く市民に周知します。

資料編

１　赤平市子ども・子育て支援計画の策定経過

月　　日	項　　目	主な内容
平成２５年６月４日	平成２５年度 第１回少子化対策プロジェクトチーム合同会議	■子ども・子育て支援新制度について ■平成２５年度における少子化対策プロジェクトチームについて
平成２５年１０月１日	広報あかびら１０月号掲載	■赤平市子ども・子育て会議の設置 ■赤平市子ども・子育て会議委員募集
平成２５年１１月２０日	平成２５年度 第１回子ども・子育て会議	■会議の運営について ■子ども・子育て支援新制度と赤平市子ども・子育て会議の役割について ■子ども・子育て支援に係る当市の現状 ■アンケート調査について ■今後の進め方について
平成２５年１１月２９日～１２月１３日	赤平市子ども・子育て支援事業計画策定のための「アンケート調査」実施	■就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯の保護者へのアンケート調査
平成２５年１１月２９日	広報あかびら１２月号掲載	■赤平市子ども・子育て会議の開催報告 ■赤平市子ども・子育て会議委員の再募集 ■アンケート調査実施案内
平成２６年３月２６日	平成２５年度 第２回子ども・子育て会議	■市立保育所・幼稚園・児童館の概要 ■アンケート調査集計報告 ■赤平市推定児童人口と必要事業量の見込みについて ■今後の進め方について
平成２６年５月１日	広報あかびら５月号掲載	■赤平市子ども・子育て会議の開催報告 ■アンケート調査実施報告 ■赤平市子ども・子育て会議委員の再募集
平成２６年９月２５日	平成２６年度 第１回少子化対策プロジェクトチーム合同会議	■子ども・子育て支援新制度及び赤平市子ども・子育て会議の経過について ■赤平市子ども・子育て支援事業計画の素案作成について
平成２６年１０月２日	平成２６年度 第１回子ども・子育て会議	■子ども・子育て支援新制度及び赤平市子ども・子育て会議の経過報告 ■条例等で定める各基準について ■利用者負担について ■赤平市子ども・子育て支援事業計画作成について ■幼保連携型認定こども園について ■今後の進め方について

月　　日	項　　目	主な内容
平成２６年１０月２７日 ～平成２６年１１月１０日	子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例（案）の制定に伴うパブリックコメントの募集	■特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案） ■家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案） ■放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案） ※意見なし
平成２６年１０月３０日	平成２６年度 第２回子ども・子育て会議	■保育の必要性の認定基準について ■赤平市子ども・子育て支援事業計画作成について ■利用者負担について ■幼保連携型認定こども園について
平成２６年１０月３１日	広報あかびら１１月号掲載	■子ども・子育て支援新制度の紹介 ■幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育のポイント ■支給認定の説明等
平成２６年１２月１日	広報あかびら１２月号掲載	■赤平幼稚園の入園児、文京・若葉保育所入所児の募集 ■支給認定の説明等
平成２６年１２月１５日	平成２６年度 第３回子ども・子育て会議	■保育の必要性の認定基準について ■市立保育所の開所時間について ■赤平市子ども・子育て支援事業計画について ■利用者負担について
平成２６年１２月２６日 ～平成２７年１月２５日	赤平市子ども・子育て支援計画（素案）に伴うパブリックコメントの募集	■赤平市子ども・子育て支援計画（素案） ※意見なし
平成２７年３月２４日	平成２６年度 第４回子ども・子育て会議	■赤平市子ども・子育て支援計画（案）について ■今後の進め方について
平成２７年３月３１日	赤平市子ども・子育て支援計画完成	■市役所等での閲覧開始 ■市ホームページに掲載 ■関係機関への配布開始
平成２７年４月１日	広報あかびら４月号掲載	■保育料の国基準からの 50%軽減等、赤平市が平成２７年度から実施する子ども・子育て支援事業の紹介

２　赤平市子ども・子育て会議について

⑴赤平市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第２２号）

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき，赤平市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は，法第７７条第１項各号に掲げる事務を処理する。
（組織）
第３条　子ども・子育て会議は，委員１５人以内をもって組織する。
２　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
⑴　法第６条第２項に規定する保護者
⑵　子ども・子育て支援（法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者
⑶　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
⑷　その他市長が必要と認める者
（委員の任期）
第４条　子ども・子育て会議の委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
２　委員は，再任されることができる。
（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議に，会長及び副会長各１人を置き，委員の互選により定める。
２　会長は，子ども・子育て会議を代表し，会務を総理する。
３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第６条　子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は，会長が招集し，会長がその議長となる。
２　会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
４　会議は，必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴取するほか，資料の提出を求めることができる。
（専門部会）
第７条　第２条に規定する所掌事務についてより専門的な調査審議を行う必要があるときは，子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。
２　専門部会は，会長が指名する委員及び臨時に置く委員をもって組織する。
（秘密の保持）
第８条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた，同様とする。
（庶務）
第９条　子ども・子育て会議の庶務は，社会福祉課において処理する。

（委任）
第１０条　この条例に定めるもののほか，子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は，会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は，公布の日から施行する。
（招集の特例）
２　子ども・子育て会議の最初の会議は，第６条第１項の規定にかかわらず，市長が招集する。

⑵赤平市子ども・子育て会議委員名簿

No.	団　体　名	役　職	氏　名
１	赤平市民生委員児童委員協議会	会長	藤原　　税
２	赤平市青少年育成連絡協議会	会長	佐藤よう子
３	ひまわりクラブ （赤平母子寡婦福祉連合会）	会長	川口ゆかり
４	赤平市ＰＴＡ連合会	会長	吉本　　卓
５	文京保育所ひまわり会 （保護者会）	会長	兵庫　常郎（H26.3.31まで） 畠山　和久（H26.4.1から）
６	若葉保育所若葉会 （保護者会）	会長	菅野　益栄（H26.3.31まで） 渡邊　鉄也（H26.4.1から）
７	赤平幼稚園保護者会	会長	孫崎　里美
８	赤平市校長会	会長	牧野　雅宏（H26.3.31まで） 東　　喜章（H26.4.1から）
９	赤平市立赤平幼稚園	園長	浦　見也子
１０	赤平市立若葉保育所	所長	小野寺洋子
１１	赤平市立文京保育所	所長	梶川　康子（H26.3.31まで） 植田　恵子（H26.4.1から）
１２	赤平市子育て支援センター	センター長	佐藤　元信（H26.4.1から）
	合計１２団体		合計１２名

※初年度の委員任期については、平成２５年１１月１日から平成２７年１０月３１日までとし、所属団体の役員改選等により交代する場合は、前任委員の残任期間を任期とした。

※公募委員については、応募がなかったため空席とした。

３　アンケート調査の結果概要

以下は、本計画策定のための基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に、就学前児童・小学生のいる全世帯を対象に実施した「赤平市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の結果概要です。くわしくは、「赤平市子ども・子育て支援事業計画策定ためのアンケート調査集計報告書（平成２６年３月）」をご覧ください。
※市役所社会福祉課か市のホームページでご覧いただけます。

⑴就学前児童調査結果

□お子さんとご家族の状況について

・　回答者の 91%が「母親」。
・　子育てを主にしている人は、57%が「父母両方」、39%が「主に母親」。
・　赤平市に「20 年以上住んでいる」と答えた方が、46%だった。

□日頃の子育てについて

・　日頃、子どもの面倒を見てもらえる親族・知人が「日常的にいる」と答えたのは 55%、「緊急時にはいる」が 32%だった。
・　子育てに関して不安や負担を「やや感じる」が 39%、「あまり感じない」が 38%、「全く感じない」が 16%だった。
・　子育てに関して日常的に悩んでいることは、「食事や栄養に関すること」が 29%で最も多く、次いで 26%の「病気や発育・発達に関すること」、22%の「経済的な不安・負担が大きい」となっている。
・　子育ての上で、95%の人が「気軽に相談できる人がいる」と答え、相談先としては「祖父母等の親族」が 90%、次いで「友人や知人」が 72%、「保育所・幼稚園の先生」が 24%となっている。

□父親の就労状況について

・　父親の 83%が、「フルタイム」で就労している。
・　就労していない、あるいは就労したことがない父親の 33%が「子育てや家事などに専念したい」と考え、同じく 33%の人が「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」と考えている。また、希望する就労形態は、「フルタイム」が 100%だった。

□母親の就労状況について

・　母親の 25%が「フルタイム」、23%が「パート・アルバイト」で就労している。
・　就労していない母親のうち、36%が「1 年以上先に、一番下の子どもが希望年齢になった頃に就労したい」と考えている。そのうち 40%が、一番下の子どもが「7 歳以上」になったら就労したいと考えている。
・　現在就労していない母親の今後希望する就労形態は、「パート・アルバイト」が 74%だった。

□平日の定期的な教育・保育事業について

- 幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」が 72%だった。利用している施設は「認可保育所」が 50%、「幼稚園」が 42%で、利用者の 77%が「週に 5 日」利用している。
- 利用している教育・保育事業の場所としては、94%が「赤平市内」だった。
- 今後の利用としては 90%の人が「利用したい」意向で、92%の人が「赤平市内」を希望している。
- 他市町村で利用したい理由としては、「利用希望施設がない」が 50%、「教育・保育の内容」、「勤務先がある」がそれぞれ 25%だった。
- 教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が 42%で、利用したい年齢としては「3 歳」が 46%、次いで「4 歳」が 33%だった。
- 定期的に利用したい事業は「幼稚園」が 53%、「認可保育所」が 51%、「幼稚園の預かり保育」が 28%となっている。

□土曜・休日の教育・保育事業の利用希望について

- 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用は、「利用する必要がない」が 53%、「月に 1～2 回は利用したい」が 27%だった。
- 休日の定期的な利用に関しては、「利用する必要がない」が 70%、「月に 1～2 回は利用したい」が 22%だった。
- 幼稚園を利用している人のうち、夏休みや冬休みなどの長期休暇中の利用に関して「利用する必要がない」が 26%、「月に 1～2 回は利用したい」が 14%だった。

□地域の子育て支援事業について

- 「地域子育て支援事業」は、75%の人が利用していない。「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」人が、58%だった。また、「利用していないが今後利用したい」人は、20%だった。
- 今後利用したい事業として、「地域子育て支援拠点事業」が 38%、「一時預かり」が 34%だった。また、希望する実施場所は、全ての事業において「赤平市内」が多数を占めている。

□病気やケガの際の対応について

- 定期的に教育・保育事業を利用している人のうち、41%の人が「病気やケガで利用できなかったこと」があった。その場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が 74%、「親族・知人に子どもを見てもらった」が 48%だった。
- 病児・病後児保育施設の利用に関しては、「利用したい」64%、「利用したいと思わない」が 35%だった。利用したいと思わない理由としては、「親が仕事を休んで対応する」が 66%、「他人に見てもらうのが不安」が 46%だった。利用したい事業形態としては、「病院小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 77%、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が 70%だった。

□不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

- 教育・保育事業の不定期利用については、80%の人が利用していない。利用していない理由は、68%の人が「特に利用する必要がない」、13%の人が「利用したい事業が地域にない」となっている。
- 利用したい理由としては、「冠婚葬祭や通院などのため」が 67%、「私用やリフレッシュのため」が約 61%だった。
- 子どもを泊まりがけで家族以外の人に預けた機会は、76%の人が「なかった」と多数を占めた。「あった」と答えた人は、20%だった。預けた人の場合、対処方法としては「親族・知人に見てもらった」が 88%だった。その場合、47%の人は親族・知人に「3 泊～5 泊」預けている。

□小学校就学後の放課後の過ごし方

- 低学年の放課後の過ごし方としては「自宅」が 26%、「祖父母等親族宅で過ごす」が 15%、「児童館」及び「放課後児童クラブ（学童保育)」が 14%だった。
- 高学年の放課後の過ごし方としては「自宅」が 24%、「友人・知人宅」が 13%、「公園、図書館、総合体育館、その他」が 12%だった。

□子育て支援の取組について

- 子育て支援のサービスについて認知度が高いものは、96%で「幼稚園・保育所」、95%で「乳幼児検診、相談、離乳食教室」及び「中学生以下の医療費無料化」、90%で「新生児訪問」、「各種予防接種への助成」だった。実際に利用しているサービスは、「乳幼児健診、相談、フッ素塗布、離乳食教室」が 90%、「中学生以下の医療費無料化」が 86%、次いで「新生児訪問」が 83%、「幼稚園・保育所」が 78%と続く。
- 子育て環境や支援の満足度は５段階評価中、「３」が 41%、「２」が 23%、「４」が 18%だった。
- 市の子育て支援に期待することは、「冬期間や雨天時に室内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が 53%、「子育て世帯への経済的負担を軽減してほしい」が 42%だった。

⑵ 小学生調査結果

□お子さんとご家族の状況について

- 「2 人兄弟」が 46%、「ひとりっ子」が 34%、「3 人兄弟」が 13%だった。
- 回答者の約 90%が「母親」。
- 子育てを主にしているのは、60%が「父母両方」、33%が「主に母親」。
- 赤平市に「20 年以上住んでいる」と答えた方が、57%だった。

□日頃の子育てについて

- 日頃、子どもの面倒を見てもらえる親族・知人が「緊急時にはいる」と答えたのは 48%、「日常的にいる」が 44%だった。また、祖父母等の親族には「安心して見てもらえる」が 65%、友人・知人に対しても「安心して見てもらえる」が 73%だった。
- 子育てに関して、「あまり不安や負担を感じない」が 40%、「やや不安や負担を感じる」が 40%だった。
- 子育てに関して日常悩んでいることは、「勉強や連絡など、学校生活に関すること」が 62%、「子どもとの時間が十分持てない」が 24%だった。
- 悩んだ時に相談できる相手が「いる」と、93%が回答している。

□保護者の就労について

- 父親は 79%が「フルタイム」、母親は 37%が「パート・アルバイト」、33%が「フルタイム」で就労している。

□放課後の過ごし方について

- 「友人と遊んでいる」が 45%、「習い事」が 39%、「自宅で兄弟姉妹等家族と過ごす」が 34%だった。
- 放課後児童クラブの利用について、土曜日は「利用する必要はない」が 20%、「高学年（4～6 年生）になっても利用したい」が 7%だった。日曜日は「利用する必要はない」が 24.3%、「高学年（4～6 年生）になっても利用したい」が 4%だった。また、長期の休み（春・夏・冬休み）について、「高学年（4～6 年生）になっても利用したい」が 16%、「利用する必要はない」は 11%だった。
- 子どもがよく利用する公共施設は、「公園」が 63%、「児童館・児童センター」が 40%、「図書館」が 17%だった。

□子育て支援の取組について

- 子育て支援のサービスについて認知度が高いものは、「社会教育・体育施設の中学生以下利用料無料化」が 97%、「中学生以下の医療費無料化」が 96%、「幼稚園・保育所」と「児童館・児童センター」が 94%だった。
- 子育て環境や支援の満足度は５段階評価中、「３」が 44%、「２」が 23%、「４」が 16%だった。
- 市の子育て支援に期待することは、「冬期間や雨天時に室内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が 59%、「子育て世帯への経済的負担を軽減してほしい」が 42%だった。

４　その他資料

⑴ 用語解説

【主な保育・教育サービスの内容】

サービス名	サービス内容
保育所	市内の保育所でお子さんを預かるサービス。
家庭的保育	保育者及び一般の家庭等でお子さんを預かるサービス（現在、赤平市にはありません。）。
幼稚園（通常の通園時間）	市内の幼稚園の通常の通園時間でお子さんを預かるサービス。
幼稚園の預かり保育	幼稚園で通常の通園時間を延長してお子さんを預かるサービス。
ファミリー・サポート・センター	急な残業で保育所への迎えが間に合わない場合やお子さんの病気などで保育所に預けられないが仕事も休めないなどの場合に、保護者の方をお手伝いするサービス。支援を必要とする方とお手伝いする方の双方とも事前登録をしていただきますので、安心してサービスを受けられます（現在、赤平市にはありません。）。
時間外保育	保護者の方の就労時間や通勤時間の増加などへの対応として、通常の保育時間外にお子さんを預かるサービス。
一時保育（一時預かり）	保護者の方が就労、疾病や冠婚葬祭などの理由のため、家庭での保育ができないお子さんを一時的に預かるサービス。
病児保育・病後児保育	お子さんが病気にかかっていたり病気の回復期にあったりして通常の集団保育が難しい場合に、一時的にお子さんを預かるサービス（現在、赤平市にはありません。）。
認定こども園	保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れて幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、地域において全ての子育て家庭を対象に、育児相談や親子の集いの場の提供等を行うサービス（赤平市には公立保育所が２か所、公立幼稚園が１か所ありますが、こども園はありません。）。 こども園を設置すると、「３～５歳児に同一の教育の場を提供できる」、「保育所退所のお子さんも同じ施設を引き続き利用できる」、「国の財政的な優遇措置が期待される」、「統合施設となる場合は、人材や資金を集中できる」等のメリットが考えられます。 しかし一方では、「短時間利用者と長時間利用者が混在する中、日課・給食・行事・指導（保育）要録・利用者負担等をどう整理していくか」の課題もあります。また、「統合施設となる場合は、今ある施設単独での全児童受け入れができないため、新築や改修費用が必要となる」、「統合施設となる場合は、地域によって送迎の距離が長くなる」等の懸念もあります。
休日保育	保護者の方が就労等により、休日に家庭で保育できないお子さんを預かるサービス（現在、赤平市にはありません。）。
放課後児童クラブ（学童保育）	保護者の方が就労等により昼間家庭にいない小学生１～４年生のお子さんを対象に、生活の場を提供するサービス（赤平市では類似の事業として年間約３５０日、無料で利用いただける「児童館・児童センターでの留守家庭児童見守り事業」を実施しています。）。
子育て支援センター	親子が気軽に集まることのできる場で、交流や育児相談等を行っています。

⑵ 市立赤平幼稚園・市立保育所の保育料

平成27年度　赤平市の保育料

幼稚園の入園料廃止・多子世帯の半額～無料化、保育所保育料の国基準からの半額軽減などを実施

平成27年3月現在

市立赤平幼稚園の保育料（月額）【推定世帯年収】

階層区分		3～5歳児	小学校3年生までの兄姉がいる場合、その児童を含めて2番目の子どもについては左記の半額、3番目以降の子どもについては無料。
①	生活保護世帯	0円	
②	市町村民税 非課税世帯 （所得割非課税世帯含む） 【～271万円】	3,000円	
	〃　（減免世帯）	0円	
③	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 【～362万円】	6,100円	
	〃　（減免世帯）	5,700円	
④	市町村民税 所得割課税額 77,101円以上 【362万円～】	6,100円	
国基準からの階層別軽減率の平均		52.16% ※減免世帯除く	

市立文京保育所・若葉保育所の保育料（月額）【推定世帯年収】

階層区分		保育標準時間		保育短時間		小学校就学前の兄姉がいる場合、その児童を含めて2番目の子どもについては左記の半額、3番目以降の子どもについては無料。
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
①	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
②	市町村民税 非課税世帯 【～210万円】	4,500円	3,000円	4,500円	3,000円	
	〃　（減免世帯）	0円	0円	0円	0円	
③	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満 【～284万円】	9,750円	8,250円	9,650円	8,150円	
	〃　（減免世帯）	9,250円	7,750円	9,150円	7,650円	
④	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満 【～410万円】	15,000円	13,500円	14,800円	13,300円	
⑤	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満 【～580万円】	22,250円	20,750円	21,950円	20,450円	
⑥	市町村民税 所得割課税額 301,0000円未満 【～865万円】	30,500円	29,000円	30,050円	28,550円	
⑦	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満 【～1,061万円】	40,000円	38,500円	39,400円	37,900円	
⑧	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上 【1,061万円～】	52,000円	50,500円	51,200円	49,700円	
国基準からの軽減率		50.00%				

※「保育標準時間」は最長11時間（7時～18時）の利用時間、「保育短時間」は最長8時間（8時～16時）の利用時間となります。

※ 8月分までの保育料は平成26年度の市民税額、9月分以降の保育料は平成27年度の市民税額により決定されます。

※「減免世帯」には、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等が該当します。

※【推定世帯年収】は、父・母・子2人（母はパートタイム勤務程度）の世帯の場合の**あくまで大まかな目安**です。

※ この保育料のほかに、教材費、行事参加費、保護者会費などがかかる場合があります。

※ 赤平幼稚園で預かり保育を利用する場合は、この保育料のほかに月額4,000円とおやつ代実費がかかります。

※ 保育所の最長時間を越えて利用した場合、この保育料のほかに延長保育利用料（30分ごとに100円）がかかります。

※ 平成27年度から、赤平幼稚園の入園料は徴収しない予定です。

※ この保育料は子育て支援の充実を図るため、国の定める利用者負担額よりも低額な保育料を、市が独自に設定したものです。

※ 国が定める利用者負担の上限額基準から、赤平幼稚園で52.16%、市立保育所で50%軽減しています。

赤平市子ども・子育て支援計画

（平成２７年度～平成３１年度）

発 行　平成２７年３月　赤平市
編 集　赤平市社会福祉課

〒079-1192 北海道赤平市泉町４丁目１番地
Tel：（0125）32-2216（課直通）
Fax：（0125）34-4188
e-mail：　fukushi@city.akabira.hokkaido.jp